

一般廃棄物処理基本計画

(平成 26 年 3 月見直し)

平成 26 年 3 月

幸 田 町

目 次

第 1 部 序論

第 1 章	計画の主旨	1-1
1	計画の目的	1-1
2	計画の位置付け	1-2
3	計画の期間	1-3
4	計画の範囲	1-3
第 2 章	地域概況	1-4
1	幸田町の位置	1-4
2	自然条件	1-5
3	社会条件	1-6
4	関連計画	1-16

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章	現状の把握	2-1
第 1 節	ごみ処理の現況	2-1
1	ごみ処理の沿革	2-1
2	ごみ処理の流れ	2-2
3	ごみ量・ごみ質	2-4
4	排出抑制・資源化	2-11
5	収集運搬	2-17
6	中間処理及び最終処分	2-18
7	ごみ処理経費	2-21
8	ごみ処理の評価	2-22
第 2 節	現況推移ケースにおけるごみ処理量の見込み	2-26
第 2 章	課題の抽出	2-30
1	発生抑制	2-30
2	資源化	2-30
3	収集・運搬	2-30
4	中間処理	2-31
5	最終処分	2-31
6	適正処理処分	2-31
第 3 章	基本理念・基本方針	2-34
第 1 節	基本理念	2-34
第 2 節	基本方針	2-35
第 4 章	基本計画	2-38
第 1 節	発生抑制計画	2-38
第 2 節	資源化計画	2-40

第3節 収集運搬計画	2-42
第4節 中間処理計画	2-43
第5節 最終処分計画	2-45
第6節 適正処理の推進と不法投棄の防止.....	2-46
1 適正処理の推進	2-46
2 不法投棄の防止	2-47
第7節 計画の推進	2-48
第8節 基本目標	2-49
1 基本目標の設定	2-49
2 目標達成ケースによる将来予測	2-50

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況.....	3-1
1 生活排水処理の体系	3-1
2 生活排水の排出状況	3-2
3 生活排水処理施設の整備状況	3-4
4 し尿・浄化槽汚泥の処理状況	3-11
5 前回基本計画との比較	3-13
第2章 課題の抽出	3-14
1 生活排水処理施設の整備促進	3-14
2 生活排水対策の普及・啓発	3-14
3 適正処理	3-14
第3章 基本方針	3-15
1 生活排水処理施設の整備促進	3-15
2 生活排水対策に関する意識の向上	3-15
3 効率的な収集運搬と適正処理	3-15
第4章 基本計画	3-16
第1節 生活排水処理に関する計画	3-16
1 生活排水処理主体	3-16
2 処理の目標及び整備手法の概要	3-16
第2節 し尿・汚泥処理に関する計画	3-20
1 排出抑制等計画	3-20
2 収集運搬計画	3-22
3 中間処理計画	3-23

第1部 序 論

第1章 計画の主旨

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

この法的根拠の上に立った「一般廃棄物処理基本計画」は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理やリサイクルの推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

本町においても平成21年3月に「一般廃棄物処理基本計画（以下、「前回基本計画」という。）」を改定し、一般廃棄物の適正処理及び減量・資源化に努めてきました。

一方で、前回基本計画を改定してから5年が経過し、前回基本計画改定後の廃棄物処理に関する動態として、平成25年4月1日には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という）が施行されているほか、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システムの指針」という。）（平成25年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」が改定されています。

そのような中で、本町では平成21年度より公共施設において使用済みてんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料として再生利用しているほか、平成24年度より小型家電の回収も開始しています。

これら社会情勢や生活様式の変化に対応した取組みは随時検討していく必要があり、また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）」にも示されているとおり、生活様式や処理体制の変化を考慮して今後のごみ処理体制について現状分析を行い、改めて将来を予測し、ごみの減量・資源化施策を展開することが必要となります。

本町としてもごみ減量・資源化の指針や社会情勢等の実情を考慮し、また、上位計画及び周辺計画の改定に対応し、町内における一般廃棄物（ごみ及び生活排水）について、減量化、資源化及び適切な処理・処分を図るための見直しを実施していきます。

また、将来予想される愛知県のごみ処理広域化計画に基づいた岡崎西尾地域のごみ処理の広域化も視野に入れ、計画を改定していきます。

2 計画の位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされていることに基づき、本町のごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものです。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つに分けられます。

その役割は、総合的・中長期的な視点で行政が行う計画的なごみ及び生活排水処理の推進と、住民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本計画を定めることにあります。

また、計画策定時には関連する法規制や上位計画との整合性を考慮する必要があるほか、計画策定後は、計画の基本方針に基づいて年度毎に実施計画を策定する必要があります。

計画の位置付けについては、図1-1-1に示すとおりです。

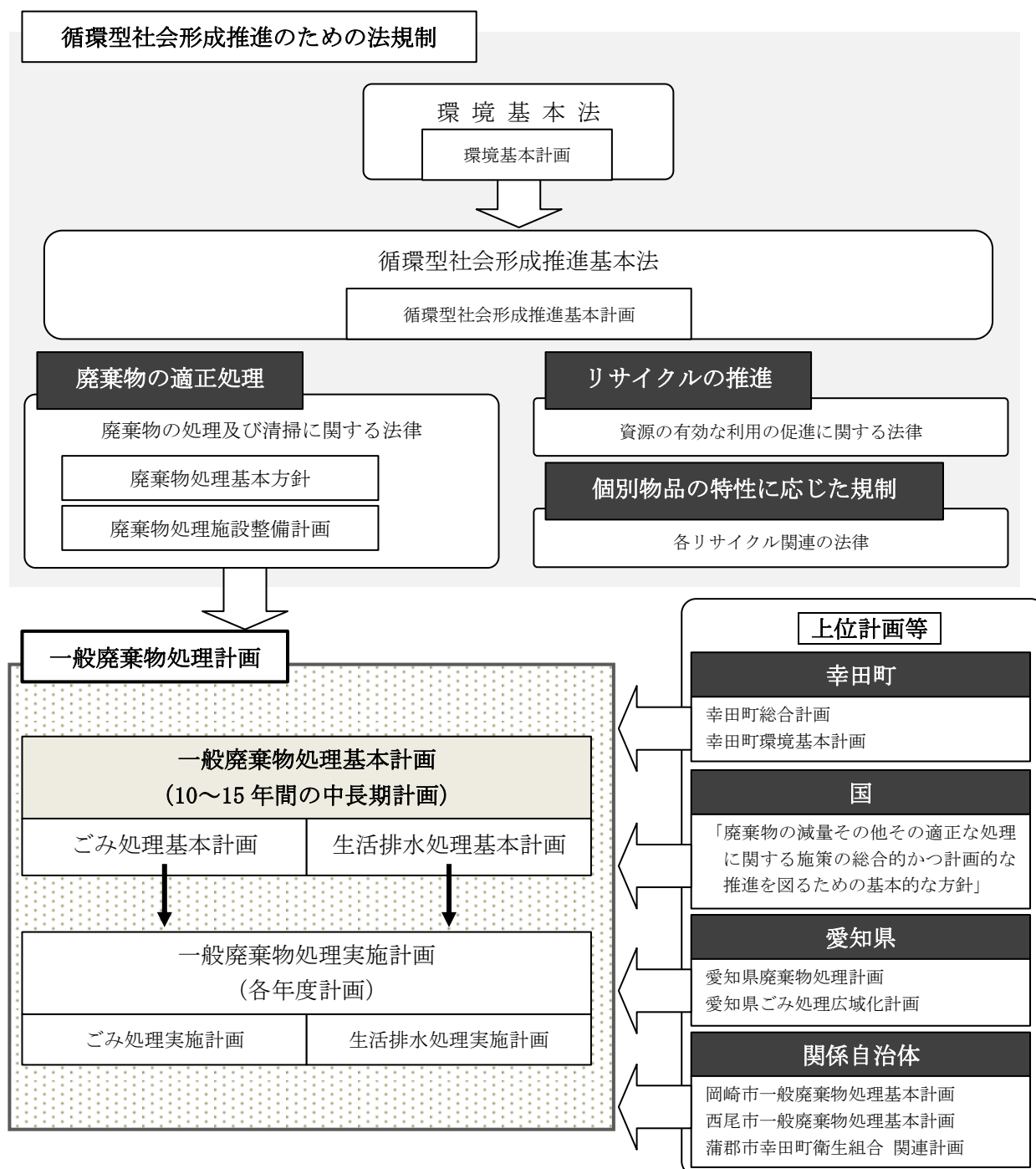


図1-1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

3 計画の期間

本計画は図 1-1-2 に示すとおり、平成 21 年 3 月に改定された前回基本計画の見直しを実施し、新たに平成 26 年度から平成 40 年度までの 15 年間を計画の期間とします。

また、平成 30 年度及び平成 35 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとするほか、廃棄物処理行政や社会経済情勢が大きく変化した場合には適時適切な見直しを行うこととします。

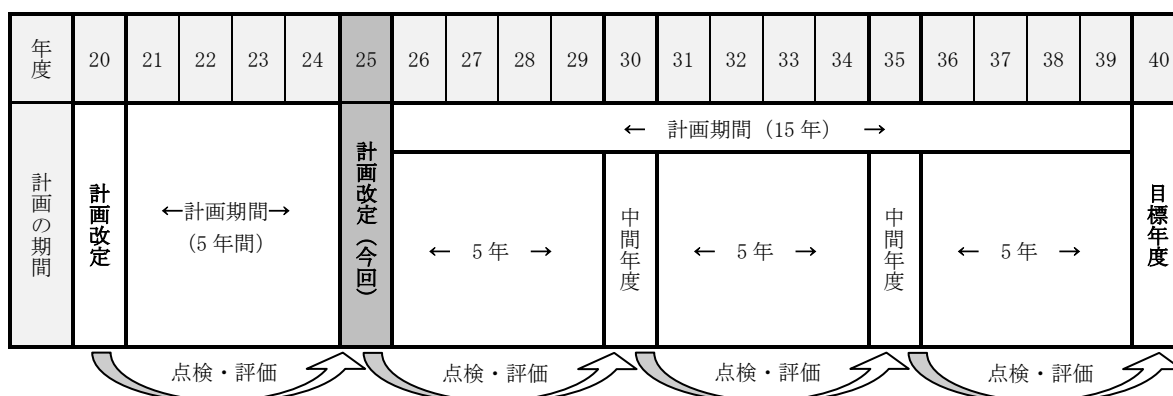


図 1-1-2 計画の期間

4 計画の範囲

本計画の範囲は、幸田町全域における一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

第2章 地域概況

1 幸田町の位置

本町は、愛知県の中南部に位置し、中部圏の中心都市名古屋市から45km圏内にあり、北は岡崎市、南東は蒲郡市、西は西尾市の3市と接しています。

町の広さは、東西10.25km、南北10.55kmで、面積は56.78km²です。

東部の遠望峰山の約440mを最高に東部から南西部に100m～400mの丘陵地が続き、広田川とそれに注ぐ支流を中心に平野が広がっています。

本町の位置図は図1-2-1に示すとおりです。



図 1-2-1 幸田町の位置図

2 自然条件

(1) 地象・水象

本町は、東部と南西部は丘陵が続き、中央部と北部は広田川に沿って平野が広がっています。町の東部には遠望峰山があるほか、南西部の西尾市・蒲郡市との境界には三ヶ根山（標高約 320m）があります。

農業用溜池として県内最大級の人造湖である大井池は、面積約 9ha で、四季を通じて豊富な水が蓄えられています。

また、昭和 20 年に発生した三河地震において、三ヶ根山地を含む地塊が隆起してできた「深溝断層」は愛知県指定天然記念物になっています。

(2) 気象

本町の最寄りの地方気象観測所である岡崎及び蒲郡観測所における平成 24 年の気温と降雨量を表 1-2-1 及び図 1-2-2 に示します。

過去 5 年間の年間平均気温は 15～16℃前後となっています。

平成 24 年の降雨量は、岡崎・蒲郡いずれも 6 月が最も多く、次いで 9 月となっており、降雨量が最も少ないのは 1 月となっています。

表 1-2-1 気温・降雨量の状況（観測所：岡崎・蒲郡）

年次	岡崎観測所				蒲郡観測所			
	気温(℃)			降雨量 (mm)	気温(℃)			降雨量 (mm)
	平均	最高気温	最低気温		平均	最高気温	最低気温	
平成20年	15.6	37.6	-5.3	1,830.5	16.3	37.0	-2.3	1,810.0
平成21年	15.8	35.7	-4.9	1,523.5	16.3	35.0	-1.9	1,759.0
平成22年	16.0	37.8	-5.1	1,563.0	16.5	37.2	-2.6	1,829.0
平成23年	15.3	36.7	-5.0	1,722.0	16.0	35.5	-2.7	1,633.0
平成24年	14.9	36.9	-7.5	1,412.0	15.6	36.5	-5.0	1,419.5

気象庁ホームページ

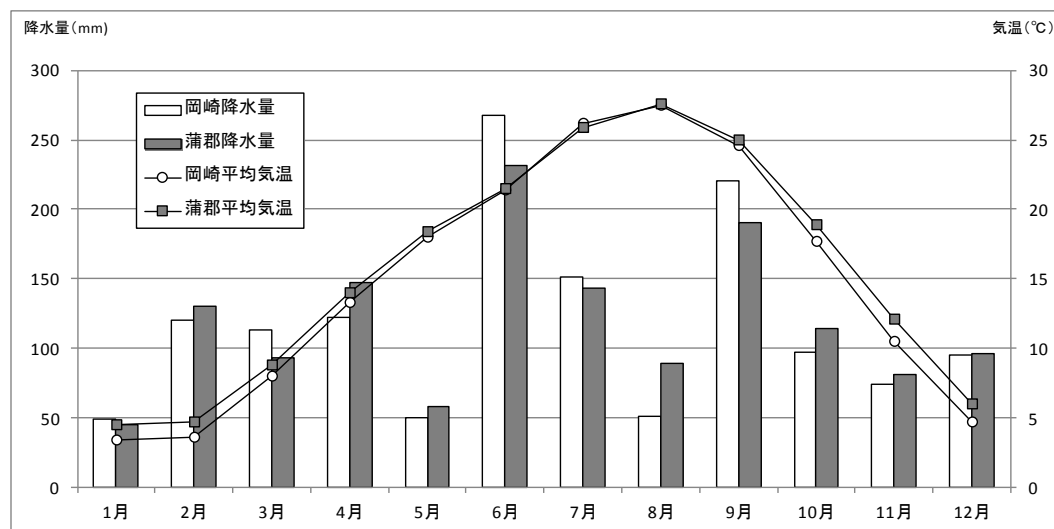


図 1-2-2 月別気温・降雨量の状況（平成 24 年 岡崎・蒲郡）

3 社会条件

(1) 人口

ア. 人口及び世帯

本町の平成15年度から平成24年度の10年間の人口及び世帯数の推移は表1-2-2と図1-2-3に示すとおりです。

土地区画整理事業の進展に伴い新たな居住者が移転していることもあり、人口、世帯数ともに年々増加しています。

表 1-2-2 人口及び世帯数の実績

年	人口（人）			世帯数 （世帯）	一世帯 当たり人員 （人/世帯）
	総数	対前年度 増減数	対前年度 増減率		
平成15年	34,455	-	-	11,056	3.12
平成16年	34,710	255	0.74	11,201	3.10
平成17年	35,596	886	2.55	11,715	3.04
平成18年	35,729	133	0.37	11,956	2.99
平成19年	36,635	906	2.54	12,491	2.93
平成20年	37,269	634	1.73	12,990	2.87
平成21年	37,387	118	0.32	13,081	2.86
平成22年	37,930	543	1.45	12,697	2.99
平成23年	38,115	185	0.49	13,284	2.87
平成24年	38,543	428	1.12	13,394	2.88

住民基本台帳登録人口（外国人含む）（各年10月1日現在）

注）平成17年、平成22年については国勢調査人口（各年10月1日現在）

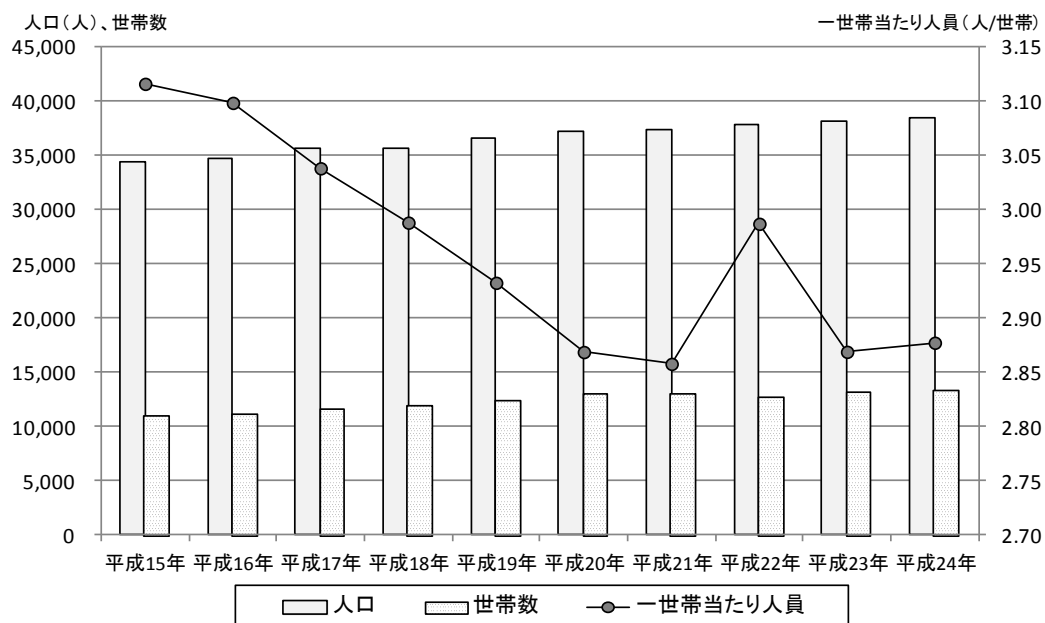


図 1-2-3 人口及び世帯数の推移

イ. 人口動態

本町における人口の自然動態・社会動態の推移は、表 1-2-3 及び図 1-2-4 に示すとおりです。

過去 10 年間の人口増減をみると、平成 15 年から平成 24 年にかけて、人口は年々増加しています。

自然動態では、出生が死亡を上回り増加しており、社会動態においても転入が転出を上回っています。

表 1-2-3 人口増減の推移

区分	単位	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人口増減	人	486	255	415	604	906	634	201	265	463	428
自然動態	人	190	191	228	146	239	225	164	181	240	218
出生	人	406	421	427	385	457	460	439	424	498	468
死亡	人	216	230	199	239	218	235	275	243	258	250
社会動態	人	296	64	187	458	667	409	37	84	223	210
転入	人	1,789	1,765	1,949	2,135	2,417	2,261	2,036	1,818	1,917	1,978
転出	人	1,345	1,508	1,559	1,526	1,706	1,770	1,953	1,596	1,496	1,563
その他増減	人	△ 148	△ 193	△ 203	△ 151	△ 44	△ 82	△ 46	△ 138	△ 198	△ 205

住民基本台帳登録人口(外国人含む)

注) 数値は前年の10月～翌年9までの計です。

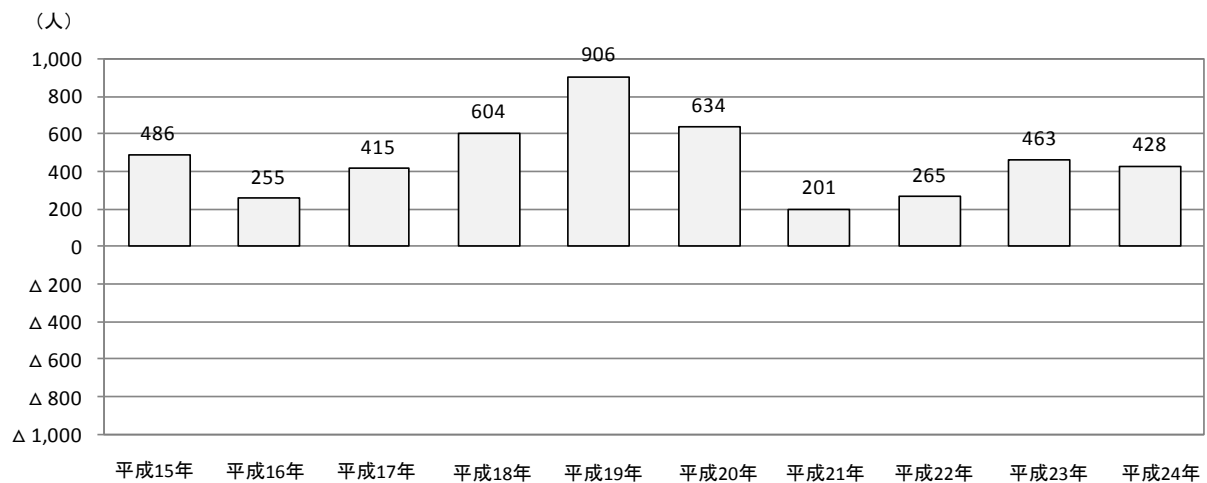


図 1-2-4 人口増減の推移

ウ. 人口構造

本町における年齢別人口の状況は、表 1-2-4 及び図 1-2-5 に示すとおりです。

人口構造は、幼年人口、生産年齢人口、高齢人口のいずれも増加している一方で、幼年人口、生産年齢人口の構成比が平成 12 年度から平成 22 年度まで経年的に減少しているのに対して、高齢人口の構成比が増加しています。このことから、高齢化が経年的に進んでいると考えられます。

表 1-2-4 年齢別人口

区分		平成12年		平成17年		平成22年	
		人口（人）	構成比	人口（人）	構成比	人口（人）	構成比
幼年人口	0～14歳	5,664	17.0%	5,797	16.3%	6,199	16.4%
生産年齢人口	15～64歳	23,334	69.9%	24,430	68.7%	25,199	66.5%
高齢人口	65歳以上	4,391	13.2%	5,325	15.0%	6,499	17.1%
計		33,389	100.0%	35,552	100.0%	37,897	100.0%

国勢調査人口（各年10月1日現在）

構成比は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

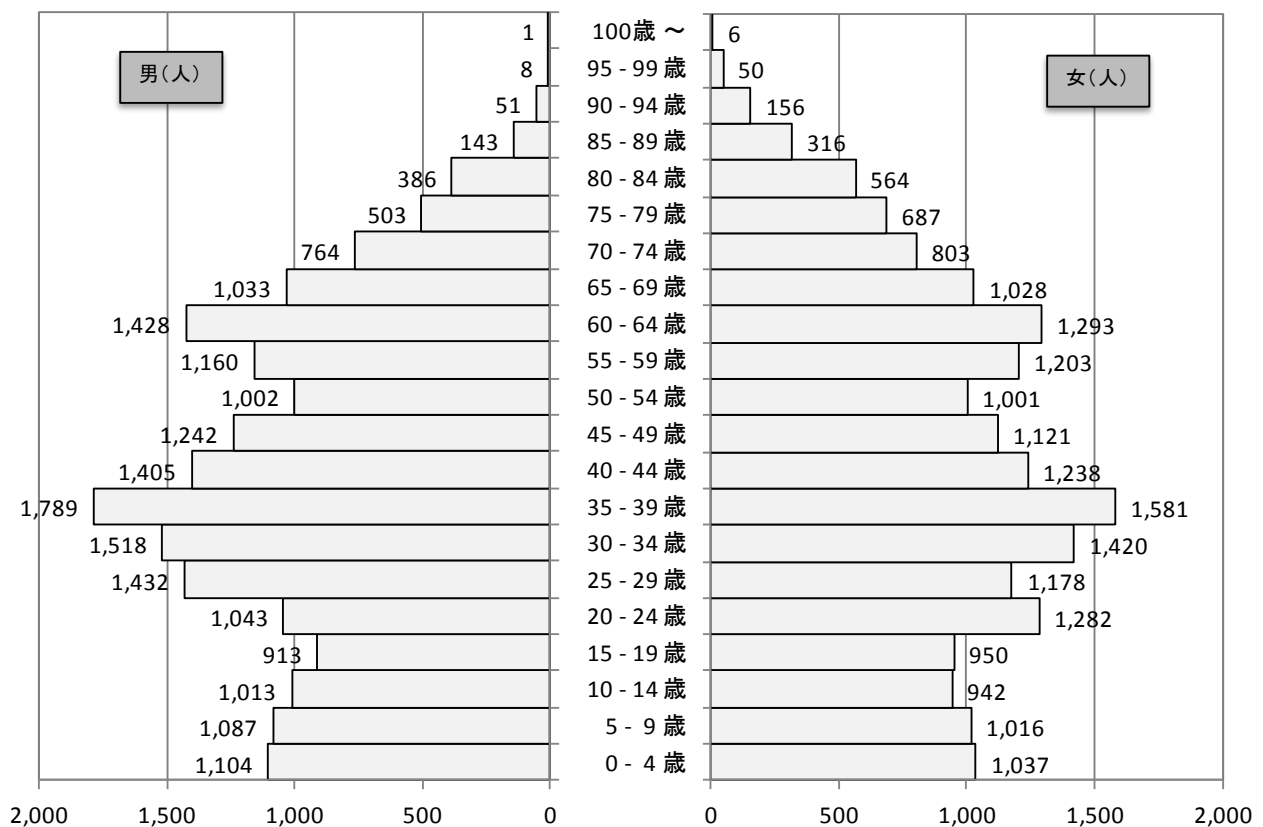


図 1-2-5 年齢別人口（平成 22 年 10 月 1 日現在）

エ. 流動人口

本町における流動人口の状況は表 1-2-5 に示すとおりです。

平成 12 年から平成 22 年にかけていずれも流出人口に比べて流入人口が上回っていますが、平成 22 年では昼間の人口が夜間の人口の 101% と昼夜間での人口は均衡の傾向になりつつあります。

表 1-2-5 流動人口の状況

単位：人

年	夜間人口	流動人口			昼間人口	昼間人口比率
		流出人口	流入人口	流入超過数		%
平成12年	33,408	10,425	11,847	1,422	34,830	104
平成17年	35,596	10,943	12,790	1,847	37,443	105
平成22年	37,930	11,270	11,791	521	38,451	101

国勢調査人口（各年10月1日現在）

(2) 産業

ア. 産業構造

本町における産業別就業者数の推移は表 1-2-6 及び図 1-2-6 に示すとおりです。

平成 17 年度から平成 22 年度にかけて就業者数が 19,438 人から 19,761 人へと 323 人（約 2%）増加しています。産業別では、第一次産業は農業の減少が大きく、全体で 222 人（1.2 ポイント）減少しており、第二次産業は建設業、製造業ともに減少が大きく、全体で 365 人（1.4 ポイント）減少しています。第三次産業はサービス業が大きく減少しているものの、その他の産業が増加しているため、全体では 18 人（0.8 ポイント）の減少にとどまっています。

一方で、分類不能の産業が 928 人（4.7 ポイント）と大きく増加しています。

表 1-2-6 産業別就業者数の推移

産業別		平成17年		平成22年	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比
第一次産業	農業	1,020	5.2%	797	4.0%
	林業	3	0.0%	3	0.0%
	漁業	3	0.0%	4	0.0%
	小 計	1,026	5.3%	804	4.1%
第二次産業	鉱業	3	0.0%	4	0.0%
	建設業	1,449	7.5%	1,220	6.2%
	製造業	7,419	38.2%	7,282	36.9%
	小 計	8,871	45.6%	8,506	43.0%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	97	0.5%	97	0.5%
	運輸・通信業	791	4.1%	853	4.3%
	卸売・小売業、宿泊業・飲食店	3,036	15.6%	3,263	16.5%
	金融業・保険業	346	1.8%	337	1.7%
	不動産業	110	0.6%	164	0.8%
	サービス業	4,424	22.8%	4,043	20.5%
	公務（他に分類されないもの）	437	2.2%	466	2.4%
	小 計	9,241	47.5%	9,223	46.7%
分類不能の産業		300	1.5%	1,228	6.2%
総 数		19,438	100.0%	19,761	100.0%

国勢調査（各年10月1日現在）

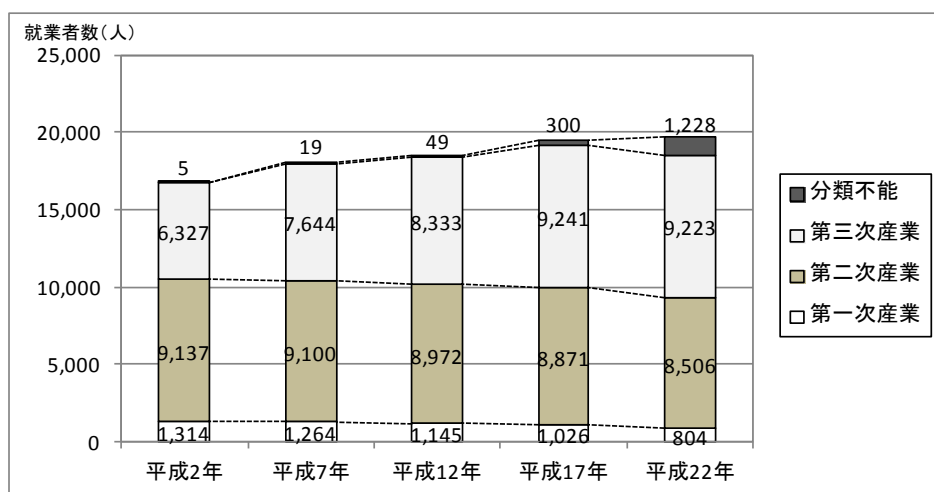


図 1-2-6 産業別就業者数の推移

イ. 農業

本町における農家数及び農業就業人口の推移は表 1-2-7、図 1-2-7 及び図 1-2-8 に示すとおりです。

農家数は年々減少しており、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で総農家数は 686 戸から 519 戸の 167 戸（24％）減少しており、専業農家数は 94 戸から 58 戸の 36 戸（38％）減少しています。

また、農業就業者数も減少の傾向にあり、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で 1,264 人から 813 人の 451 人（36％）減少しています。

表 1-2-7 農家数と農家人口の推移

年	農家数（戸）				農業就業者 人口（人）
	総数	専業	兼業		
			第1種	第2種	
平成17年	686	94	104	488	1,264
平成22年	519	58	98	363	813

農林業センサス（各年2月1日現在）

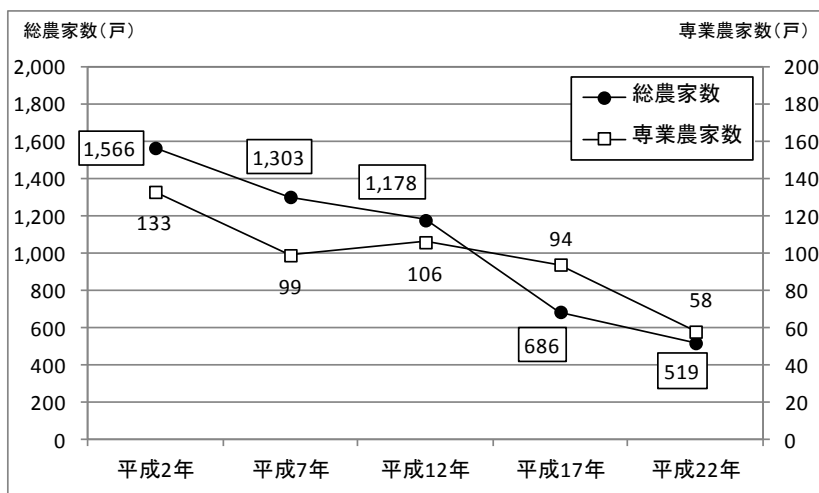


図 1-2-7 農家数の推移

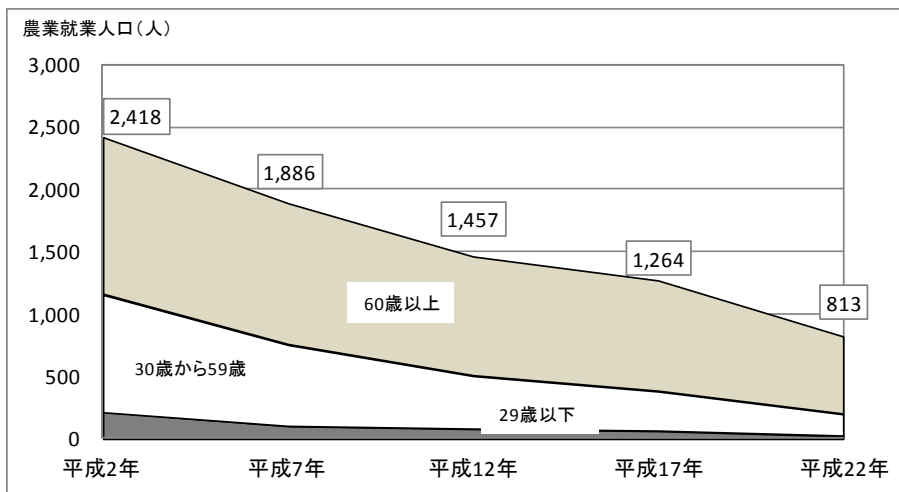


図 1-2-8 農家人口の推移

ウ.工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移は表 1-2-8 及び図 1-2-9 に示すとおりです。

いずれも、この数年間では減少傾向にあります。

なお、平成 22 年において、事業所数では、輸送機械業、金属製品業、はん用・生産用・業務用機械業等が多くを占めており、従業者数では、電子部品業、輸送機械業、情報通信機械業等が多くを占めています。

表 1-2-8 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	105	103	111	106	94
従業者数（人）	12,251	13,170	12,786	11,599	10,853
製造品出荷額等（億円）	14,629	15,965	14,077	11,369	11,518

工業統計調査（各年12月31日現在）

注）数値は従業者4人以上の事業所について集計したものです

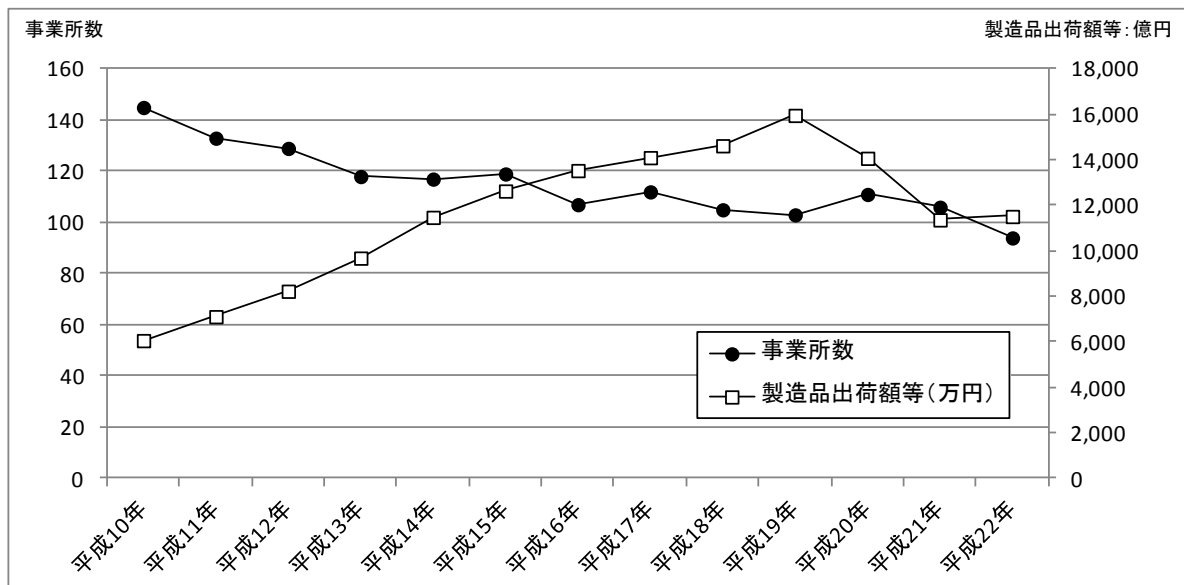


図 1-2-9 事業所数・製造品出荷額等の推移

エ. 商業

本町における事業所数・従業者数・年間商品販売額等の推移は表 1-2-9 及び図 1-2-10 に示すとおりです。

事業所数は平成 14 年から 19 年にかけてほぼ横ばいの傾向を示しています。

一方で、従業者数及び年間商品販売額は平成 14 年から平成 19 年にかけて増加の傾向となっています。

表 1-2-9 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

項目		平成14年	平成16年	平成19年
事業所数	総数	269	247	254
	卸売業	41	38	35
	小売業	228	209	219
従業者数（人）	総数	1,522	1,619	1,872
	卸売業	243	234	221
	小売業	1,279	1,385	1,651
年間商品販売額（万円）	総数	3,107,656	3,291,876	4,305,764
	卸売業	X	924,158	1,447,563
	小売業	X	2,367,718	2,858,201

商業統計調査（各年6月1日現在）

注1）平成16年は簡易調査（民間事業所のみ）

注2）平成14年の年間商品販売額の内訳（卸売業、小売業別）は不明のため、「X」としてあります。

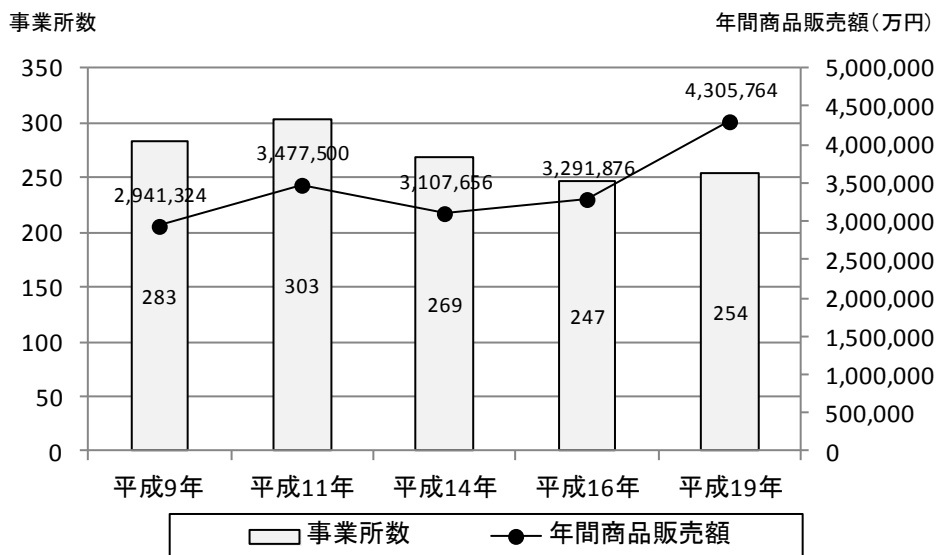


図 1-2-10 事業所数・年間商品販売額の推移

(3) 土地利用

ア. 都市計画

本町における都市計画用途地域別面積は表 1-2-10 及び図 1-2-11 に示すとおりです。

町全体に対する市街化区域の割合は 10.8%となっており、そのうち、「第 1 種住居地域」が最も多く 26.3%、次いで「第 1 種中高層住居専用地域」が 15.8%、さらに続いて「工業地域」と「工業専用地域」が 12.9%となっています。

表 1-2-10 都市計画用途地域別面積（平成 24 年 1 月 1 日現在）

区分	総面積	市街化区域													市街化調整区域
		計	住居専用地域				住居地域		準住居地域	商業地域		準工業地域	工業地域		
			第1種低層	第2種低層	第1種中高層	第2種中高層	第1種	第2種		近隣商業	商業		工業	工業専用	
面積 (ha)	5,678	613	67	-	97	-	161	33	-	39	29	28	79	79	5,065
構成比 (%)	100.0%	10.8%	1.2%	-	1.7%	-	2.8%	0.6%	-	0.7%	0.5%	0.5%	1.4%	1.4%	89.2%
市街化区域内	-	100.0%	10.9%	-	15.8%	-	26.3%	5.4%	-	6.4%	4.7%	4.6%	12.9%	12.9%	-

注) 数値にはすべて「約」がつく

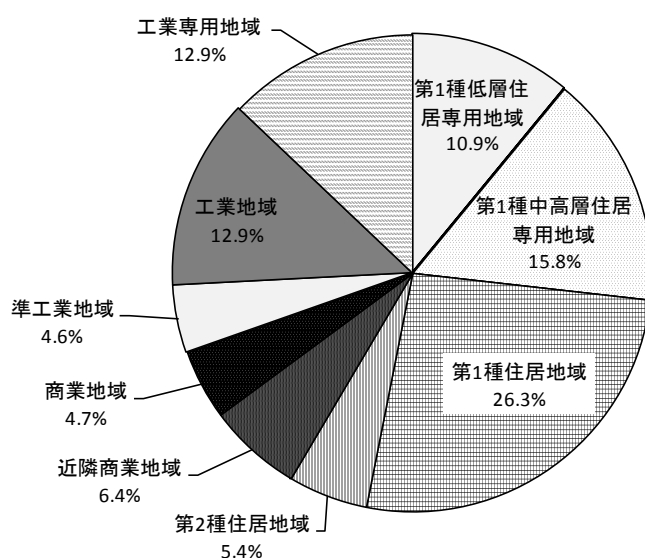


図 1-2-11 都市計画用途地域別面積（市街化区域 平成 24 年 1 月 1 日現在）

イ. 土地利用状況

本町における土地利用状況は表 1-2-11 及び図 1-2-12 に示すとおりです。

森林が最も多く、全体の 42.7%を占めており、次いで田 13.4%、宅地 11.9%等となっています。

表 1-2-11 土地利用の現況

区分	総数	農地		宅地	森林	水面・河川・水路	道路	その他
		田	畑					
面積 (ha)	5,678	1,150	762	387	678	2,427	193	569
構成比 (%)	100%	20.3%	13.4%	6.8%	11.9%	42.7%	3.4%	10.0%

土地に関する統計年報（平成24年）愛知県、第59次東海農林水産統計年報 東海農政局
注）数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

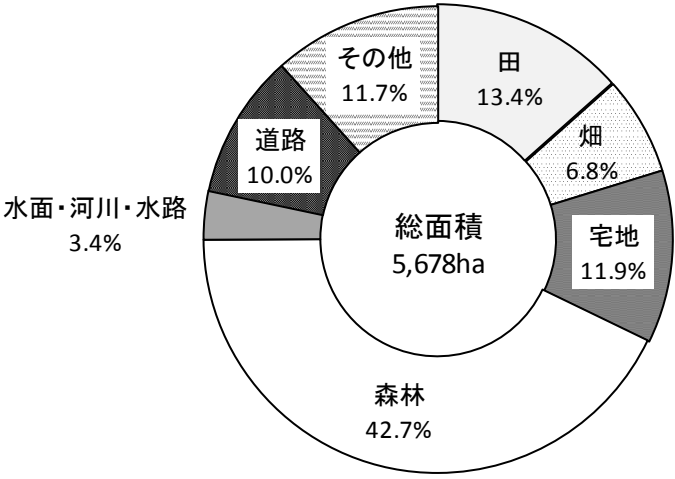


図 1-2-12 土地利用の現況

4 関連計画

(1) 幸田町総合計画

ア. 基本理念・将来像・基本方針

本町の将来計画について平成 18 年 3 月に策定された「第 5 次幸田町総合計画」では、“人と自然を大切にする緑住文化都市”を将来像にして、計画期間を平成 18 年度～平成 27 年度までの 10 年間として、基本理念、将来像及び基本方針を図 1-2-13 のように定めています。

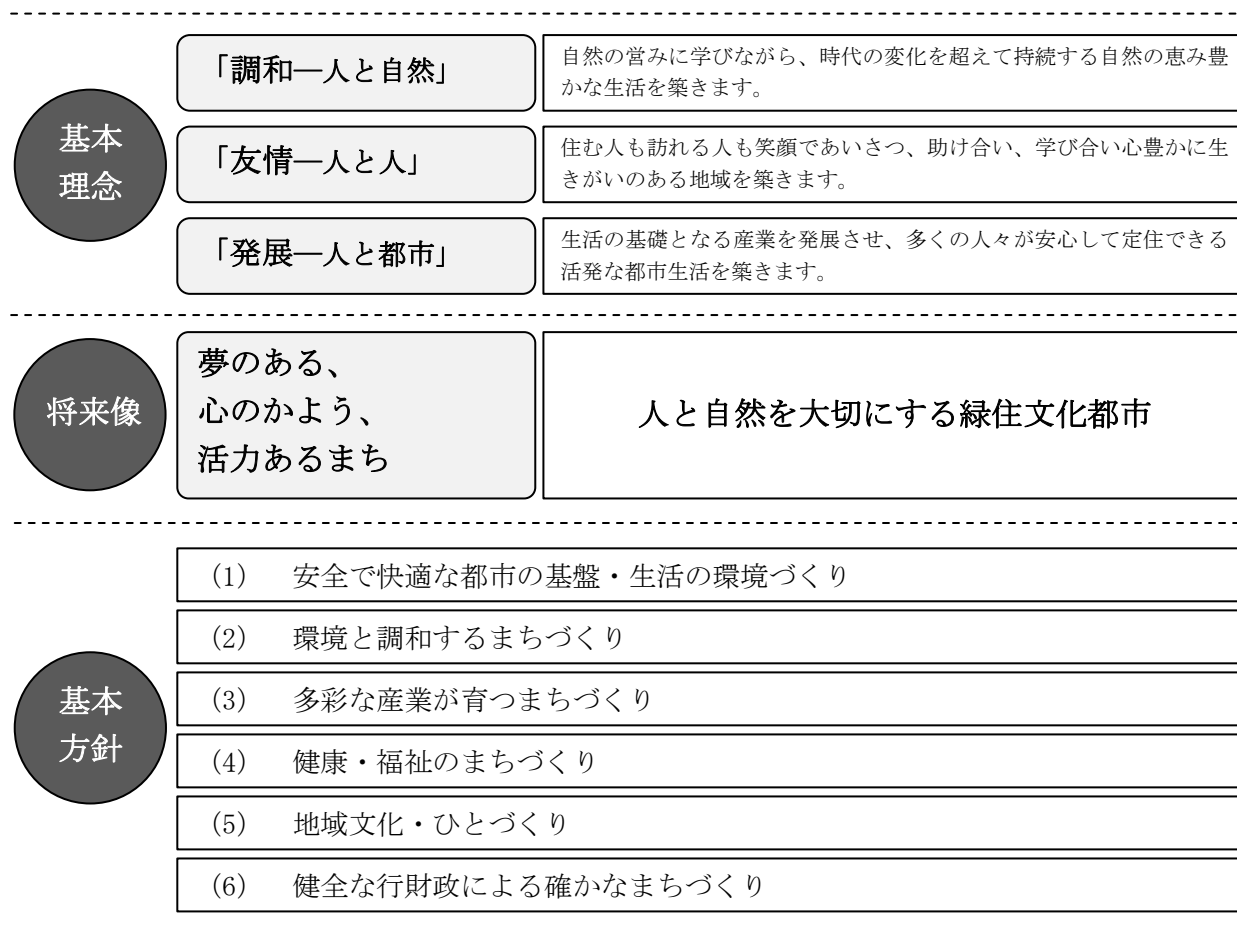


図 1-2-13 基本理念、将来像・基本方針

イ. ごみ処理・生活排水の将来構想

循環型社会の構築を目指して、以下のように定めています。

①将来の人口

将来人口について以下のように定めています。

現在 (2005(平成 17)年 9 月 1 日)	35,087 人
計画期間 (2015(平成 27)年)	40,000 人
将 来	50,000 人

②ごみ処理に関する事項

基本方針（２）「環境と調和するまちづくり」のうち、「資源循環型社会構築のために」において、ごみ処理に関する施策展開を以下のように定めています。

◆循環型社会構築のための施策体系

1. 資源・再利用化の推進
2. ごみ減量の啓発運動
3. ごみ処理施設の建設
4. 不法投棄の防止

◆施策の目標

- ごみ処理に対する住民の一層の理解と協力により、減量・再資源を推進するための中間処理施設の整備を進めるとともに、最終処分場の建設を図ります。また、事業系のごみについては、事業者の自己処理責任のもと適正処理を促進します。
- モラルの向上と監視体制の整備をはかり、不法投棄のない社会に努めます。

◆主要施策

1. 資源・再利用化の推進
 - ごみの中には資源・再利用できるものが多く含まれているので、住民の協力を得ながら分別収集を推進し、資源・再利用化を図ります。
 - 各種団体で行われている資源回収は、再資源化の有効な手段であり、今後も奨励を図ります。
 - 新技術を使った生ごみの堆肥化装置などの調査検討を継続します。
2. ごみ減量の啓発運動
 - 年々増大、多様化するごみの推移と現況を認識し、ごみの減量化などを進めるため、PR 活動を通じ住民意識の啓発を図ります。
 - 排出ごみ軽減のため、過剰包装の排除運動の展開や生ごみ処理容器等の普及に努めるなど、関係団体の協力を得ながらごみ減量化の推進を図ります。
3. ごみ処理施設の建設
 - 一般廃棄物の最終処分場を早急に整備します。
 - 廃棄物の減量化、再資源化を推進するため、リサイクルプラザ及びバイオガス施設の設置を検討します。
4. 不法投棄の防止
 - 不法投棄の防止を図るため、意識啓発や土地所有者への指導、クリーンパトロールの実施等を行います。

（２）幸田町環境基本計画

本町では環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 15 年 3 月に環境基本計画（第 1 次計画）を策定しており、平成 25 年 3 月には見直しが実施されています。

見直された計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度の 10 年間として、基本理念、将来像及び基本方針を次のように定めています。

ア. スローガン

町民・事業者・町が協力して環境基本計画を推進していく上での合言葉であると同時に、環境に対する価値観や考え方を表現した幸田町全体を対象とした目標として『スローガン』を掲げています。

スローガン

みんなでつくろう 四季とふれあう美しいまち

イ. 望ましい環境像

町民・事業者・町が共通して目指すべき 10 年後の幸田町の環境の「理想の姿」を、表 1-2-12 のように 5 つの『望ましい環境像』として掲げています。

表 1-2-12 望ましい環境像

環境分野	望ましい環境像
1. 協働	未来によりよい環境を伝えるため、積極的に行動するまち
2. 生活環境	きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた暮らしやすいまち
3. 地球環境	低炭素型社会を実現し、地球温暖化を防止するまち
4. 自然環境	さまざまな生き物が住む豊かな自然に恵まれ、自然とふれあうことができるまち
5. 物質の循環	循環型社会を構築し、資源を大切にするまち

ウ. 施策体系

望ましい環境像の実現に向けて、環境全般にわたる施策を展開し、今後の環境施策を推進する際の方針として掲げています。

このうち、生活排水に関する「きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた暮らしやすいまち」とごみに関する「循環型社会を構築し、資源を大切にするまち」について町の施策を整理すると表 1-2-13 のとおりです。

表 1-2-13 施策体系

望ましい環境像	町の施策
【生活排水】 きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた暮らしやすいまち	第1節 安心して生活できる環境を守ろう ■水循環の保全 ○全町下水道化に向け早期整備を推進するとともに、下水道及び農業集落排水供用開始区域内の接続向上を図ります。 ○合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。
【ごみ】 循環型社会を構築し、資源を大切にすまち	第1節 ごみの発生・排出を抑制しよう ■ごみ減量に対する意識改革 ○ごみ減量に関する積極的な情報提供や学習機会の充実等により、町民の意識の啓発に努めます。 ○ごみ減量活動団体の育成とごみ減量活動の活性化を図るとともに、町民・事業者・町が一体となって減量に取り組みます。 ■ごみ減量化の推進 ○販売店に対し、修理体制の充実、ごみ発生の少ない製品の取扱い、店頭での資源回収やレジ袋削減運動への参加等を要請し、ごみとなるものが発生しにくい社会経済活動の定着を図ります。 ○町では、一般の家庭から出される生ごみを処理する容器又は機器の設置費補助を行っています。今後も家庭での生ごみ堆肥化や水切り等によるごみ減量を促進します。 ○マイバックの持参（レジ袋削減運動）、過剰包装の抑制等を周知し、容器包装廃棄物の削減を促進します。
	第2節 資源を再利用しよう ■ごみのリサイクルの推進 ○「家庭ごみの分け方・出し方」（全戸配布）や「事業系ごみの分け方・出し方」を活用し、ごみ分別の徹底を図ります。 ○住民団体による資源回収活動を支援します。 ○事業者に対し、使用済みの容器等の店頭回収を促進します。 ○農業者団体と協力し、果樹の剪定枝、家畜のふん尿等の有効利用を推進します。 ○小型家電の回収とリサイクルを促進します。 ■ごみのリサイクルシステムの構築 ○「グリーン購入法」に沿った取り組みを推進するとともに、町民や事業者に対し再生品利用に関する啓発活動や情報提供を積極的に行います。 ○製品の製造や販売に伴って工場・事業場から発生する廃棄物のリサイクルの促進と、リサイクルを進めるための事業者の連携強化を図ります。
	第3節 ごみを適正に処理しよう ■適正処理の推進 ○意識啓発や指導等により、家庭や事業所における不適正なごみの焼却防止に努めます。 ○一般廃棄物最終処分場の適正な管理に努めます ○マニフェストシステム（産業廃棄物管理票制度）の適正な運用を周知・指導し、事業者による廃棄物の分別と適正処理を徹底します。 ○農業者団体と協力し、産業廃棄物である農業用廃プラスチックの適正処理を図ります。 ○事業系一般廃棄物排出事業者に対して訪問減量指導を実施します。 ■不法投棄の防止 ○クリーンパトロール活動により、不法投棄の未然防止を図ります。 ○投棄されている廃棄物の早期撤去等を行うとともに、土地所有者や地域による自主的不法投棄防止策を支援します。

注）生活排水処理及びごみ処理に関する箇所の抜粋

ウ. 指標と目標

望ましい環境像の実現に向けて、施策を展開するなどして目標年度（平成 34 年度）に表 1-2-14 のような指標に対する目標を定めています。

表 1-2-14 指標と目標

望ましい環境像	指標	現況 (平成 23 年度)	目標 (平成 34 年度)
【生活排水】 きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた暮らしやすいまち	下水道等普及率	99.7%	100%
【ごみ】 循環型社会を構築し、資源を大切にすまち	ごみ総排出量※	9,926t/年 (平成 22 年度)	人口増に伴い、ごみ排出量が増えないよう抑制
	処理しなければならない一人一日あたりの量※	505g/人・日 (平成 22 年度)	現況より減少
	家庭系資源化率※	31.7% (平成 22 年度)	現況より向上
	最終処分率 (ごみ総排出量に占める最終処分量) ※	10.6% (1,048t) (平成 22 年度)	現況より低下

※一般廃棄物処理事業実態調査（平成 22 年度）より

（３）第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

①ダイオキシン削減対策、②焼却残渣の高度処理対策、③マテリアルリサイクルの推進、④サーマルリサイクルの推進、⑤最終処分場の確保対策、⑥公共事業のコスト縮減等の課題に対応するため、愛知県では「第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 20 年度～29 年度）（平成 21 年 3 月）」が策定されており、本町は岡崎西尾地域としてブロック区割りされています。

また、本町を含む岡崎西尾地域においても、愛知県の広域化計画に基づき、岡崎市八帖クリーンセンター 2 号炉と岡崎市中心クリーンセンターごみ焼却施設を平成 23 年度に統合しており、今後の計画として、岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉と西尾幡豆クリーンセンターごみ焼却施設を統合することにより、最終的に 2 施設への集約化を目指しています。

広域化ブロック区割は図 1-2-14 に示すとおりです。

ブロック構成市町村	岡崎市、西尾市（旧一色町、旧吉良町、旧幡豆町含む）、幸田町
-----------	-------------------------------

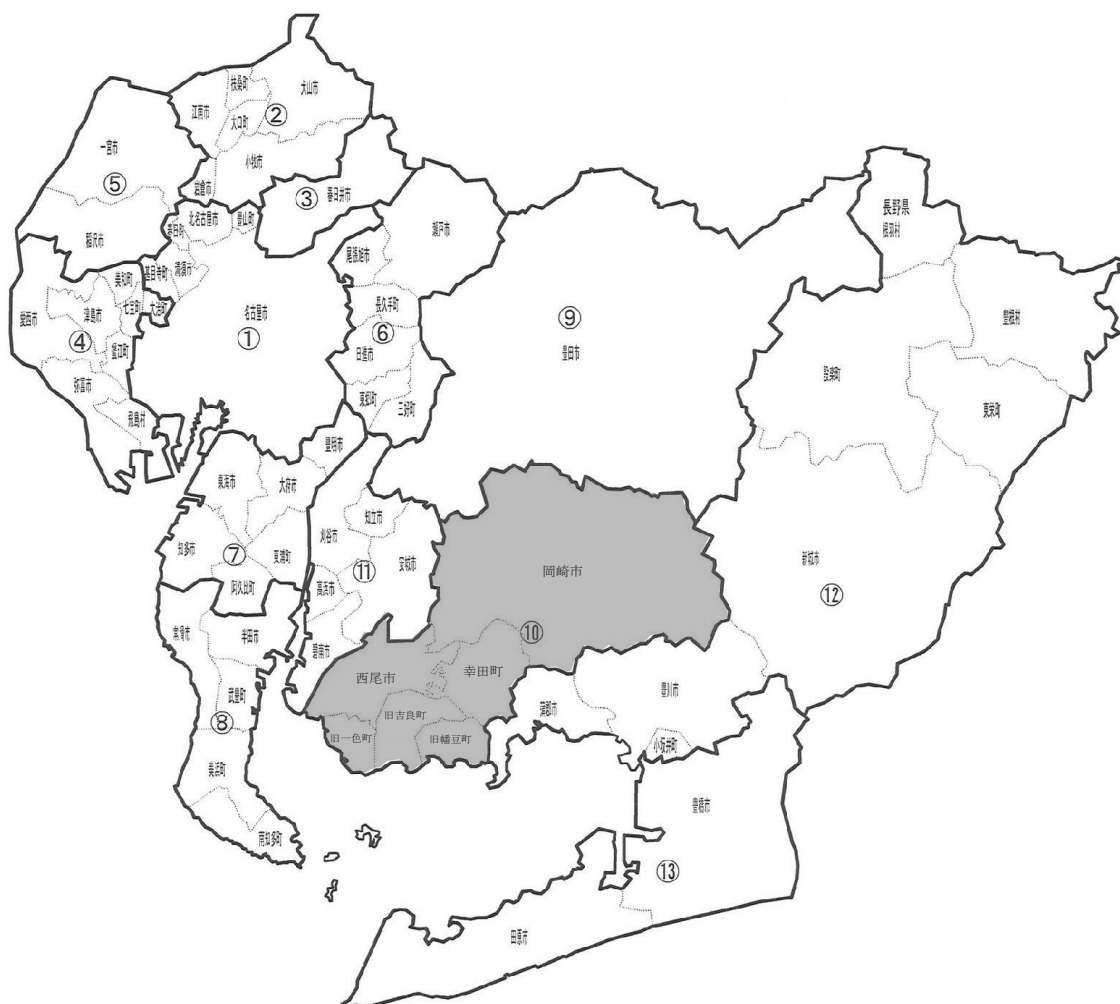


図 1-2-14 広域化ブロック区割（岡崎西尾地域）

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 現状の把握

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理の沿革

本町のごみ処理事業は、昭和40年代からごみ収集を開始しています。

主なごみ処理事業の沿革を表2-1-1に示します。

表2-1-1 主なごみ処理事業の沿革

年	月	内容
昭和48年	5月	指定袋制の導入
昭和59年	9月	使用済み乾電池回収開始
平成3年	4月	生ごみ処理容器等設置補助制度開始
	4月	空き缶6拠点で回収開始（平成8年3月終了）
	4月	紙パック3拠点で回収開始
	6月	資源回収報奨制度開始
平成5年	8月	白色トレイ・発泡スチロール減容化事業開始
	9月	空きびん5色分別11拠点で回収開始
平成6年	10月	EMぼかし普及（平成8年3月終了）
平成7年	12月	分別収集開始（地区別に順次開始し、平成10年5月に全町へ拡大）
平成9年	7月	一般廃棄物処理手数料の改定（指定袋大（45ℓ）15円→20円、小（30ℓ）12円→17円）
平成10年	10月	公共施設古紙回収開始
平成12年	1月	粗大ごみ拠点回収開始
	2月	生ごみたい肥化処理実験開始（平成13年3月31日終了）
	4月	分別収集8品目から10品目へ（白色トレイ、蛍光灯の追加）
平成13年	4月	生ごみたい肥化事業開始（里・逆川継続実施）
	4月	公共施設生ごみたい肥化事業開始
	9月	プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区（岩堀・横落）で開始
平成14年	4月	分別収集10品目から11品目へ（その他のアルミを追加）
	7月	分別収集11品目から12品目へ（プラスチック製容器包装の分別収集を全町へ拡大）
平成16年	4月	分別収集12品目から14品目へ（プラスチック製品、ミックスペーパーの追加）
平成17年	4月	一般廃棄物処理手数料の改定（指定ごみ袋大（45ℓ）20円→45円、小（30ℓ）17円→30円）
平成18年	4月	分別収集14品目から15品目へ （アルミ缶、スチール缶・金属類、埋立ごみ（陶磁器・ガラスなど）を廃止、 飲食用缶、その他金属、埋立ごみ（陶磁器・ガラスのみ）、その他不燃ごみを追加）
平成19年	4月	幸田町一般廃棄物最終処分場埋立開始
平成20年	4月	一般廃棄物処理手数料の改定（指定袋特小（20ℓ）20円）
平成21年	4月	公共施設使用済みてんぷら油回収開始
	7月	バイオディーゼル燃料車（BDF車）の導入
平成24年	4月	小型家電の資源拠点回収を開始
	4月	資源回収報奨金対象にスチール缶を追加
平成25年	4月	平日資源等拠点回収の対象に古着を追加
	4月	スチール缶の資源拠点回収を開始
	8月	使用済み天ぷら油のスーパー店頭回収を開始

2 ごみ処理の流れ

本町における家庭系ごみ及び事業系ごみの排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までの流れとそれぞれの処理方法は図 2-1-1 に示すとおりです。

(1) 可燃ごみ

家庭及び公共施設から排出されるものは町の委託業者により収集、事業所から排出されるものは許可業者により収集しています。これらの可燃ごみは岡崎市に委託をして、岡崎市中心クリーンセンターにて溶融処理を行っています。

なお、岡崎市中心クリーンセンターでは、溶融処理によって発生する溶融スラグ及びメタルを資源化しています。

処理残渣（溶融飛灰）は岡崎市北部一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

(2) 不燃ごみ

家庭から排出されるものは、町の委託業者により収集しています。

不燃ごみのうち、陶磁器・ガラスは幸田町一般廃棄物最終処分場にて埋立処理し、その他不燃ごみは岡崎市に委託をして、岡崎市リサイクルプラザにて中間処理後、可燃分は焼却され、不燃分は岡崎市北部一般廃棄物最終処分場にて埋立処理されるほか、金属は回収・資源化されています。

(3) 資源ごみ及び危険・有害ごみ

家庭及び公共施設から排出されるものは、町の委託業者により収集しています。

資源ごみのうち、白色トレイ・発泡スチロールは幸田町減容化施設で中間処理後、資源再生業者等に引き渡しています。それ以外の資源ごみは民間処理施設によって中間処理後、資源化されています。

危険・有害ごみのうち、蛍光灯・乾電池は民間処理施設での中間処理後、全国都市清掃会議ルートで資源化されています。スプレー缶は民間処理施設による中間処理後、資源化されています。

(4) 粗大ごみ

プレス式の収集車により拠点回収し、選別処理を行った後、可燃ごみは岡崎市中心クリーンセンターへ、不燃ごみは岡崎市リサイクルプラザへ、資源物は直接、資源再生業者等に引渡しています。

(5) 資源化事業による回収

本町では、資源回収事業、資源拠点回収及び生ごみたい肥化（一部地域）、使用済み天ぷら油のバイオディーゼル燃料（BDF）化を行っています。

なお、資源拠点回収では平成 24 年 4 月から小型家電の回収を開始しています。小型家電は回収後、直接資源再生業者に引渡しています。

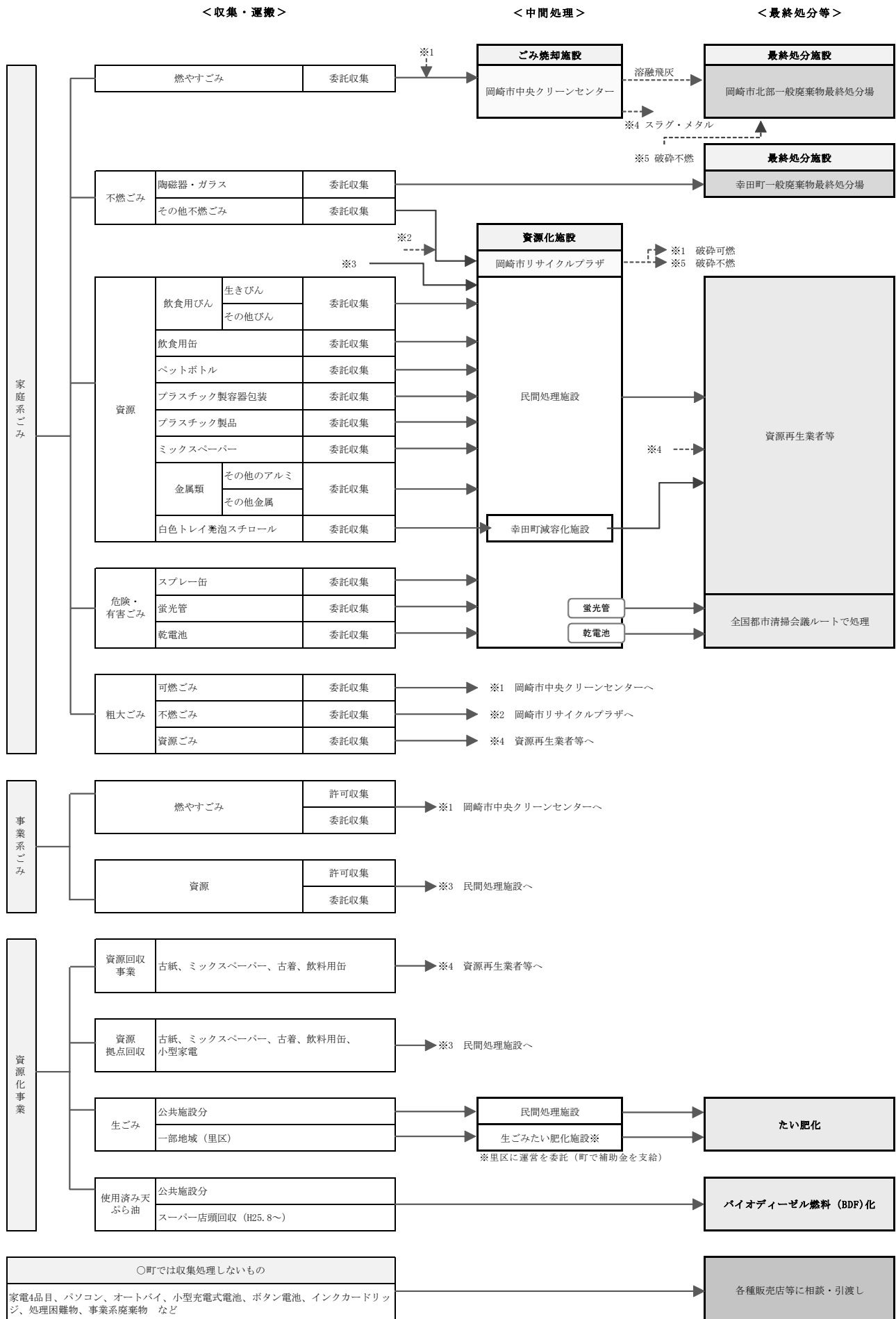


図 2-1-1 ごみ処理の流れ (平成 25 年度現在)

3 ごみ量・ごみ質

(1) ごみ排出量

本町のごみ排出量の推移は、表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示すとおりです。

人口推移は増加傾向にある一方で、ごみ総排出量は平成 21 年度以降で減少しています。

このうち、図 2-1-3 に示すように、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも減少の傾向がみられ、人口が増加傾向であることを考えると、ごみの発生抑制が行われているといえます。

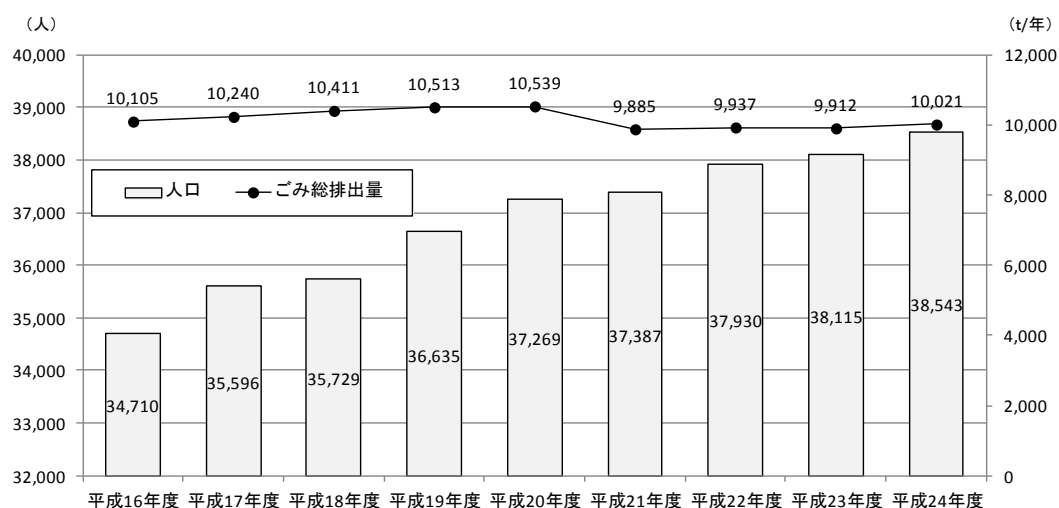


図 2-1-2 人口及びごみ総排出量の推移

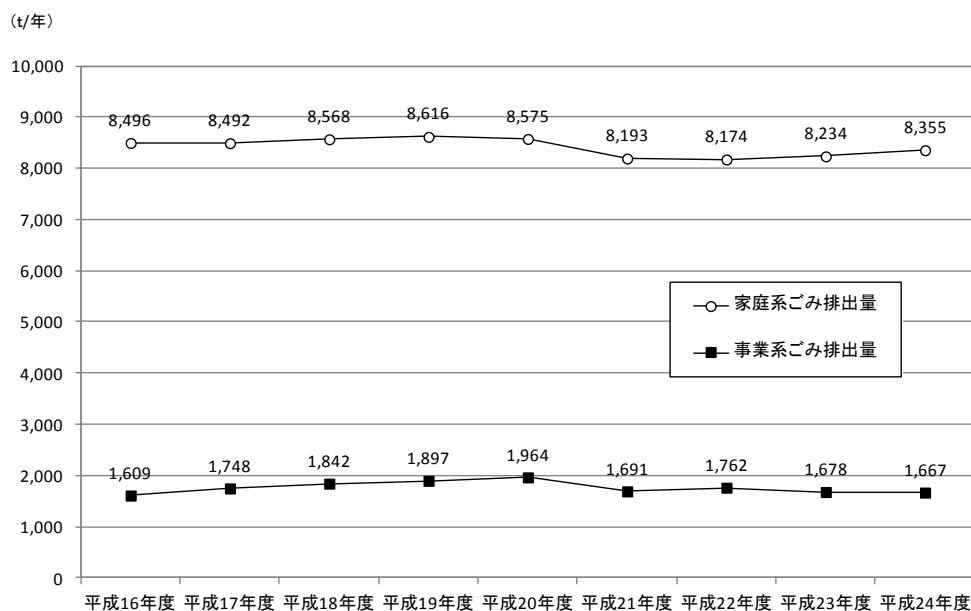


図 2-1-3 生活系・事業系別ごみ排出量の推移

表 2-1-2 ごみ排出量の推移

単位：t/年

区 分		単 位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
(1) 収集人口		(人)	37,269	37,387	37,930	38,115	38,543	10月1日現在人口
排 出 量	(2) 総排出量	(t/年) (g/人・日)	10,539 774.7	9,885 724.4	9,937 717.8	9,912 710.5	10,021 712.3	
	(3) 家庭系ごみ合計	(t/年) (g/人・日)	8,575 630.4	8,193 600.4	8,174 590.4	8,234 590.2	8,355 593.9	
	(3a) 収集ごみ	(t/年)	6,618	6,468	6,465	6,603	6,723	
	(3a-1) 燃やすごみ	(t/年)	4,715	4,646	4,664	4,852	5,010	
	(3a-2) 不燃ごみ	(t/年)	113	128	118	111	107	
	(3a-2-1) 陶磁器・ガラス	(t/年)	75	81	77	74	68	
	(3a-2-2) その他不燃ごみ	(t/年)	38	47	41	37	39	
	(3a-3) 資源ごみ	(t/年)	1,271	1,233	1,218	1,186	1,179	
	(3a-3-1) 生きびん	(t/年)	15	13	13	13	13	
	(3a-3-2) その他びん	(t/年)	252	243	245	240	239	
	(3a-3-3) 飲料缶	(t/年)	70	66	65	61	59	
	(3a-3-4) ペットボトル	(t/年)	104	105	109	104	96	
	(3a-3-5) プラスチック製容器包装	(t/年)	282	269	264	260	257	
	(3a-3-6) 白色トレイ・発泡スチロール	(t/年)	10	9	9	9	9	
	(3a-3-7) ミックスペーパー	(t/年)	318	310	304	303	304	
	(3a-3-8) その他のアルミ	(t/年)	5	5	5	4	4	
	(3a-3-9) その他金属	(t/年)	40	48	43	37	41	
	(3a-3-10) プラスチック製品	(t/年)	66	67	66	67	67	
	(3a-3-11) 生ごみ（里・逆川）	(t/年)	11	11	10	10	10	
	(3a-3-12) 拠点回収	(t/年)	98	86	87	78	79	
	(3a-3-12-1) 古紙	(t/年)	-	-	74	67	64	平日資源等拠点回収含む
	(3a-3-12-2) 古着	(t/年)	-	-	13	12	12	
	(3a-3-12-3) アルミ缶	(t/年)	-	-	0	0	0	
	(3a-3-12-4) 小型家電	(t/年)	-	-	-	-	4	H24.4より回収
	(3a-4) 危険・有害ごみ	(t/年)	23	23	22	23	21	
	(3a-4-1) スプレー缶	(t/年)	7	7	7	8	7	
	(3a-4-2) 蛍光灯	(t/年)	5	5	4	4	4	
	(3a-4-3) 乾電池	(t/年)	11	12	11	11	10	
	(3a-5) 粗大ごみ	(t/年)	496	439	442	431	407	
	(3a-5-1) 可燃ごみ	(t/年)	261	238	253	254	264	
	(3a-5-2) 不燃ごみ	(t/年)	80	65	67	57	37	
	(3a-5-3) 資源ごみ	(t/年)	155	136	123	120	106	
	(3b) 直接搬入ごみ	(t/年)	1	2	0	0	1	
	(3b-1) 可燃ごみ	(t/年)	1	2	0	0	1	
	(3b-2) 不燃ごみ	(t/年)	1	0	0	0	0	
	(3c) 資源回収事業	(t/年)	1,956	1,723	1,709	1,631	1,631	
	(3c-1) 古紙	(t/年)	1,815	1,592	1,577	1,504	1,502	
	(3c-2) 古着	(t/年)	129	118	121	117	116	
	(3c-3) アルミ缶	(t/年)	12	12	11	10	10	
	(3c-4) スチール缶	(t/年)	-	-	-	-	2	H24.4より回収
	(4) 事業系ごみ合計	(t/年) (t/日)	1,964 5.4	1,691 4.6	1,762 4.8	1,678 4.6	1,667 4.6	
	(4a) 収集ごみ	(t/年)	1,964	1,691	1,762	1,678	1,667	
	(4a-1) 許可（一般事業所）	(t/年)	1,817	1,581	1,653	1,576	1,539	
	(4a-1-1) 可燃ごみ	(t/年)	1,782	1,529	1,614	1,533	1,493	
	(4a-1-2) 不燃ごみ	(t/年)	11	20	0	0	0	
	(4a-1-3) 資源ごみ	(t/年)	23	32	39	43	46	
	(4a-2) 委託（公共施設）	(t/年)	147	111	109	102	127	
	(4a-2-1) 可燃ごみ	(t/年)	80	34	35	40	53	
	(4a-2-2) 不燃ごみ	(t/年)	5	4	4	1	0	
	(4a-2-3) 資源ごみ	(t/年)	62	72	71	61	75	

注）数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

(2) 一人一日当たりのごみ排出量

本町の一人一日当たりのごみ排出量（ごみ総排出量÷総人口÷365日）は、図2-1-4に示すとおり減少の傾向にあります。

また、愛知県内市町村と比較すると、表2-1-3に示すとおり平成23年度現在において、県内で最も排出量を抑えることができています。

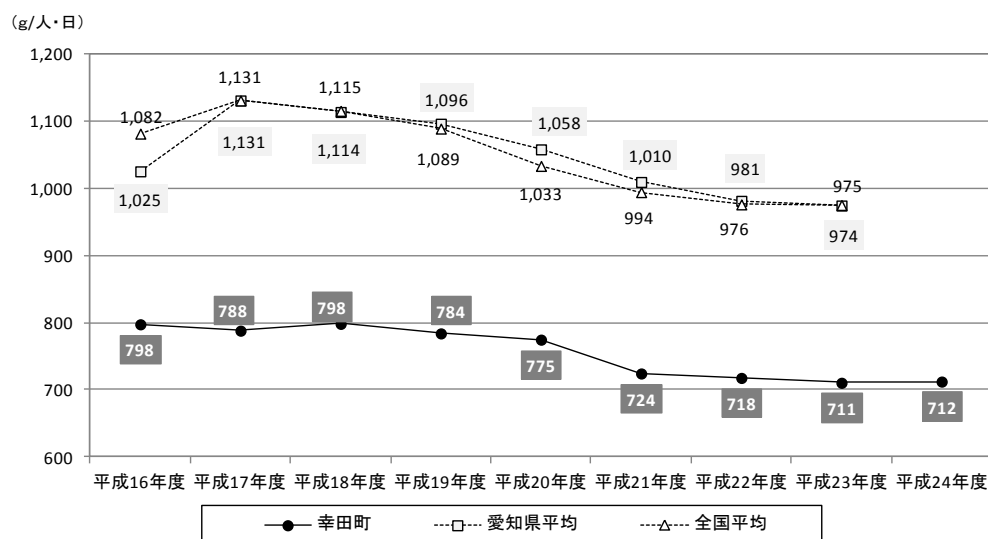


図2-1-4 一人一日当たりのごみ排出量の推移

表2-1-3 愛知県内市町村の一人一日当たりのごみ排出量一覧（平成23年度）

			原単位：g/人日		
1,000以上			800以上1,000未満		800未満
飛島村	1,788	名古屋	995	一宮市	905
南知多町	1,606	安城市	983	東郷町	904
美浜町	1,329	東海市	971	豊田市	904
豊山町	1,272	知立市	971	津島市	902
蒲郡市	1,209	高浜市	959	阿久比町	888
大口町	1,130	みよし市	956	犬山市	879
常滑市	1,127	春日井市	945	新城市	874
豊川市	1,117	尾張旭市	942	稲沢市	873
豊橋市	1,101	小牧市	934	豊明市	857
碧南市	1,100	蟹江町	933	設楽町	839
田原市	1,066	瀬戸市	932	東浦町	832
半田市	1,060	知多市	922	江南市	826
西尾市	1,058	北名古屋市	921	愛西市	823
武豊町	1,050	長久手市	918	東栄町	809
刈谷市	1,041	日進市	917	弥富市	803
岡崎市	1,032	大府市	908	岩倉市	801
愛知県平均			974	g/人日	

一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注）環境省実態調査結果のごみ量を住民基本台帳の10月1日現在の人口（外国人を含んでいない人口）で割ったものです。

このため、本町集計のごみ量に対して外国人人口を含んだ人口で割った表2-1-2及び図2-1-4とは結果が若干異なります。

(3) ごみ質

ア. 可燃ごみ 組成分類

可燃ごみの組成中分類は表 2-1-4 及び図 2-1-5 に示すとおりです。

組成中分類をみると、湿ベース（家庭から排出されたままの状態）の重量比では「ちゅう芥類（利用後食品）」が最も多く約 35%を占めています。また、それに続いて、「その他可燃物」約 17%、「木・竹・草・枯葉類」約 15%、「汚れたプラスチック製容器包装」約 7%と上位 5 分類が燃やすごみの対象であり、7 割以上を占めています。

このことから、分別は十分に実施されていると考えられます。一方で、ちゅう芥類の水分量が 75.4%であるため、水分をしぼったり、天日干しにするなどの取組がごみ減量として有効と考えられます。

表 2-1-4 ごみ組成調査結果

分類項目			湿ベース					水分量 (%)
大分類	中分類		重量(kg)	容積(L)	重量比(%)	容積比(%)	見掛け比重 (kg/m ³)	
紙類	1	新聞	1.697	67.61	0.82	2.74	25.09	18.4
	2	チラシ	5.788	49.72	2.79	2.02	116.42	
	3	雑誌類	1.441	3.33	0.69	0.14	432.58	
	4	ダンボール	1.186	51.95	0.57	2.11	22.82	
	5	紙パック	0.806	37.09	0.39	1.51	21.73	
	6	ミックスベーター	11.216	325.95	5.41	13.23	34.41	
	7	汚れたミックスベーター	8.427	154.27	4.06	6.26	54.62	
プラスチック類	8	白色トレイ・発泡スチロール	0.056	12.66	0.03	0.51	4.42	21.3
	9	PETボトル	0.565	19.23	0.27	0.78	29.39	
	10	プラスチック製容器包装	5.052	354.62	2.44	14.39	14.24	
	11	汚れたプラスチック製容器包装	14.918	493.51	7.19	20.03	30.23	
布類	12	プラスチック製品	0.753	2.59	0.36	0.11	290.54	6.0
	13	古着	3.432	42.92	1.65	1.74	79.96	
ちゅう芥類	14	ちゅう芥類（未利用品）	8.098	31.82	3.90	1.29	254.53	75.4
	15	ちゅう芥類（利用後食品）	73.562	141.84	35.46	5.76	518.63	
その他可燃物	16	木・竹・草・枯葉類	30.140	248.91	14.53	10.10	121.09	37.4
	17	ゴム・皮革類	4.422	46.34	2.13	1.88	95.44	
	18	その他可燃物	35.118	373.30	16.93	15.15	94.07	
不燃物	19	びん	0.208	0.61	0.10	0.02	343.80	11.5
	20	缶	0.040	0.37	0.02	0.02	0.00	
	21	その他不燃物	0.515	5.55	0.25	0.23	92.70	
事業系ごみ	22	事業系ごみ	0	0	0	0	0	0
合 計			207.436	2,464.160	100.00	100.00		

注1) 平成25年7月1日と平成25年11月5日の調査結果の平均

注2) 四捨五入により合計値が合わない場合があります。

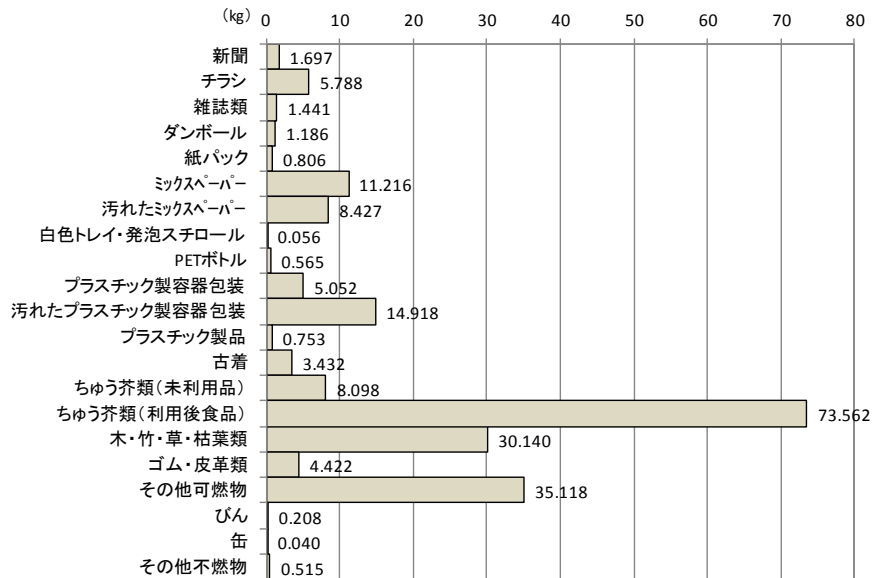


図 2-1-5 組成中分類毎の重量（湿ベース（家庭から排出されたままの状態））（kg）

注）平成 25 年 7 月 1 日と平成 25 年 11 月 5 日の平均値

また、組成大分類（乾ベース（ごみを乾燥させた状態））の構成比を近隣のごみ処理施設における調査結果（平成 23 年度）と比較しました。本町はその他に分類されるごみが最も多く約 40%、次いで、紙・布類が約 26%、ちゅう芥類が約 19%を占めており、ちゅう芥類は近隣施設と比較しても多くなっています。

その他に含まれるごみの多くは可燃ごみであると考えられるため、燃やすごみ対象の占める割合が高く、また、資源化対象である紙・布類やプラスチック類及び埋立対象である不燃ごみが少ないことは可燃ごみとしての分別精度が良い結果といえます。

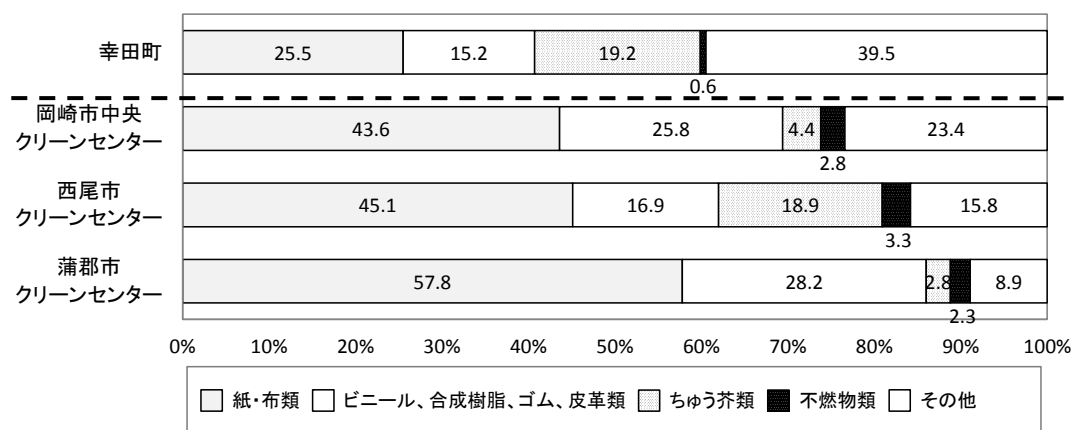


図 2-1-6 組成大分類割合（乾ベース（ごみを乾燥させた状態））の比較

注 1) 幸田町は平成 25 年度調査（平成 25 年 7 月 1 日と平成 25 年 11 月 5 日の平均値）

注 2) 岡崎市中央クリーンセンター、西尾市クリーンセンター、蒲郡市クリーンセンターは平成 23 年度調査結果 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

注 3) 「その他」には、「木・竹・わら類」が含まれます。

イ.可燃ごみ 三成分

三成分の構成比を近隣のごみ処理施設における調査結果（平成 23 年度）と比較しました。

岡崎市中央クリーンセンターや蒲郡市クリーンセンターと比べると、西尾市クリーンセンター及び本町のごみの水分量は高くなっています。

これは、西尾市クリーンセンター及び本町ではごみ組成大分類に占めるちゅう芥類の割合が高いことを反映しているものと想定されます。

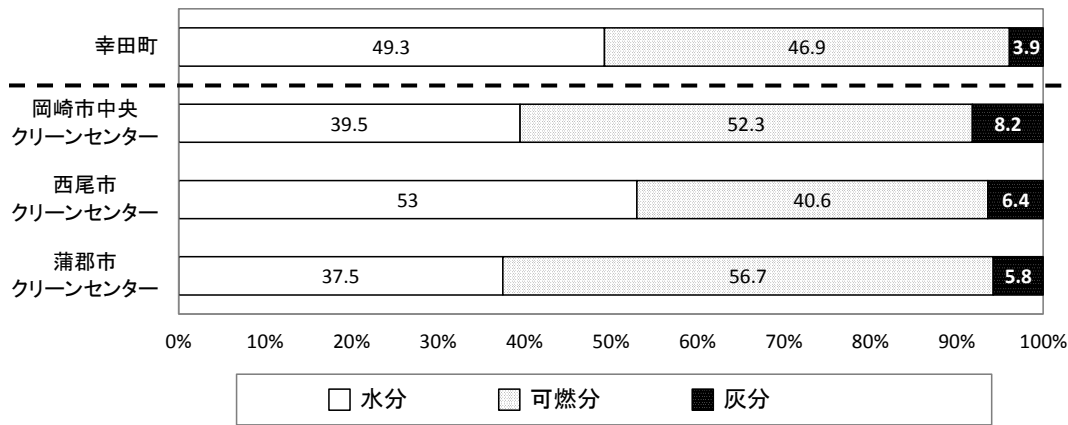


図 2-1-7 三成分の比較

注 1) 幸田町は平成 25 年度調査（平成 25 年 7 月 1 日と平成 25 年 11 月 5 日の平均値）
注 2) 岡崎市中央クリーンセンター、西尾市クリーンセンター、蒲郡市クリーンセンターは
平成 23 年度調査結果 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

ウ. 可燃ごみ 発熱量

発熱量は高いほど発電効率が高くなりますが、高すぎると炉に負担がかかってしまいます。

本町の可燃ごみが搬入される岡崎市中心クリーンセンターは発電施設が備わっており、岡崎市中心クリーンセンターの発熱量実績と比較して、本町の発熱量は若干低くなっているものの比較的高い発熱量であるため、発電効率は高いといえます。

他施設のごみの発熱量と比べると、水分量の多い西尾市中心クリーンセンターは低く、水分量の少ない岡崎市中心クリーンセンター及び蒲郡市中心クリーンセンターでは高くなっています。ちゅう芥類が多く、水分量の比較的多い本町のごみが、岡崎市中心クリーンセンターに近い、高い発熱量となっているのは、その他可燃物の中に高カロリーの物が含まれているためと想定されます。

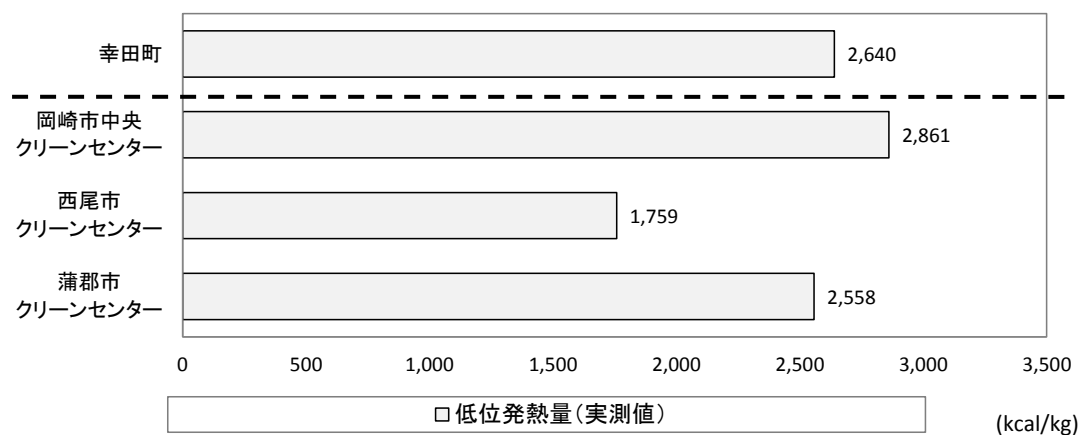


図 2-1-8 低位発熱量の比較

注 1) 幸田町は平成 25 年度調査 (平成 25 年 7 月 1 日と平成 25 年 11 月 5 日の平均値)

注 2) 岡崎市中心クリーンセンター、西尾市中心クリーンセンター、蒲郡市中心クリーンセンターは平成 23 年度調査結果 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省) より

注 3) 低位発熱量・・・総発熱量から水分が奪う熱量、および水素が水になって奪う熱量を差し引いた値。熱エネルギーとして実際に利用できる熱量。

4 排出抑制・資源化

(1) 主な取組内容

ア. 資源回収事業に対する報奨金制度

本町では、平成3年度からPTA、子ども会、保育園父母の会など実施する資源回収事業に対する報奨金制度を開始し、資源化意識の高揚と団体活動の活性化を図り、かつ、ごみの減量化と資源化の向上を目指しています。

報奨金の対象品目及び報奨額は表2-1-5に示すとおりです。

表2-1-5 資源回収事業報奨金制度の対象

対象品目	報奨額
(1) 新聞紙、雑誌、ダンボール等の古紙類 (2) 古着 (3) アルミ缶 (4) スチール缶	A. 団体割額 当該年度2回以上回収を行う団体に10,000円/年 B. 実績割額 回収した資源6円/kg(10円未満切り捨て)

資源回収事業実績は表2-1-6及び図2-1-9に示すとおりです。

回収団体数に変動はありませんが、回収量は平成20年度以降で減少の傾向にあります。

回収量減少の原因として、対象品目の購入の自粛等発生抑制による減少と考えられます(社)日本新聞協会の統計結果によれば、全国の新聞発行部数は、2000年の1.13部/世帯から2012年には0.88部/世帯まで減少しています)。

表2-1-6 資源回収事業実績の推移

区分/年度			単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
回 収 量	可燃系	古紙類	t	1,815	1,593	1,576	1,505	1,503
		古布類		129	118	121	117	116
		小計		1,944	1,712	1,698	1,622	1,619
	不燃系	アルミ		12	11	11	10	10
		スチール		-	-	-	-	2
		小計		12	11	11	10	12
	総数			1,956	1,723	1,709	1,632	1,631
報 奨 金	報奨金交付額		千円	12,225	10,828	10,745	10,280	10,273
	1団体あたり平均報奨額			250	221	219	210	210
	総実施回数（回）		回	166	170	166	170	172
	1団体あたり平均実施回数			3	4	3	4	4
	団体数		—	49	49	49	49	49

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

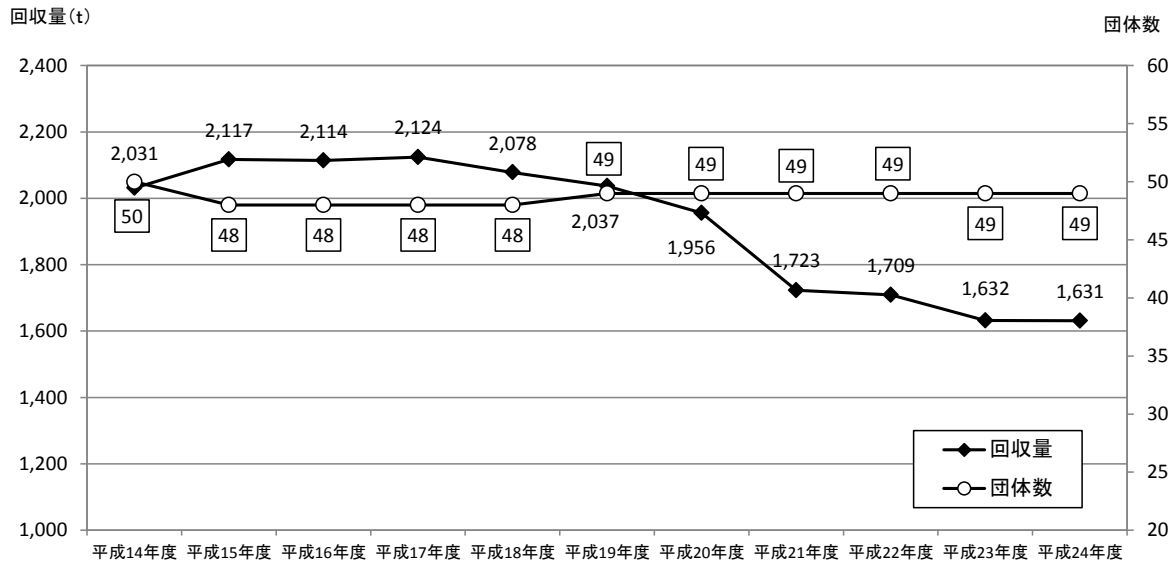


図 2-1-9 資源回収事業実績の推移

イ. 生ごみ処理容器等の購入補助

本町では、平成 3 年度から生ごみ処理容器等設置費補助制度を開始し、生ごみ処理容器等の購入者に補助金を交付することで、生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量及びたい肥化による資源の有効利用を図っています。

生ごみ処理容器等の補助額は表 2-1-7 に示すとおりです。

表 2-1-7 生ごみ処理容器等設置費補助制度の対象

対象品目		補助額
(1) 生ごみ処理容器	2 基/1 世帯まで	購入に要した費用の 2 分の 1 の額 (限度額：6,000 円/1 基)
(2) 生ごみ処理機	1 基/1 世帯まで	購入に要した費用の 2 分の 1 の額 (限度額：30,000 円/1 基)

注) この補助金を利用して設置した生ごみ処理容器や生ごみ処理機がそれぞれ 3 年を経過して、損傷等で買い替える場合に限り、もう一度だけ補助金を受け取ることができます。

生ごみ処理容器等の設置実績の推移は、図 2-1-10 に示すとおりです。

平成 24 年度末現在の累計設置基数は、処理容器 601 基、処理機 1,365 基となっており、補助額の累計金額は 37,518 千円となっています。

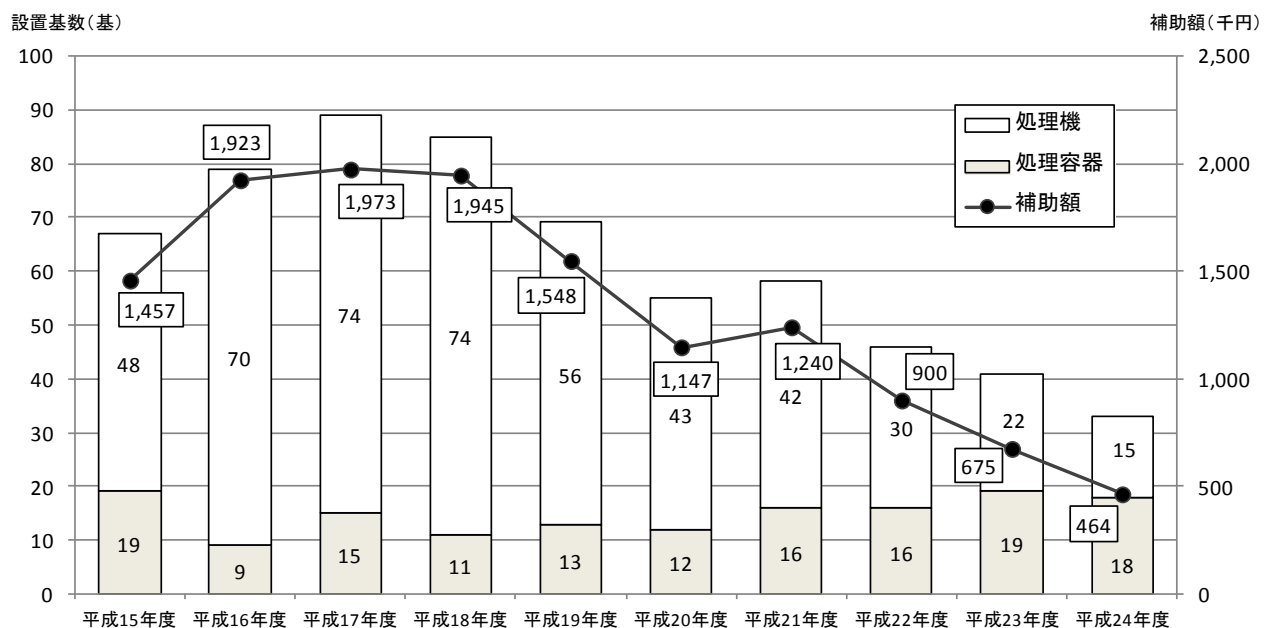


図 2-1-10 生ごみ処理容器等設置実績の推移

ウ. 生ごみたい肥化

本町では、平成 12 年度から生ごみたい肥化処理を実験的に開始し、平成 13 年度からは、公共施設及び一部地域（里区及び逆川区の 2 区）に限定して事業として展開しています。

また、平成 24 年度までは町が実施主体になり、2 区に処理を委託し事業を運営していましたが、平成 25 年度からは里区が事業主体となり、補助金の交付により事業を運営しています。

生ごみたい肥化の実績は表 2-1-8 に示すとおりです。

表 2-1-8 生ごみたい肥化実績

地区		単位	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
家庭系	里・逆川	t	11	11	10	10	10
事業系	一般事業所	t	23	32	39	43	46
	公共施設	t	11	11	10	10	10
排出量計		t	45	54	59	63	66
資源化量(肥料・飼料)		t	38	42	56	58	61

注) 平成 24 年度まで逆川地区も回収していましたが、平成 25 年度以降は廃止となります。

エ. 使用済み天ぷら油の資源化

本町では、平成 21 年度から公共施設の使用済み天ぷら油を回収しており、同年の 7 月にはバイオディーゼル燃料車（BDF 車）を導入しています。

使用済み天ぷら油の回収実績は表 2-1-9 に示すとおりです。

なお、平成 25 年 8 月からは、町内のスーパー 5 店舗において店頭回収を実施しています。

表 2-1-9 使用済み天ぷら油回収実績の推移

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
使用済み天ぷら油 回収量 (t)	3	3	3	3

オ. 資源拠点回収

本町では、古紙、古着等を資源回収事業で出せないときのために、資源拠点回収を、資源ごみを収集日以外でも排出できるように平日資源等拠点回収を実施しています。

資源拠点回収では、平成 24 年 4 月には小型家電の回収を、平成 25 年 4 月にはスチール缶の回収をそれぞれ開始しています。

また、平日資源等拠点回収では平成 25 年 4 月から古紙を回収できるようになっています。

資源拠点回収及び平日資源等拠点回収の概要は表 2-1-10 に、回収場所の位置図は図 2-1-11 に示すとおりです。

表 2-1-10 資源拠点回収の概要

項目	資源拠点回収	平日資源等拠点回収
回収品目	古紙、ミックスペーパー、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電	分別ステーションに出せるもの、古紙、古着
受付日	毎月 1 回(12 月のみ 2 回)	毎週月～金曜日
受付時間	午前 9 時～午後 3 時	午前 9 時～午後 4 時 30 分
搬入場所	坂崎小学校北駐車場（地図①） 幸田町保健センター駐車場（地図②） 幸田町粗大ごみ集積処理場（地図③）	中部保全㈱幸田営業所（地図④）



図 2-1-11 資源拠点回収場所の位置図

(2) 総資源化量及び再生利用率

資源化量は、収集資源や資源回収事業による排出量は年々減少の傾向がみられる一方で、平成23年度以降よりスラグ・メタルを回収するようになったことで、大きく増加しています。

また、このようなことから総排出量に対する再生利用率（資源化率）は愛知県平均及び全国平均値と比較しても、非常に高くなっています。

表 2-1-11 総資源化量及び再生利用率の推移

単位：t/年

分別区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
総排出量		10,539	9,885	9,937	9,912	10,021	
資源化量	直接資源化量	157	458	448	426	441	
	廃食用油	-	3	3	3	3	H21.4より回収
	古紙類	131	431	419	398	413	収集＋拠点回収
	布類	11	11	13	12	12	拠点回収
	びん類	15	13	13	13	13	生きびん
	中間処理後再生利用量	1,046	1,049	1,027	1,746	1,821	
	缶類	70	63	58	56	54	収集＋拠点回収
	金属類	208	231	211	193	177	スプレー缶、粗大資源含む
	びん類	252	244	246	241	240	ワンウェイびん
	ペットボトル	105	102	103	94	96	
	プラスチック製容器包装	281	271	258	251	259	
	トレイ・スチロール	10	10	9	9	9	
	乾電池	11	15	10	11	11	
	蛍光灯	5	4	4	4	5	
	プラスチック製品	66	67	67	68	66	
	肥料・飼料	38	42	56	58	61	
	小型家電	-	-	-	-	10	H24.4より回収
	スラグ・メタル	-	-	5	761	833	H22～新焼却施設稼働
	資源回収事業量	1,956	1,723	1,709	1,631	1,631	
	古紙	1,815	1,592	1,577	1,504	1,502	
	古着	129	118	121	117	116	
	アルミ缶	12	12	11	10	10	
	スチール缶	-	-	-	-	2	
総資源化量		3,159	3,229	3,184	3,805	3,893	
再生利用率（％）		30.0	32.7	32.0	38.4	38.8	(総資源化量)÷(総排出量)×100

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

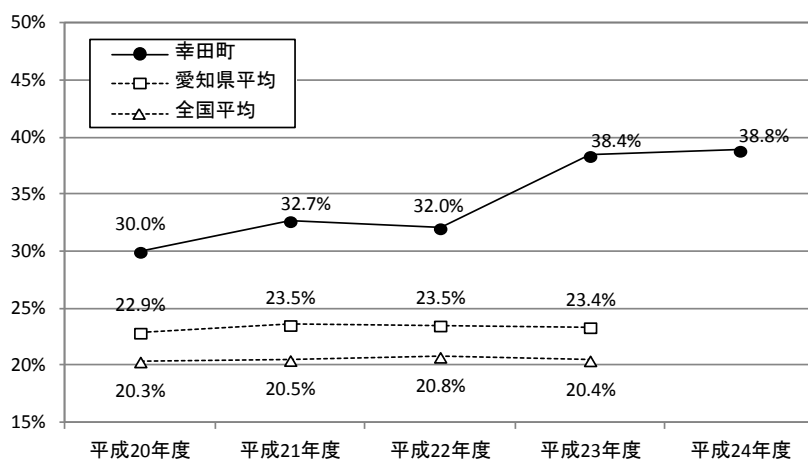


図 2-1-12 幸田町・愛知県平均・全国平均の再生利用率の推移

5 収集運搬

本町における収集・運搬の状況は表 2-1-12 に示すとおりです。

平成 18 年度に 14 分別から 15 分別へ変更（アルミ缶、スチール缶・金属類、埋立ごみ（陶磁器・ガラスなど）を廃止し、飲食用缶、その他金属、埋立ごみ（陶磁器・ガラスのみ）、その他不燃ごみ、を追加）して以降、ごみの分別区分は変わっていません。家庭系及び公共施設のごみの収集は委託業者によって行われ、事業系ごみの可燃ごみの収集は許可業者によって行われています。

資源拠点回収等で回収されている資源のうち、古紙、古着、小型家電（H24～）については収集が実施されていません。

また、本町では燃やすごみについて指定ごみ袋を導入し、排出される袋の有料化を行うことで、ごみの排出抑制を目指しています。

表 2-1-12 収集・運搬の状況（平成 25 年度現在）

収集区分	ごみの種類		収集方法	収集手数料	自己搬入手数料			
燃やすごみ	燃やすごみ		燃やすごみ ステーション 週 2 回	(注 1)	(注 2)			
資源物	ガラスびん	生きびん その他のびん	分別 ステーション 週 1 回 ※地域によっては月 2 回	—	なし (資源拠点回収)			
	飲食用缶							
	ペットボトル							
	プラスチック製容器包装							
	プラスチック製品							
	白色トレイ・発泡スチロール							
	金属類	その他のアルミ その他金属						
	ミックスペーパー							
有害・ 危険ごみ	乾電池							
	蛍光管							
	スプレー缶							
不燃ごみ	陶磁器・ガラス							
	その他不燃ごみ							
粗大ごみ	粗大ごみ					戸別 (申込み制)	品目・大きさにかかわらず、300 円の手数料（粗 大ごみ納付券）	(注 2)

注 1) 指定ごみ袋（大：450 円/10 枚、小：300 円/10 枚、特小：200 円/10 枚）

注 2) 自己搬入について、転出する方で収集日に間に合わない方は有料で回収しています。

（手数料：可燃ごみ 206.8 円/10kg、不燃ごみ 838.2 円/10kg）

なお、町が収集・処理できないものは以下のとおりです。

家電 4 品目、パソコン、オートバイ、小型充電式電池、ボタン電池、インクカートリッジ、処理困難物、事業系廃棄物

6 中間処理及び最終処分

(1) 中間処理

本町における中間処理は、可燃ごみ・不燃ごみ（粗大含む）は岡崎市に委託をして、可燃ごみは岡崎市中央クリーンセンターにて熔融処理、不燃ごみ（陶磁器・ガラスを除く）は岡崎市リサイクルプラザにて破碎処理しています。

また、資源物（白色トレイ・発泡スチロールは町内施設により中間処理後）は民間処理施設により資源化しています。

なお、粗大ごみは幸田町粗大ごみ集積処理場にて選別処理後、可燃ごみ・不燃ごみはプレス式の収集車により岡崎市の各処理施設へ、資源物は民間処理施設に搬入し資源化しています。

本町においては、白色トレイ・発泡スチロールの減容化施設を平成 5 年 8 月より稼働しています。

現在本町のごみの処理が行われている施設の概要は、表 2-1-13 に示すとおりです。

表 2-1-13 中間処理施設の概要（岡崎市・幸田町）

ごみ焼却施設	設置主体	岡崎市
	施設名称	岡崎市中央クリーンセンター
	所在地	岡崎市板田町字西流石 2 番地 1
	敷地面積	77,831m ²
	竣工	平成 23 年 6 月
	処理対象	燃やすごみ
	炉型式等	シャフト炉式ガス化熔融施設（コークスベット式）
	処理能力	380t/24h（190t/24h×2 炉）
	灰処理	熔融飛灰：薬剤処理
	余熱利用	蒸気タービン発電 10,500kwh
	備考	岡崎市中央クリーンセンター（平成元年竣工）と岡崎市八帖クリーンセンター 2 号炉（昭和 48 年竣工）を統合し、新たな施設として稼働
選別・処理施設	設置主体	岡崎市
	施設名称	岡崎市リサイクルプラザ
	所在地	岡崎市高隆寺町字阿世保 5 番地
	敷地面積	78,252m ²
	竣工	平成 7 年 9 月
	処理対象	不燃ごみ（ガラス・陶磁器を除く）
	処理方式	破碎・選別処理
	処理能力	70t/日
	備考	空き缶の選別圧縮処理施設も稼働中（幸田町においては、不燃ごみのみの処理）
選別・処理施設	設置主体	幸田町
	施設名称	幸田町減容化施設
	所在地	額田郡幸田町大字菱池字錦田 82 番地
	敷地面積	29.81m ²
	稼働開始	平成 5 年 8 月
	処理対象	容器包装用白色トレイ、発泡スチロール
	処理方式	低温処理システム
	処理能力	10kg/h
	備考	—

(2) 最終処分

本町における最終処分は、家庭から排出される「陶磁器・ガラス」については幸田町一般廃棄物最終処分場へ搬入し埋立処理を行っており、家庭及び事業所から排出される「その他不燃ごみ」及び不燃性粗大ごみについては岡崎市に委託しており、岡崎市リサイクルプラザで中間処理後、可燃ごみ（岡崎市中心クリーンセンターで溶融処理）の処理残渣（溶融飛灰）とともに岡崎市北部一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処理しています。

最終処分施設の概要は表 2-1-14 に示すとおりです。

表 2-1-14 最終処分施設の概要

最終処分場	設置主体	幸田町
	施設名称	幸田町一般廃棄物最終処分場
	所在地	額田郡幸田町大字六栗字大木 1 番地 1
	敷地面積	13,384m ²
	稼働開始	平成 19 年 4 月
	処理対象	不燃残渣（陶磁器・ガラス）
	形式	管理型最終処分場
	処理能力	埋立面積：2,300m ² 埋立容量：4,000m ³
	浸出水処理	処理水量：15m ³ /日 処理方式：生物処理方式（接触ばっ気式）＋凝集膜分離方式＋活性炭吸着処理方式 ＋消毒滅菌処理方式
最終処分場	設置主体	岡崎市
	施設名称	岡崎市北部一般廃棄物最終処分場
	所在地	岡崎市東阿知和町字大入 1 番地 36
	竣工	平成 16 年 3 月
	処理対象	焼却灰・溶融飛灰・破砕処理不燃物・直接埋立物
	埋立工法	サンドイッチ工法
	処理能力	埋立面積：48,190m ² 埋立容量：399,100m ³
	浸出水処理	処理能力：110m ³ /日 処理方式：カルシウム除去処理、生物処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、キレート吸着処理、消毒処理

(3) 中間処理量及び最終処分量

本町における中間処理量及び最終処分量の推移は表 2-1-15 に示すとおりです。

表 2-1-15 中間処理量及び最終処分量の推移

区 分		単 位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
処 理 内 訳	(1) 焼却処理量	(t/年)	6,839	6,517	6,663	6,736	6,865	
	(1a) 可燃ごみ	(t/年)	－	6,449	6,566	6,679	6,820	
	(1b) 破砕可燃	(t/年)	－	68	66	54	43	
	(1c) 灰溶融	(t/年)	－	－	31	3	2	
	(2) 最終処分量	(t/年)	1,488	1,090	1,048	440	388	(2a) + (2b)
	(2a) 岡崎市最終処分場	(t/年)	1,417	1,017	974	362	314	(2a-1) + (2a-2)
	(2a-1) 焼却灰	(t/年)	1,362	962	919	305	265	H22～新焼却施設稼働※
	(2a-2) 破砕不燃	(t/年)	55	55	55	57	49	
	(2b) 幸田町最終処分場	(t/年)	71	73	74	78	74	(2b-1)
	(2b-1) 陶磁器・ガラス	(t/年)	71	73	74	78	74	
資 源 化 内 訳	(3) 資源化量	(t/年)	3,159	3,229	3,184	3,805	3,893	(3a) + (3b) + (3c)
	(3a) 直接資源化量	(t/年)	157	458	448	426	441	Σ (3a-1～4)
	(3a-1) 廃食用油	(t/年)	－	3	3	3	3	H21.4より回収
	(3a-2) 古紙類	(t/年)	131	431	419	398	413	収集＋拠点回収
	(3a-3) 布類	(t/年)	11	11	13	12	12	拠点回収
	(3a-4) びん類	(t/年)	15	13	13	13	13	生きびん
	(3b) 中間処理後資源化量	(t/年)	1,046	1,049	1,027	1,746	1,821	Σ (3b-1～12)
	(3b-1) 缶類	(t/年)	70	63	58	56	54	収集＋拠点回収
	(3b-2) 金属類	(t/年)	208	231	211	193	177	スプレー缶、粗大資源含む
	(3b-3) びん類	(t/年)	252	244	246	241	240	ワンウェイびん
	(3b-4) ペットボトル	(t/年)	105	102	103	94	96	
	(3b-5) プラスチック製容器包装	(t/年)	281	271	258	251	259	
	(3b-6) 白色トレイ・発泡スチロール	(t/年)	10	10	9	9	9	
	(3b-7) 乾電池	(t/年)	11	15	10	11	11	
	(3b-8) 蛍光管	(t/年)	5	4	4	4	5	
	(3b-9) プラスチック製品	(t/年)	66	67	67	68	66	
	(3b-10) 肥料・飼料	(t/年)	38	42	56	58	61	
	(3b-11) 小型家電	(t/年)	－	－	－	－	10	H24.4より回収
	(3b-12) スラグ・メタル	(t/年)	－	－	5	761	833	H22～新焼却施設稼働
	(3c) 資源回収事業	(t/年)	1,956	1,723	1,709	1,631	1,631	Σ (3c-1～4)
	(3c-1) 古紙	(t/年)	1,815	1,592	1,577	1,504	1,502	
	(3c-2) 古着	(t/年)	129	118	121	117	116	
	(3c-3) アルミ缶	(t/年)	12	12	11	10	10	
	(3c-4) スチール缶	(t/年)	－	－	－	－	2	
(4) 再生利用率		(%)	30.0	32.7	32.0	38.4	38.8	(3)/(2)×100

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

※ 焼却灰の排出量について、平成22年度実績は旧施設と新施設の合算値です。

7 ごみ処理経費

本町におけるごみ処理経費の推移は表 2-1-16 及び図 2-1-13 に示すとおりです。

一人当たりごみ処理経費は平成 20 年度以降では少しずつ減少の傾向がみられ、平成 24 年度では年間 9,863 円となっています。また、平成 23 年度まで愛知県全体と比較して少ない経費に抑えることが出来ています。

表 2-1-16 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理費	千円	433,118	408,383	398,784	399,834	380,168
人口	人	37,269	37,387	37,930	38,115	38,543
一人当たりの ごみ処理費	幸田町	11,621	10,923	10,514	10,490	9,863
	愛知県	13,443	12,945	11,237	12,094	-

注) 建設費は含みません

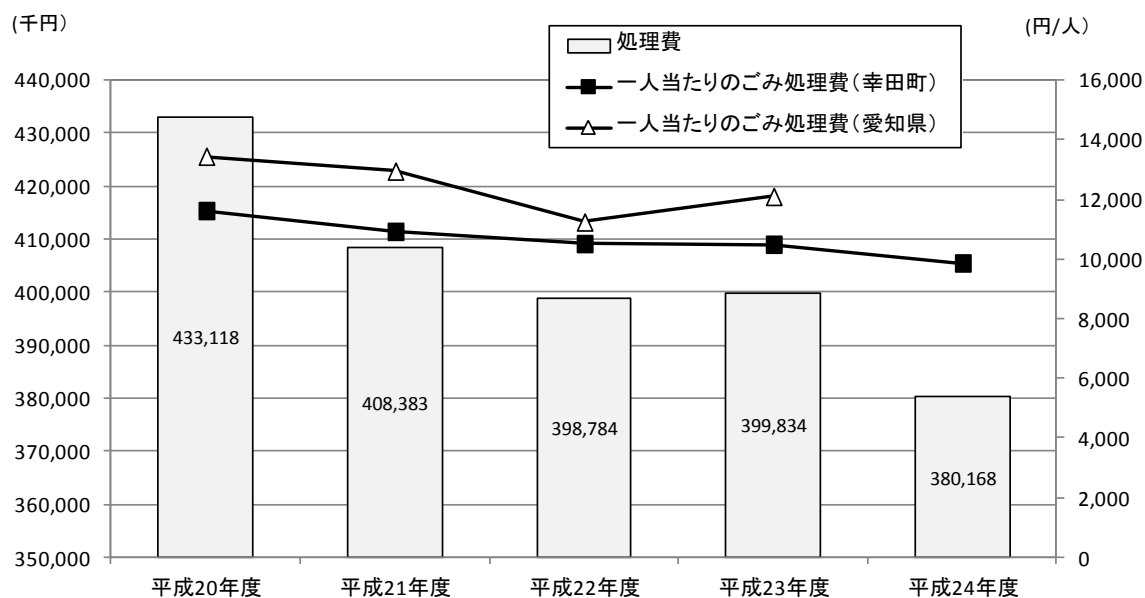


図 2-1-13 ごみ処理経費の推移

8 ごみ処理の評価

(1) 前回基本計画の評価

ア. 目標の達成状況

平成 21 年 3 月に策定した前回基本計画において、平成 27 年度を目標年度に表 2-1-17 のとおり目標値を掲げています。

表 2-1-17 目標年度（平成 27 年度）における目標値

項目		目標値（平成 27 年度）		平成 12 年度 実績値
ごみ排出量の 抑制目標値	総排出量	平成 12 年度に対して 10%削減	8,096 t	8,995 t
	家庭系ごみ	平成 12 年度に対して一人一日当たりの排出量を 5%削減	597g/人・日	628g/人・日
	事業系ごみ	平成 12 年度に対して 20%削減	1,086 t	1,357 t
資源化の目標値		総排出量に対する資源化量について 24%以上を目標	24%以上	29.3%

平成 24 年度までの実績値の推移と平成 27 年度における目標値は図 2-1-14～17 に示すとおりです。

人口増加に伴い、結果としてごみ排出量全体も平成 24 年度で 10,021 t と平成 27 年度目標値 8,096 t を超過していますが、一人一日当たりのごみ排出量で比較すると、愛知県平均値や全国平均値よりも発生抑制が進んでおり、平成 23 年度実績値（一般廃棄物処理実態調査結果（環境省））では愛知県の中で最も排出量を抑えることができています。

また、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は平成 24 年度で 594g/人・日となっており、平成 27 年度の目標値 597g/人・日を達成しています。一方で、事業系ごみの排出量が平成 24 年度で 1,667 t と、平成 27 年度の目標値 1,086 t を超過しましたが、一人一日当たりの事業系ごみ排出量で比較すると愛知県平均値や全国平均値よりも発生抑制が進んでいます。

資源化の目標値は平成 24 年度で 38.8%と目標の 24%以上を大きく達成しています。

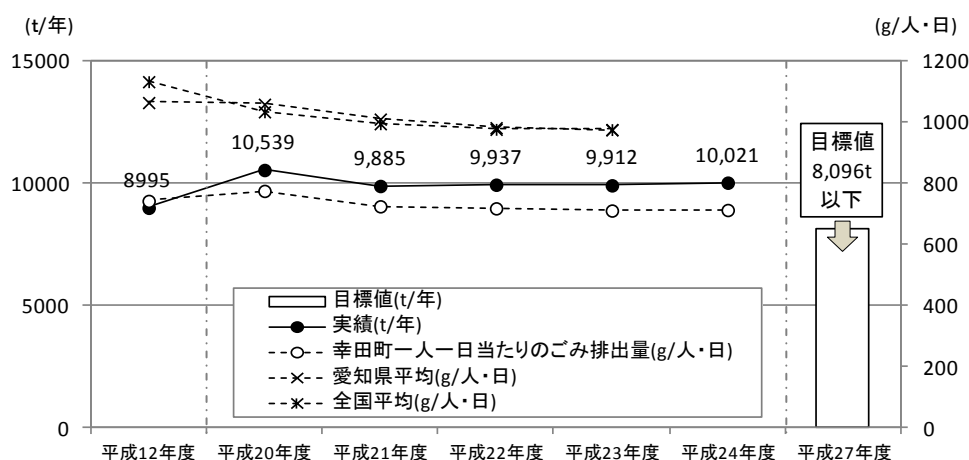


図 2-1-14 ごみ排出量の抑制目標値と実績の推移

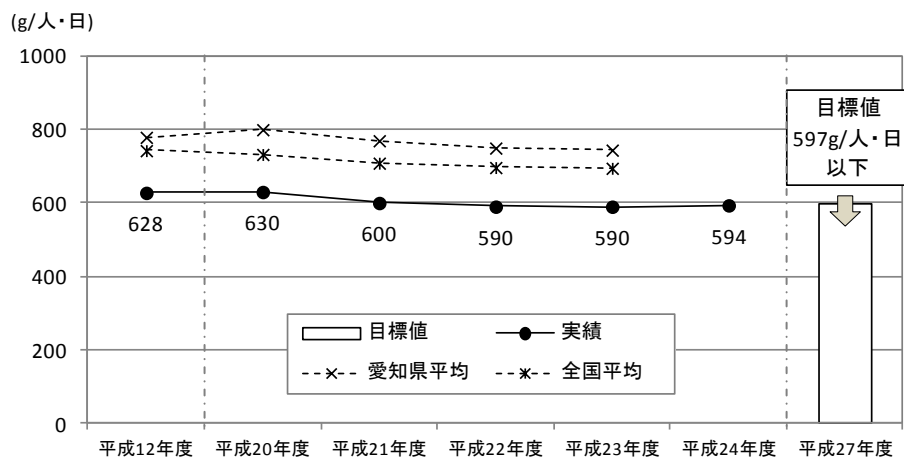


図 2-1-15 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値と実績の推移

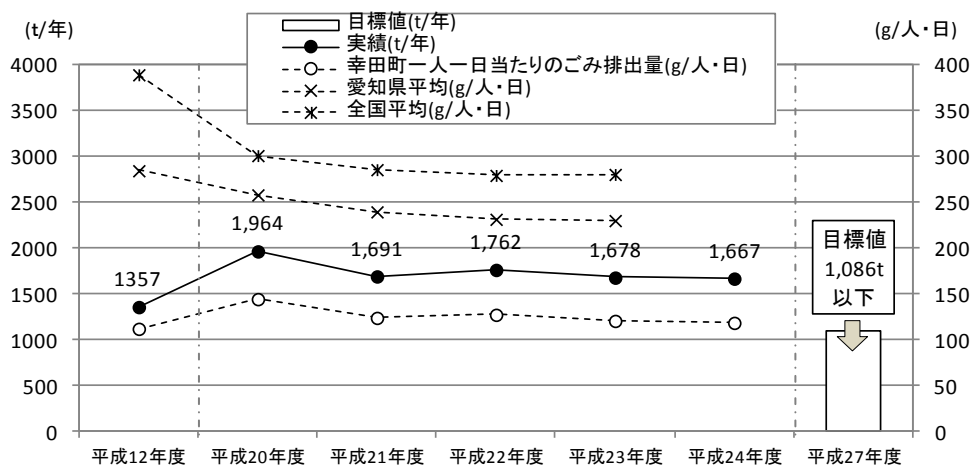


図 2-1-16 事業系ごみ排出量の目標値と実績の推移

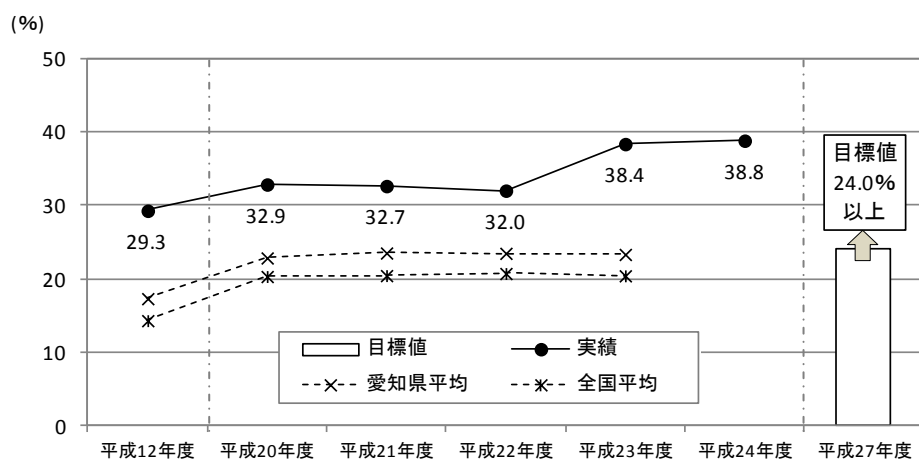


図 2-1-17 資源化の目標値と実績の推移

イ. 施策の実施状況

平成 21 年 3 月に策定した前回基本計画において設定されたごみ排出抑制に関する施策の一覧及び実施状況を表 2-1-18 に示します。

表 2-1-18 前回基本計画の施策一覧（排出抑制計画）

区分	施策	内容	実施状況	事業名等
行政	①ごみ処理有料化の見直し	今後の状況に応じて検討	△	
	②生ごみ減量対策	生ごみ処理機購入の補助の継続 生ごみ処理についての広報 水切りの徹底などの啓発事業	○	生ごみ処理容器等 設置費補助制度
	③環境教育、啓発活動の充実	ごみの減量化・再利用及び再資源化について、関係団体等と協力しながら教育・啓発を実施 リサイクル施設等での展示・講習会 広報・インターネット等による啓発 小学校での教育啓発活動	○	
	④多量排出事業者への減量化指導の徹底	事業系ごみの処理費用を勘案した手数料の徴収 事業者に対して減量化計画の策定を指導	○	
	⑤容器包装廃棄物の排出抑制	各種の審議会・集会等の場を利用した普及・啓発	△	
	⑥リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進	リターナブルびんの利用・返却・再利用の促進のための普及啓発	○	
	⑦庁用品、公共関与事業における再生品	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品について、再生品を使用 公共事業での廃材、廃材の再生品、溶融スラグ等の再資源化物の使用推進	○	
	⑧特小袋の創設	単身や小規模な世帯向けの特小袋（200）を回収袋として使用	○	
住民	①資源回収事業・フリーマーケット等の促進等	資源回収事業・フリーマーケットの積極的な実施	△	資源回収事業報奨金制度
	②生ごみたい肥化容器等	生ごみたい肥化容器、電動生ごみ処理機の積極的な使用	△	生ごみ処理容器等 設置費補助制度
	③過剰包装の自粛	買い物かご、買い物袋等の持参、簡易包装品の選択	○	幸田町におけるレジ袋削減に関する 協定書
	④再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	使い捨て品の使用の抑制、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択	—	
	⑤排出時の分別・水切りの徹底等	資源分別、台所ごみの水切りの実施	△	
事業者	①発生源における排出抑制	原材料の選択や製造工程の工夫による排出抑制 必要に応じて複数事業者の協力による回収体制の整備	×	
	②過剰包装の抑制	容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売	△	幸田町におけるレジ袋削減に関する 協定書
	③流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制	家電製品梱包用の梱包材の使用量の抑制、梱包方法の工夫 製造・流通事業者の責任における回収・再利用体制の整備	△	
	④使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の促進	リターナブル容器への転換 空き缶や空きびん等の製造・流通事業者による自主回収促進	○	
	⑤再生品の使用促進等	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の再生品の使用	○	

■行政・・・取組実施状況により評価

⇒ ○：実施している △：検討中 ×：未実施

■住民・・・資源回収事業団体数、堆肥化容器累積助成基数、組成分析結果から評価

⇒ ○：効果が出ている △：横ばいである ×：効果が出ていない

■事業者・・・平成 24 年度アンケート調査結果（環境基本計画）の「環境に配慮した取組」実施率により評価

⇒ ○：60％以上 △：30％～59％ ×：30％未満

(2) 類似市町村との比較評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において「処理システムの指針」が策定されています。これに基づき本町と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、平成 22 年度における一般廃棄物処理の状況について図 2-1-18 に示すとおり比較評価を行いました。

なお、評価を行うに当たり、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成 22 年度実績版（環境省）」を使用しました。これは、任意の市町村について都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を自動的に抽出し、「平成 22 年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の実績値と比較評価するシステムです。

本町と都市形態区分・人口・産業構造が類似する市町村は 37 あり、それら平均値と本町の数値を比較すると、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）」について高い水準となっており、特に「廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）」は非常に高くなっています。一方で、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」、が若干低い水準となっています。

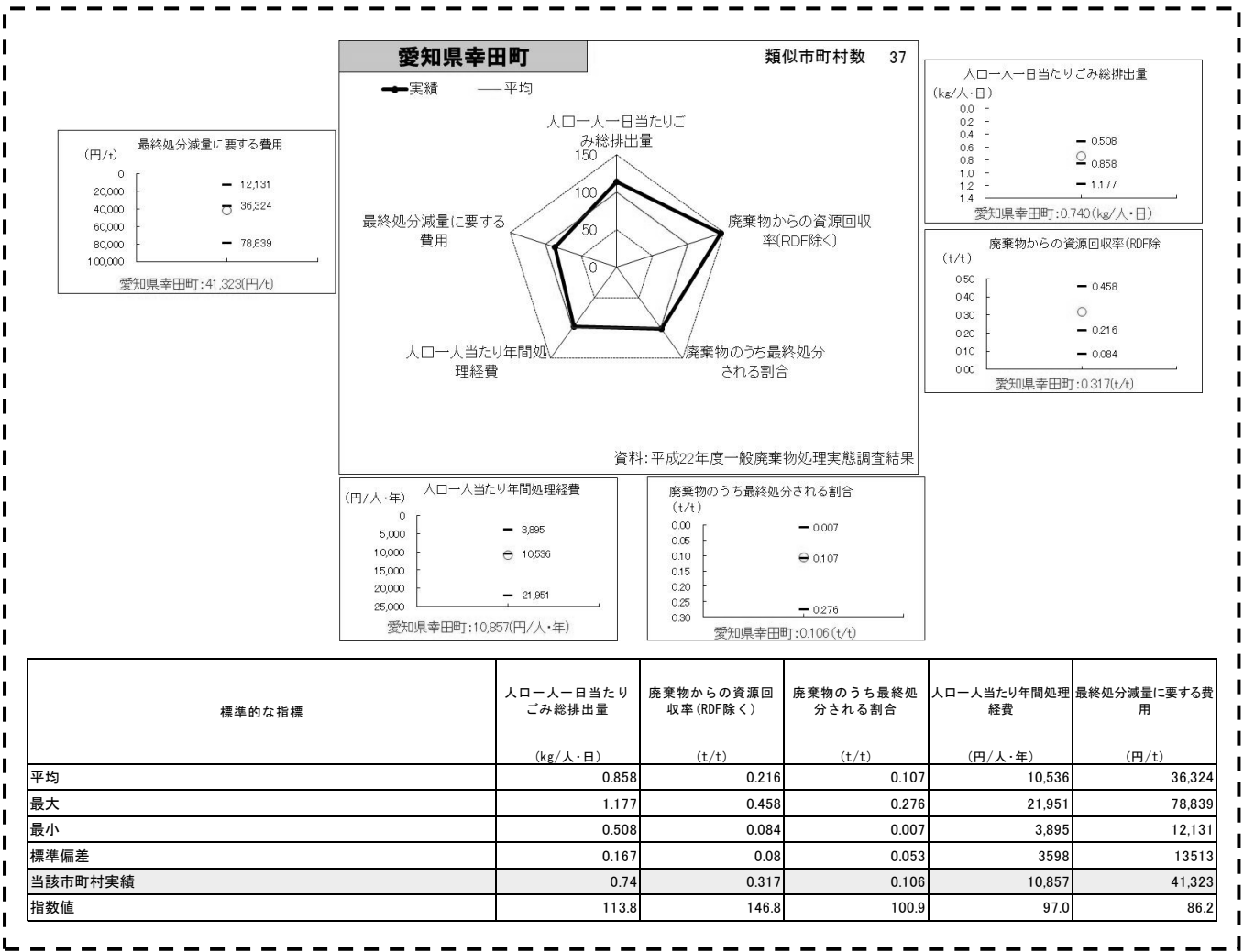


図 2-1-18 類似市町村とのごみ処理指標の比較評価結果（平成 22 年度実績）

注）数値は「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」を基に算定

第2節 現況推移ケースにおけるごみ処理量の見込み

本項においては、新たな施策や分別区分の変更等を行わず、現状のまま推移した場合について、ごみ排出量の将来値を推計します。

(1) 人口の推計結果

人口の推計結果は表 2-1-19 と図 2-1-19 に示すとおりです。本町の人口は区画整理事業等に伴い今後も増加することが予測され、平成 40 年度には 45,540 人となり現状（平成 24 年度）より 18.1% の増加となります。

この数値は平成 22 年 3 月策定の幸田町都市計画マスタープランに掲げられている「平成 27 年度 40,000 人、平成 32 年度（中間年度）42,100 人、平成 42 年度（目標年度）46,400 人」を基準に推移したものです。

表 2-1-19 人口の推計

年度	実績値	推計値			
	H24 年度	H25 年度	H30 年度	H35 年度	H40 年度
人口（人）	38,543	39,029	41,260	43,390	45,540
対 H24 年度 増加率(%)	—	1.3%	7.0%	12.6%	18.1%

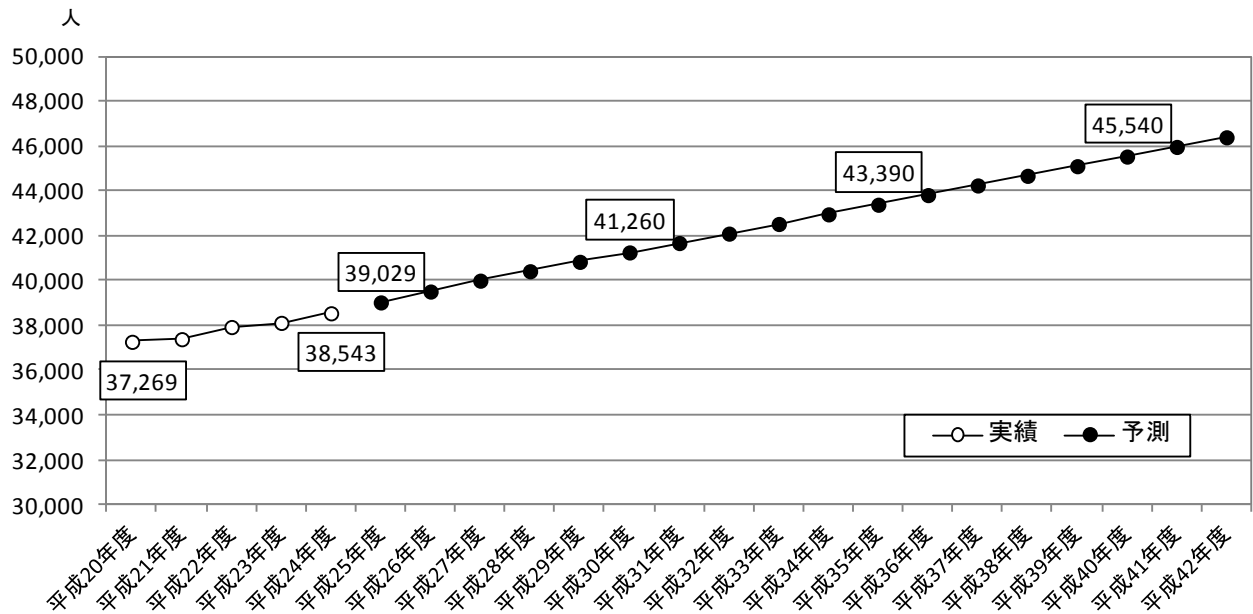


図 2-1-19 人口の推計

(2)ごみ量の推計結果

ごみ量の推計結果は表 2-1-20(1)～(2)と図 2-1-20(1)～(2)に示すとおりです。

表 2-1-20(1) ごみ排出量の推計

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
(1) 収集人口		(人)	38,543	39,029	41,260	43,390	45,540
排 出 量	(2) 総排出量	(t/年)	10,021	10,058	10,663	11,283	11,942
		(g/人・日)	712.3	706.1	708.1	712.4	718.4
	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量※	(g/人・日)	504.0	499.3	511.5	520.4	530.3
	(3) 家庭系ごみ合計	(t/年)	8,355	8,397	8,997	9,616	10,278
		(g/人・日)	593.9	589.4	597.4	607.2	618.3
	(3a) 収集ごみ	(t/年)	6,723	6,745	7,259	7,796	8,375
	(3a-1) 燃やすごみ	(t/年)	5,010	5,035	5,597	6,108	6,653
	(3a-2) 不燃ごみ	(t/年)	107	109	115	121	127
	(3a-2-1) 陶磁器・ガラス	(t/年)	68	69	73	77	80
	(3a-2-2) その他不燃ごみ	(t/年)	39	40	42	44	47
	(3a-3) 資源ごみ	(t/年)	1,179	1,175	1,098	1,097	1,102
	(3a-3-1) 生きびん	(t/年)	13	12	11	10	10
	(3a-3-2) その他びん	(t/年)	239	237	230	226	223
	(3a-3-3) 飲料缶	(t/年)	59	57	49	44	39
	(3a-3-4) ペットボトル	(t/年)	96	99	95	92	89
	(3a-3-5) プラスチック製容器包装	(t/年)	257	260	285	300	315
	(3a-3-6) 白色トレイ・発泡スチロール	(t/年)	9	9			
	(3a-3-7) ミックスペーパー	(t/年)	304	299	292	286	283
	(3a-3-8) その他のアルミ	(t/年)	4	5	5	5	6
	(3a-3-9) その他金属	(t/年)	41	39	37	35	34
	(3a-3-10) プラスチック製品	(t/年)	67	67			
	(3a-3-11) 生ごみ（里・逆川）	(t/年)	10	5	6	6	6
	(3a-3-12) 拠点回収	(t/年)	79	83	88	93	97
	(3a-3-12-1) 古紙	(t/年)	64	67	71	74	78
	(3a-3-12-2) 古着	(t/年)	12	13	13	14	15
	(3a-3-12-3) アルミ缶	(t/年)	0	0	0	0	0
	(3a-3-12-4) 小型家電	(t/年)	4	4	4	5	5
	(3a-4) 危険・有害ごみ	(t/年)	21	22	22	21	22
	(3a-4-1) スプレー缶	(t/年)	7	7	8	8	9
	(3a-4-2) 蛍光管	(t/年)	4	4	4	5	5
	(3a-4-3) 乾電池	(t/年)	10	10	9	9	8
	(3a-5) 粗大ごみ	(t/年)	407	405	428	449	471
	(3a-5-1) 可燃ごみ	(t/年)	264	261	275	289	303
	(3a-5-2) 不燃ごみ	(t/年)	37	37	39	41	43
	(3a-5-3) 資源ごみ	(t/年)	106	107	113	119	125
	(3b) 直接搬入ごみ	(t/年)	1	1	1	1	1
	(3b-1) 可燃ごみ	(t/年)	1	1	1	1	1
	(3b-2) 不燃ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
	(3c) 資源回収事業	(t/年)	1,631	1,651	1,736	1,819	1,902
	(3c-1) 古紙	(t/年)	1,502	1,521	1,608	1,691	1,775
	(3c-2) 古着	(t/年)	116	116	114	112	112
	(3c-3) アルミ缶	(t/年)	10	11	12	13	13
	(3c-4) スチール缶	(t/年)	2	2	2	2	2
(4) 事業系ごみ合計		(t/年)	1,667	1,661	1,667	1,667	1,663
		(t/日)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
	(4a) 収集ごみ	(t/年)	1,667	1,661	1,667	1,667	1,663
	(4a-1) 許可（一般事業所）	(t/年)	1,539	1,541	1,543	1,543	1,543
	(4a-1-1) 可燃ごみ	(t/年)	1,493	1,493	1,493	1,493	1,493
	(4a-1-2) 不燃ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
	(4a-1-3) 資源ごみ	(t/年)	46	48	50	50	50
	(4a-2) 委託（公共施設）	(t/年)	127	121	124	124	121
	(4a-2-1) 可燃ごみ	(t/年)	53	48	48	48	48
	(4a-2-2) 不燃ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
	(4a-2-3) 資源ごみ	(t/年)	75	72	76	76	72

注1) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

注2) 拠点回収のスチール缶は平成25年4月1日からの開始で実績値がないため、現況推移ケースには考慮しないものとします。

※処理しなければならないごみの一人一日当たりの量＝（ごみ総排出量－資源ごみ量－資源回収事業量）÷総人口÷365日
（ここでいう「資源ごみ量」は、収集時に資源ごみとして回収するものとして、粗大ごみ中の資源ごみは除きます。）

表 2-1-20 (2) ごみ処理量の推計

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
処 理 内 訳	(5) 焼却処理量	(t/年)	6,865	6,884	7,463	7,990	8,552
	焼却処理率	(%)	68.5	68.4	70.0	70.8	71.6
	(5a) 可燃ごみ	(t/年)	6,820	6,838	7,415	7,940	8,499
	(5b) 破碎可燃	(t/年)	43	45	48	50	53
	(5c) 灰溶融	(t/年)	2	0	0	0	0
	(6) 最終処分量	(t/年)	388	391	420	448	477
	最終処分率	(%)	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0
	(6a) 岡崎市最終処分場	(t/年)	314	317	342	366	391
	(6a-1) 焼却灰	(t/年)	265	275	299	320	342
	(6a-2) 破碎不燃	(t/年)	49	42	44	46	48
資 源 化 内 訳	(6b) 幸田町最終処分場	(t/年)	74	74	78	82	86
	(6b-1) 陶磁器・ガラス	(t/年)	74	74	78	82	86
	(7) 資源化量	(t/年)	3,893	3,889	3,976	4,126	4,288
	(7a) 直接資源化量	(t/年)	441	431	426	424	424
	(7a-1) 廃食用油	(t/年)	3	3	3	3	3
	(7a-2) 古紙類	(t/年)	413	403	398	397	397
	(7a-3) 布類	(t/年)	12	13	13	14	15
	(7a-4) びん類	(t/年)	13	12	11	10	10
	(7b) 中間処理後資源化量	(t/年)	1,821	1,808	1,814	1,883	1,961
	(7b-1) 缶類	(t/年)	54	54	46	41	37
	(7b-2) 金属類	(t/年)	177	179	184	189	195
	(7b-3) びん類	(t/年)	240	237	230	226	223
	(7b-4) ペットボトル	(t/年)	96	96	92	89	87
	(7b-5) プラスチック製容器包装	(t/年)	259	258	282	297	312
	(7b-6) 白色トレイ・発泡スチロール	(t/年)	9	10	0	0	0
	(7b-7) 乾電池	(t/年)	11	11	10	9	9
	(7b-8) 蛍光管	(t/年)	5	4	4	5	5
	(7b-9) プラスチック製品	(t/年)	66	67	0	0	0
	(7b-10) 肥料・飼料	(t/年)	61	56	59	59	58
	(7b-11) 小型家電	(t/年)	10	10	10	10	10
	(7b-12) スラグ・メタル	(t/年)	833	826	896	959	1,026
	(7c) 資源回収事業	(t/年)	1,631	1,651	1,736	1,819	1,902
	(7c-1) 古紙	(t/年)	1,502	1,521	1,608	1,691	1,775
	(7c-2) 古着	(t/年)	116	116	114	112	112
	(7c-3) アルミ缶	(t/年)	10	11	12	13	13
	(7c-4) スチール缶	(t/年)	2	2	2	2	2
	(8) 再生利用率	(%)	38.8	38.7	37.3	36.6	35.9

注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

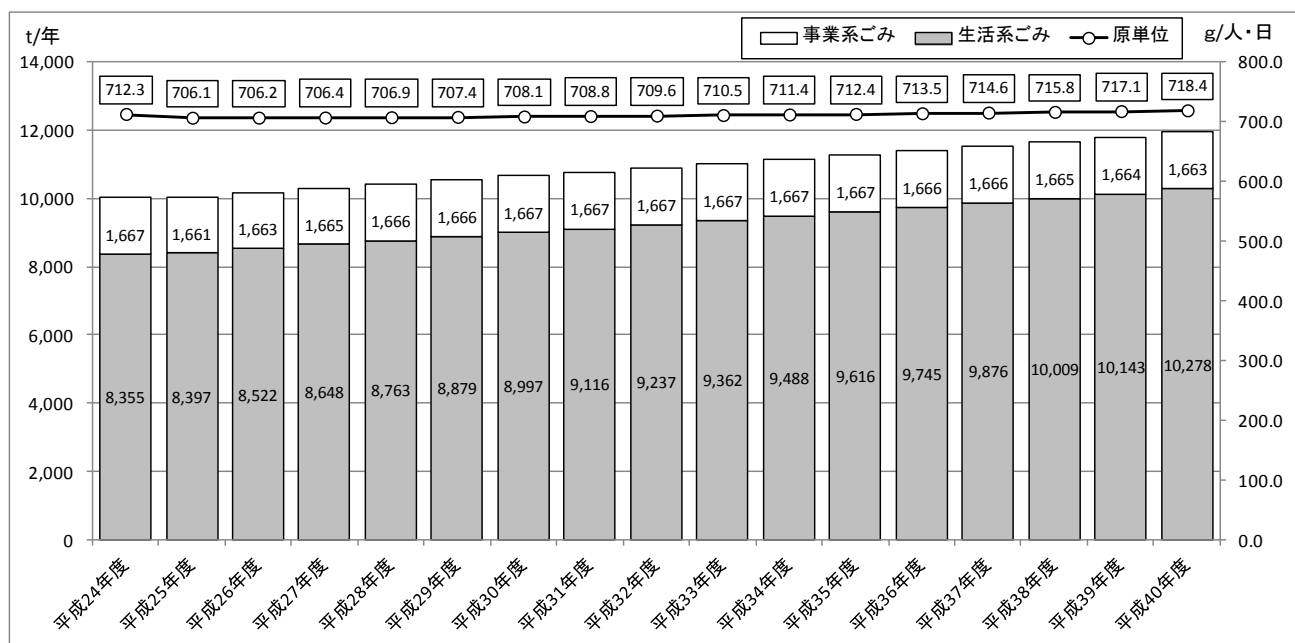


図 2-1-20 (1) ごみ排出量の推計

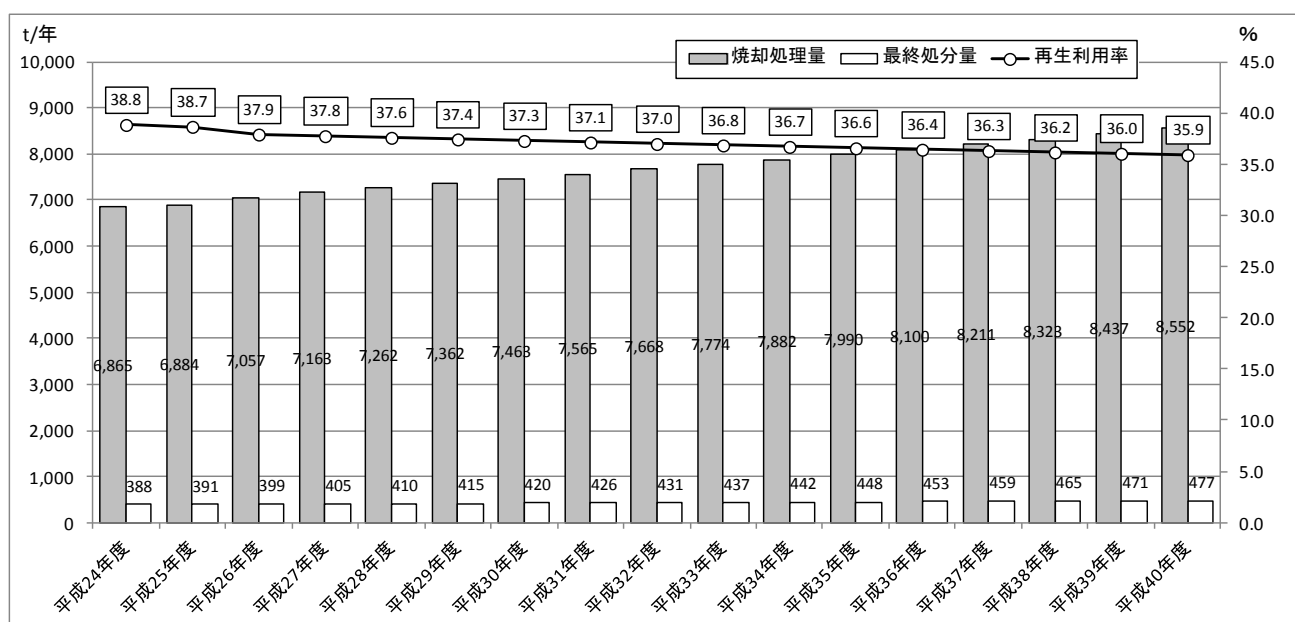


図 2-1-20 (2) ごみ処理量の推計

ごみ総排出量は平成 24 年度の実績値が 10,021t/年であったのに対して、推計値は平成 30 年度には 10,663t/年 (6.4%増)、平成 35 年度には 11,283t/年(12.6%増)、平成 40 年度には 11,942t/年 (19.2%増)となっており、人口増加の影響もあり年々増加していくものと予測されます。

また、過去の実績で資源ごみ収集量や資源回収事業量に大きな減少傾向が見られたため、推計結果でも再生利用率が減少していくことが予測され、平成 24 年度実績値が 38.8%であったのに対して、推計値は平成 30 年度には 37.3% (1.5 ポイント減)、平成 35 年度には 36.6% (2.2 ポイント減)、平成 40 年度には 35.9% (2.9 ポイント減)となっています。

第2章 課題の抽出

1 発生抑制

本町の一人一日当たりのごみ排出量は、過去10年間で減少傾向を示しており、平成23年度について比較すると、愛知県平均値が974g/人・日であるのに対して、本町では723g/人・日となっています。

この数値は愛知県内では最も少なくなっており、本町はごみの発生抑制ができているといえます。3Rの中でも発生抑制（リデュース）は最も重要といわれています。本町では今後、土地区画整理事業等による人口の増加が予測されますが、一人当たりの排出量の削減に向け、さらなる取組が課題となります。

2 資源化

可燃ごみ組成分析結果によると、本町のごみの分別状況は、近隣のごみ処理施設にて実施されている組成調査結果と比較しても、分別が進んでおり良好であるといえます。

また、資源ごみは岡崎市中心クリーンセンターのごみ処理施設によりスラグを回収するようになった平成23年度以降で再生利用率が増加しています。

一方、現状ではごみの発生抑制が進んでおり、今後は物品の購入自粛や過剰包装の減少などにより、資源となるものの排出量自体も減少していくことが予想されます。

そのような中で、発生抑制を優先課題としてとらえ、発生してしまうもので資源化可能なものは「容器包装リサイクル法」や「小型家電リサイクル法」などの法整備、「処理システムの指針」など分別に関する指針の動向や処理技術の進捗状況を考慮した資源化の促進が課題となります。

3 収集・運搬

本町の分別区分は平成25年度現在15分別となっています。また、一部地域では生ごみを回収・資源化しているほか、平成21年度からは公共施設にて使用済みてんぷら油の回収を開始しており、拠点回収では、平成24年度より小型家電の回収を開始しています。

分別区分については、「処理システムの指針」に掲げられている、「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方」について、3段階の内最も分別が多い区分に属しており、資源化の促進ができています。

一方で、分別区分が多いことから、引き続き分別方法の周知など適正な分別の確保が必要となります。また、法整備や分別に関する指針などの社会情勢の変化に対応した上で、現状に見合った分別区分の変更を検討していく必要があります。

4 中間処理

本町では溶融処理及び破碎処理を岡崎市に委託しており、燃やすごみは岡崎市中央クリーンセンター、不燃ごみは岡崎市リサイクルプラザにて処理されます。また、白色トレイ・発泡スチロールは「幸田町減容化施設」にて、その他の資源ごみは民間業者に委託して中間処理後資源化されています。また、容器包装の資源ごみは容器包装リサイクル協会ルートにより、乾電池及び蛍光灯は全国都市清掃会議ルートにより適正に処理されています。

今後は愛知県の計画するごみ処理広域化ブロック区割りに基づき、岡崎西尾地域でのごみ処理の広域化を検討していく必要があります。

5 最終処分

本町では陶磁器・ガラスは幸田町一般廃棄物最終処分場へ、処理残渣（溶融飛灰）と不燃ごみは岡崎市に委託しており、岡崎市北部一般廃棄物最終処分場で埋立処理されています。

最終処分量は、岡崎市中央クリーンセンター内のごみ処理施設が溶融処理を開始した平成 22 年度以降で大きく減少しています。一方で、幸田町に搬入される陶磁器・ガラスの処分量は、ほぼ横ばいとなっており、排出量削減が課題となります。

幸田町一般廃棄物最終処分場は、平成 19 年 4 月より稼働開始しており、埋立期間は 15 年（平成 34 年まで）と計画されています。

「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（平成 22 年 3 月 環境省）」にも示されているとおり、最終処分場のライフサイクルコスト（施設建設費、運営管理費（運転費、点検補修費）、解体費を含めた廃棄物処理施設の生涯費用の総計）削減のためにも、長寿命化は重要であるとされています。そのため、本町としても最終処分場の延命化や新たな最終処分場の整備を検討していく必要があります。

6 適正処理処分

本町では家電 4 品目等の不法投棄が後を絶たず、例年 100 台を超える件数を回収しています。

不法投棄を減らすため、引き続き現在実施中のパトロールを継続するほか、地域との協力体制の確立が必要となります。

＜参考①＞ 分別区分の評価

処理システムの指針によると、「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方」について、3段階に類型区分が示されており、類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱとなる自治体は類型Ⅲを目指し、分別の拡大を図ることを促しています。表 2-2-1 に標準的な分別収集区分と幸田町の分別区分の比較を示します。

幸田町では、類型Ⅲに近い（生ごみは一部地域のみ収集している）区分となっており、分別収集が促進されているといえます。

表 2-2-1 一般廃棄物の標準的な分別収集区分と幸田町の分別区分

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	幸田町
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○
	①-5 紙製容器包装		○	○	○
②古紙類・布類等（集団回収含む）		○	○	○	○
③生ごみ、廃食用油等※				○	△
④小型家電			○	○	○
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類含む）		○	○	○	○
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○
⑧粗大ごみ		○	○	○	○

※生ごみは一部地域のみ実施

＜参考②＞ 上位計画の目標値

上位計画において掲げられているごみ処理の目標値は表 2-2-2 に示すとおりです。

廃棄物処理法に基づく国の基本方針において、平成 27 年度を目標年度とした廃棄物の適正な処理に関する目標を掲げており、循環型社会形成推進基本計画では平成 32 年度を目標とした削減目標が掲げられています。また、愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～平成 28 年度）においても、ごみ減量に関する目標値が設定されています。

さらに、幸田町環境基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）においても、望ましい環境像の実現に向けて、施策を展開するなどして目標年度（平成 34 年度）に以下のような指標に対する目標を定めています。

表 2-2-2 ごみ処理の目標値

国の基本方針	指標	排出量	再生利用率	最終処分量	—
	H27 目標	平成 19 年度比 約 5%削減	約 25%	平成 19 年度比 約 22%削減	—
循環型社会形成推進 基本計画	指標	一人一日当たりのご み排出量	一人一日当たりの家 庭系ごみ排出量	事業系ごみ排出量	最終処分量
	H32 目標	平成 12 年度比 約 25%削減 (約 890 g)	平成 12 年度比 約 25%削減 (約 500 g)	平成 12 年度比 約 35%削減 (約 1,170 万 t)	平成 12 年度比 約 70%削減 (1,700 万 t)
愛知県廃棄物 処理計画	指標	排出量	処理しなければなら ないごみの一人一日 当たりの量	再生利用率	最終処分量
	H28 目標	平成 20 年度比 9%削減 (254 万 1 千 t)	平成 20 年度比 12%削減 (720g)	25.9%	平成 20 年度比 23%削減 (23 万 t)
幸田町環境基本 計画	指標	ごみ総排出量	処理しなければなら ないごみの一人一日 当たりの量	家庭系資源化率	最終処分率
	H22 実績	9,926t/年	505g/人・日	31.7%	10.6% (1,048 t)
	H34 目標	人口増に伴い、ごみ 排出量が増えないよ う抑制	現況より減少	現況より向上	現況より低下

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 22 年 12 月 環境省)」

「循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 環境省）」

「愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～平成 28 年度 愛知県）」

「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 22 年度） 環境省」＝幸田町 H22 実績値に使用

第3章 基本理念・基本方針

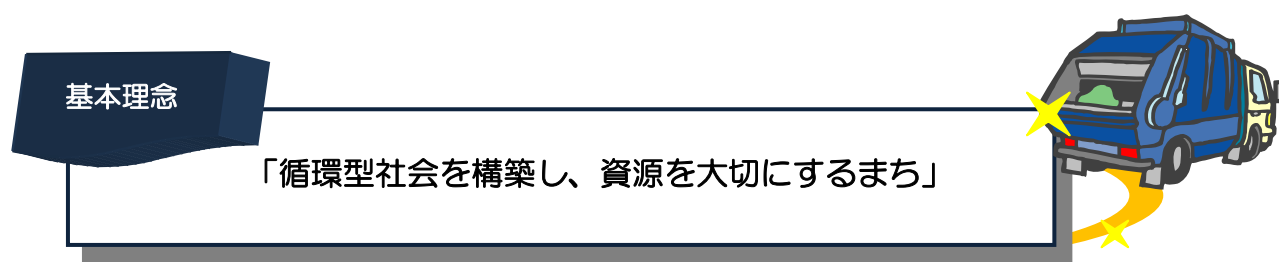
第1節 基本理念

ごみの発生抑制・資源化及び適正処理を図るためには、町だけではなく、全ての町民や事業者が、それぞれの立場に応じて役割を公平に分担し、自主的、積極的に環境の保全と創造に取り組むことが不可欠です。また、取り組みを効果的に推進するためには、各々が個別に取り組みを進めるだけでなく、お互いに考え方や立場の違いを認めつつ、協力して取り組みを行うことが重要です。

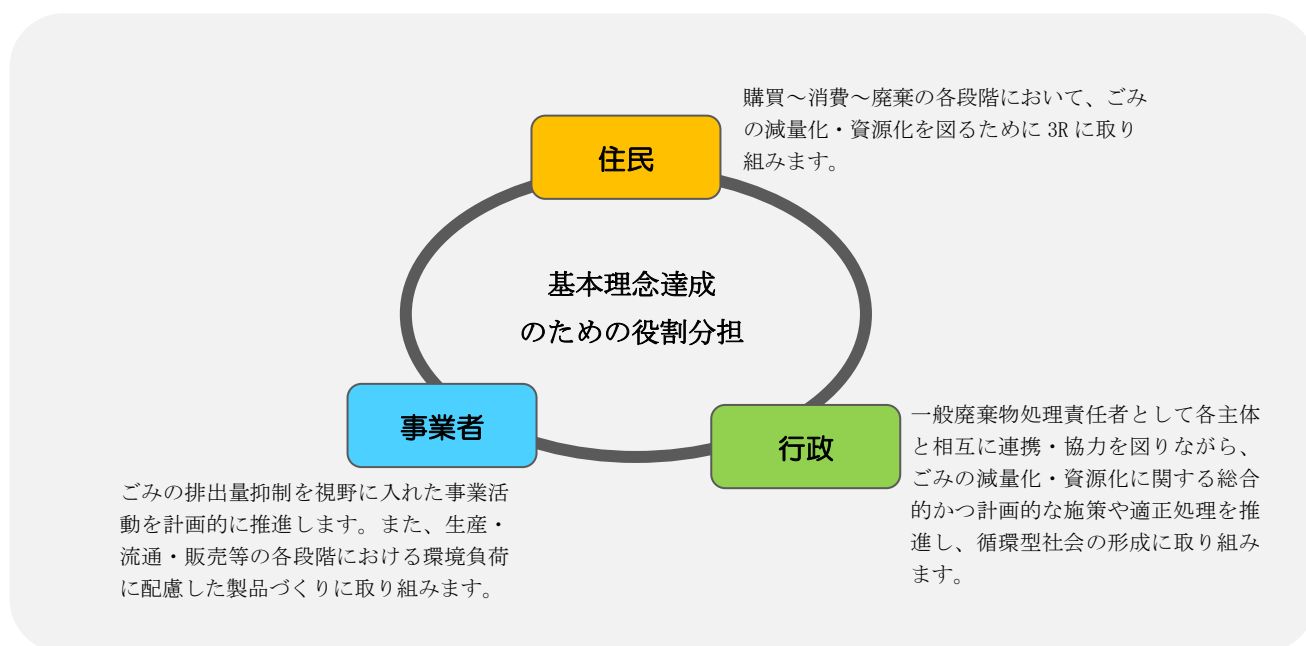
循環型社会を構築してごみを出さないまちを形成することは、将来の世代のためにも、私たち一人一人が果たしていかなければならない役割です。一方、現在の幸田町には、ごみのポイ捨てや山林等への不法投棄等の身近な問題があり、これらの問題も解決していかなければなりません。

これらのことは、上位計画である幸田町環境基本計画（平成25年度～平成34年度）にも取り上げられています。

基本理念は、幸田町環境基本計画の「望ましい環境像」として掲げられている「**循環型社会を構築し、資源を大切にするまち**」を踏まえ、以下のとおりとします。



また、基本理念達成に向けて、以下のように3者の役割分担を確立させます。



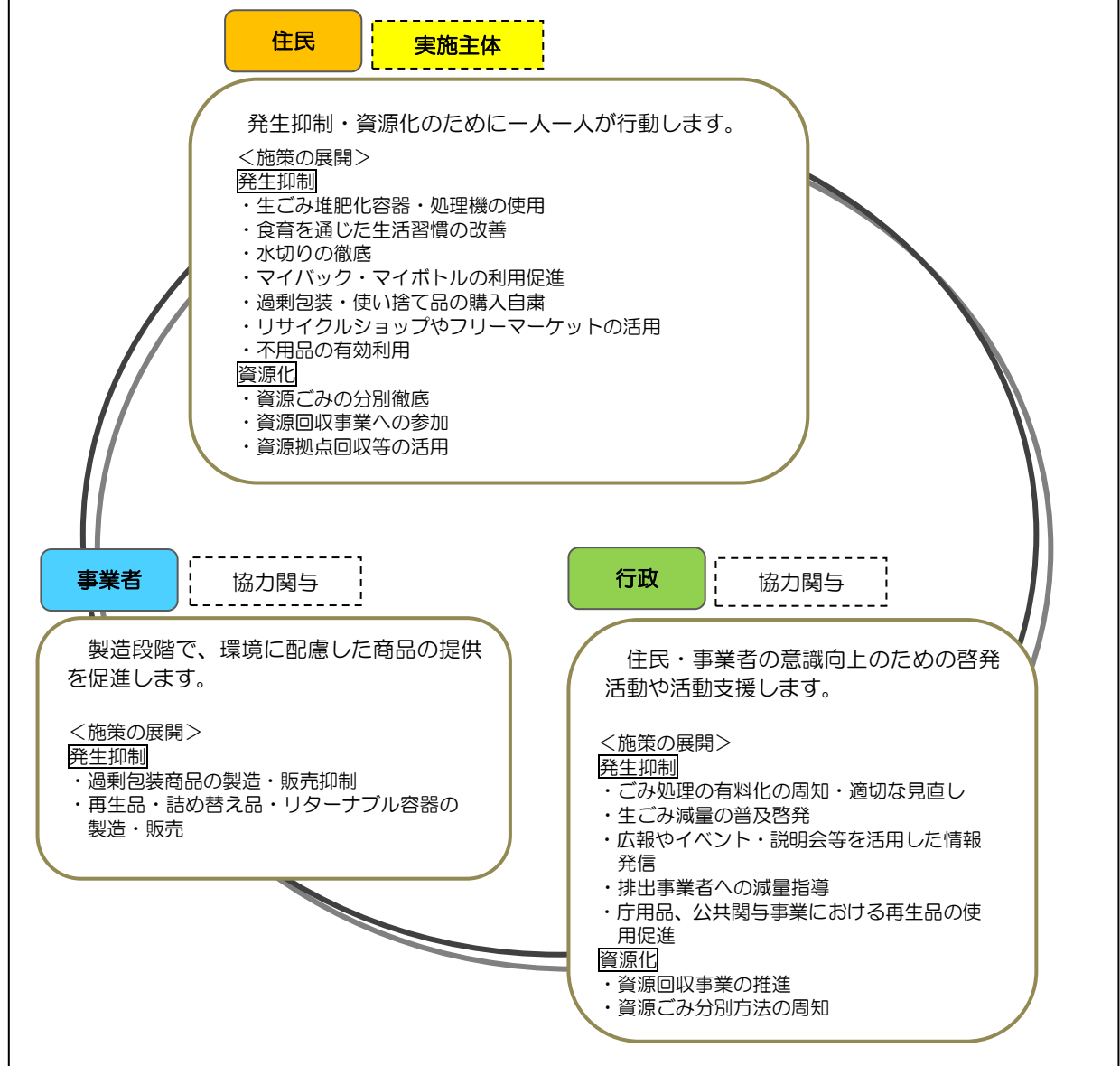
第2節 基本方針

基本方針は、①意識の向上、②仕組みづくり、③適正処理に関してそれぞれ以下のように掲げます。

基本方針①

「発生抑制・資源化促進に向けた一人一人の意識向上の促進」

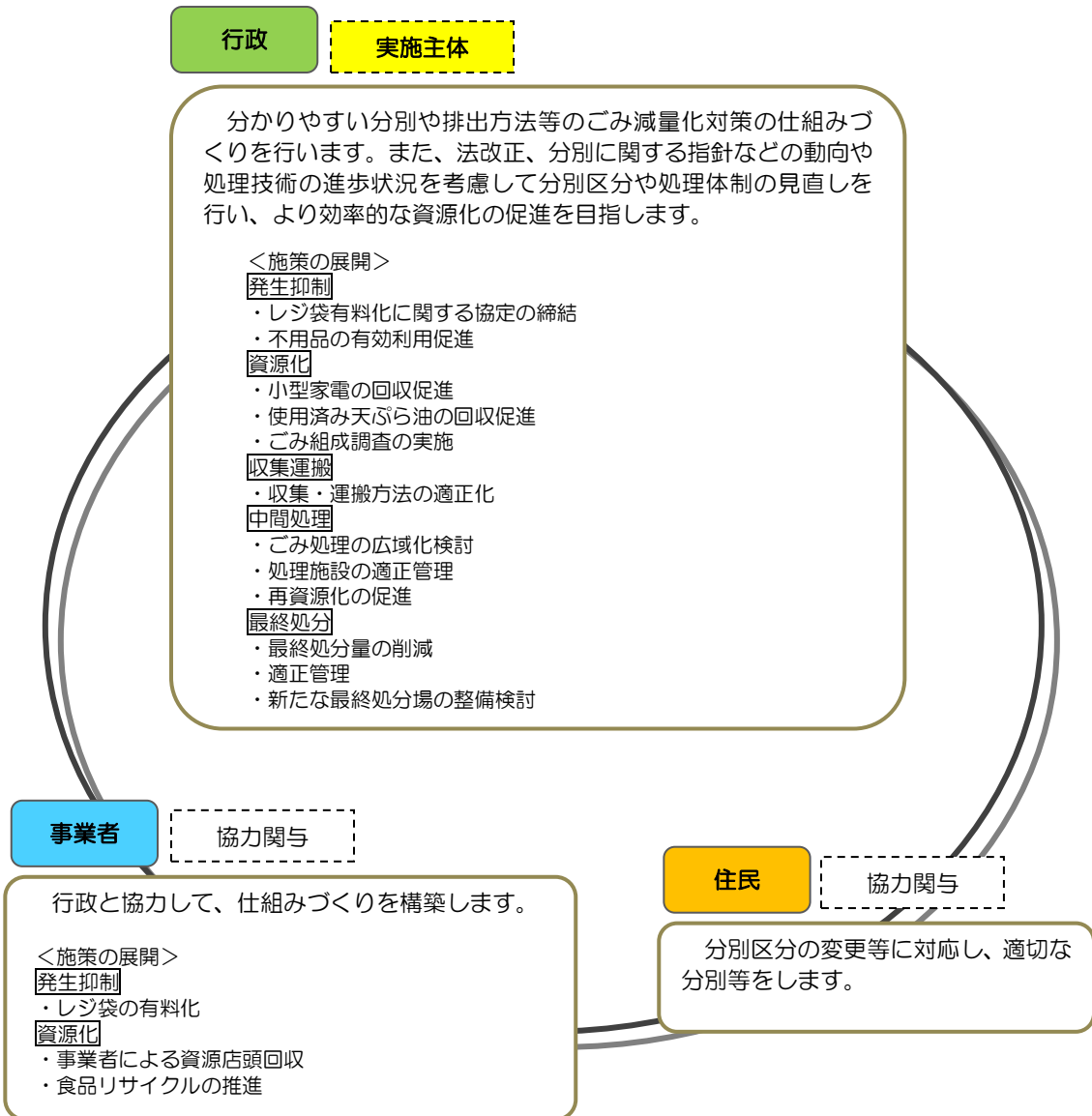
本町の一人当たりの排出量をみると、非常に発生抑制ができています。今後とも、ごみの発生抑制・資源化促進を図るためには、わたしたち一人一人が意識を持ち行動することが大切です。一方、行動をするためには行政による情報提供が必要なため、住民や事業者にごみ処理に関する問題意識を持っていただくための啓発、情報提供、環境教育の充実を図ります。



基本方針②

「社会情勢を考慮したより効率的な仕組みづくりの構築」

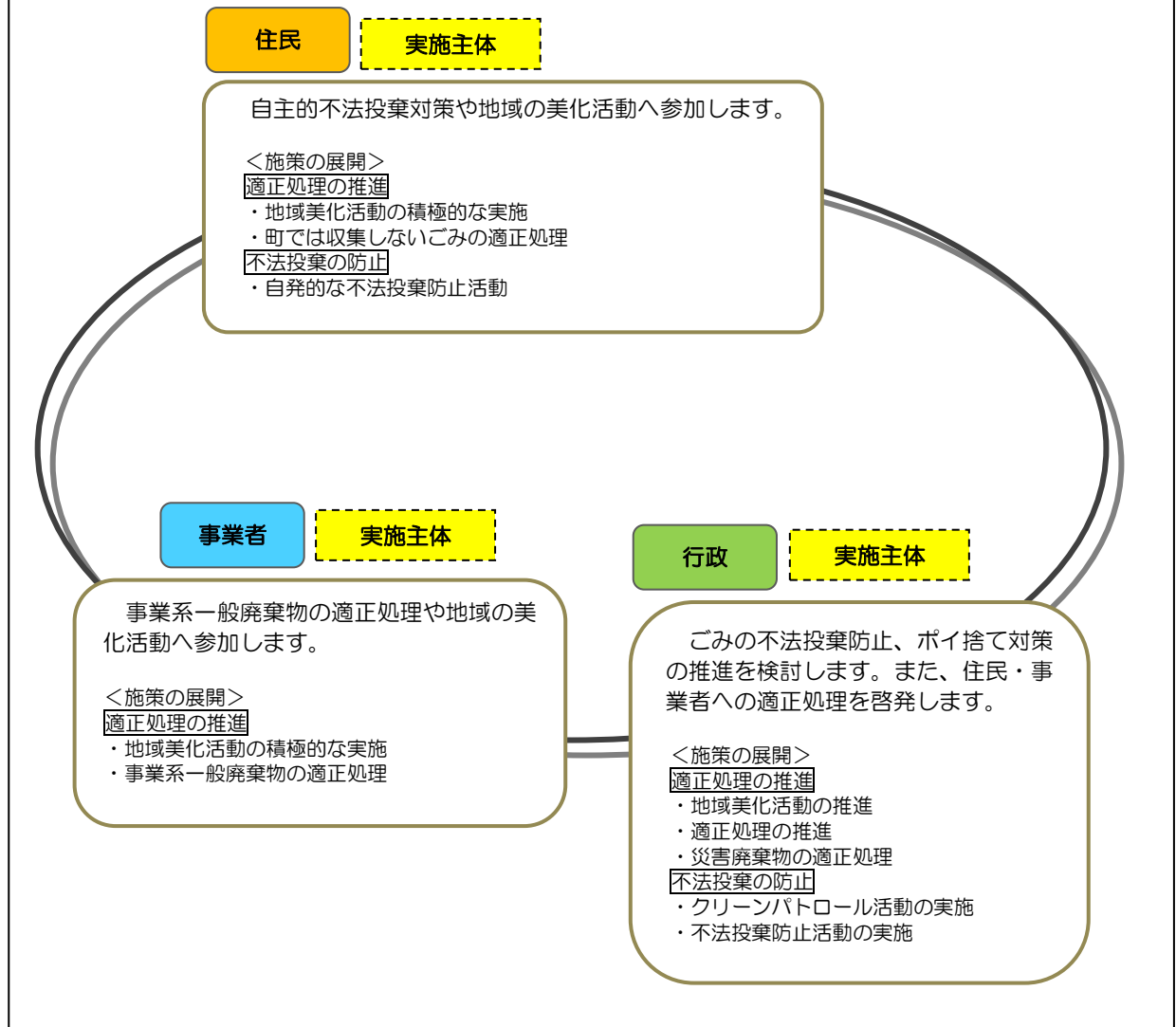
ごみ出し（ごみ分別）ルール of 徹底を図り、効率的なごみ収集体制の確立を図るため、住民や事業者へ分かりやすい分別や排出方法等のごみ減量化対策の仕組みづくりを行います。また、法改正、分別に関する指針などの動向や処理技術の進歩状況を考慮して分別区分や処理体制の見直しを行い、より効率的な資源化の促進を目指します。



基本方針③

「適正処理の推進と不法投棄の防止」

ごみの適正処理を推進するとともに、町内各所で不法投棄がみられることから、地域住民との協力体制確立や巡回パトロール等の対策を強化していきます。



第4章 基本計画

前節で掲げた3つの基本方針の達成に向けて、住民・事業者・行政のそれぞれの役割分担のもとで推進すべき施策は以降のとおりです。

第1節 発生抑制計画

住民

○生ごみ堆肥化容器・処理機の使用

生ごみ堆肥化容器・処理機を購入し、家庭内の生ごみを自家処理・堆肥化します。

○食育を通じた生活習慣の改善

食育を通じて、食材を丸ごと使ったり、食べ残しの出ない食事を心がけ、ごみの出ない生活習慣を育みます。

○水切りの徹底

ごみの減量化や焼却効率の向上につながることから、生ごみは水分をしっかりと切ったり、天日干しを行います。

○マイバック・マイボトルの利用促進

買い物時にマイバックを持参することで、レジ袋の発生を抑制します。

会社のオフィスや各種イベントで、マイボトル・マイカップを利用することで、紙コップなどの使い捨ての容器を削減します。

○過剰包装・使い捨て品の購入自粛

過剰包装商品の購入を控えたり、詰め替え品・リターナブル容器を積極的に購入して、無駄なごみの排出を抑制します。

○リサイクルショップやフリーマーケットの活用

不用になった本、雑貨、家具、家電などをごみとして廃棄するのではなく、リサイクルショップやフリーマーケットを活用して再使用します。

○不用品の有効利用

不用になったものでも、他の使い道を検討し再利用します。

事業者

○過剰包装商品の製造・販売抑制

無駄な包装等をしない商品を製造、販売します。

○再生品・詰め替え品・リターナブル容器の製造・販売

再生品、詰め替え品、リターナブル容器を製造することで、廃棄物の削減を目指します。

○レジ袋の有料化

レジ袋の有料化を実施し、発生抑制に努めます。

行政

○ごみ処理の有料化の周知・適切な見直し

ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じてごみ処理の有料化について見直しを行います。

また、住民の協力のもとごみ処理の有料化をしていくためにも、住民に理解してもらう制度にするための仕組みの見直しも検討していきます。

○生ごみ減量の普及啓発

生ごみ処理容器・処理機の購入に際して、補助金を交付することで、普及を促します。

また、水切りの周知を行い、生ごみの排出量削減を目指します。

○広報やイベント・説明会等を活用した情報発信

広報、パンフレット、説明会、イベントなどを通じ、「ごみを減らさなければいけない理由」や「ごみの現状・問題点」などの情報を明確に伝え、ごみに関する問題意識を共有化します。

＜具体例＞

- ・マイバック持参運動、マイボトル・マイカップ持参運動
- ・啓発用広報誌の作成検討
- ・出前講座による減量の普及啓発
- ・学校教育の場における説明会の実施
- ・食育の推進

○排出事業者への減量指導

排出事業者に対して訪問指導を行うほか、必要に応じて訪問指導を行い、それぞれの事業にあった減量指導を行います。

○レジ袋有料化に関する協定の締結

平成 21 年 1 月 21 日に事業所と締結した「幸田町におけるレジ袋削減に関する協定書」を継続していきます。また、新たな協力店との締結も検討していきます。

○不用品の有効利用促進

不用品について、譲りたい人と譲って欲しい人の情報交換の場を設置できるような制度を検討します。

また、地域団体等の主催するフリーマーケットについて、開催場所の提供等、支援を積極的に実施します。

○庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進

事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に関しては、再生品を使用します。

また、公共事業等において、廃材の再生品、溶融スラグ等の再資源化物の使用を推進します。

第2節 資源化計画

住民

○資源ごみの分別徹底

分別徹底により燃やすごみや不燃ごみの中に資源が混入しないように努めます。

○資源回収事業への参加

PTA、子ども会、保育園父母の会など実施する資源回収事業を積極的に行うとともに、資源の排出に協力します。

○資源拠点回収等の活用

資源拠点回収（町施設 3 拠点）や平日資源等拠点回収（民間処理施設）を活用し、資源化を促進します。

事業者

○事業者による資源店頭回収

スーパー店頭資源回収ボックスを設置し、回収することを検討します。

○食品リサイクルの推進

期限切れで燃やすごみとして廃棄しているような食品について、堆肥化などのリサイクルへの転換を検討します。

行政

○資源回収事業の推進

資源回収に対する報奨金を交付することによって、資源回収事業の促進に努めます。
また、排出者が便利な資源回収事業になるよう、資源回収団体の調整を図ります。

○資源ごみ分別方法の周知

分別精度及び回収率の向上を図るため、説明会の実施や分別表・広報・町ホームページなどにより、住民へ分別の周知徹底を行います。また、分かりやすく分別方法を記した分別マニュアル「家庭ごみの分け方・出し方」を作成・配布していきます。

○小型家電の回収促進

資源拠点回収により小型家電をリサイクルしていきます。また、平成 24 年度より開始したばかりで認知度が低いことから、情報を発信し、周知徹底を図ります。

○使用済み天ぷら油の回収促進

使用済み天ぷら油の回収を促進し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルしていきます。

また、平成 25 年度よりスーパーでの回収を始めたことにより、周知徹底を図り、回収率の向上を目指します。

○ごみ組成調査の実施

幸田町内のごみの分別状況を把握するために、定期的にごみ組成調査を実施し、改善課題などの検討を行います。

また、計画における施策の達成状況を把握するための指標として、中間見直し時に有効に活用できるようにします。

第3節 収集運搬計画

今後の分類毎の処理主体を表 2-4-1 に示します。

平成 26 年 3 月末をもって、白色トレイ・発泡スチロールの分別区分を廃止（減容化施設も同様に廃止）し、プラスチック製容器包装と混合して収集します。

また、岡崎市の溶融施設が整備され、従来は炉への負荷や有害物質発生原因として懸念されていたプラスチック製品についても燃やすごみと混合して処理できるようになり、高効率でのエネルギー回収が可能ことから、平成 26 年 3 月末をもってプラスチック製品の分別を廃止し、燃やすごみとして排出します。

表 2-4-1 今後の収集運搬体制

収集区分	ごみの種類		追加項目	収集方法	収集主体	運搬先
燃やすごみ	燃やすごみ		プラスチック製品	燃やすごみステーション 週 2 回	委託業者	岡崎市
資源物	ガラスびん	生きびん その他のびん	—	分別ステーション 週 1 回 (地域によっては月 2 回)	委託業者	民間業者
	飲食用缶		—			
	ペットボトル		—			
	プラスチック製容器包装		白色トレイ・発泡スチロール			
	金属類	その他のアルミ その他金属	—			
	ミックスペーパー		—			
有害・危険ごみ	乾電池		—	(地域によっては月 2 回)	委託業者	民間業者
	蛍光管		—			
	スプレー缶		—			
不燃ごみ	陶磁器・ガラス		—		委託業者	幸田町
	その他不燃ごみ		—		委託業者	岡崎市
粗大ごみ	粗大ごみ		—	戸別 (申込み制) 直接搬入 (幸田町粗大ごみ集積処理場) ^{注)}	委託業者	岡崎市 (資源分は民間業者)

注) 粗大ごみは戸別収集については有料、幸田町粗大ごみ集積処理場への直接搬入では無料となっています。

行政

○収集・運搬方法の適正化

計画収集区域は、幸田町全域とし、住民の意向を勘案しつつ、今後も分別区分や収集頻度、収集形態の見直しなどを随時行い、収集運搬方法の適正化を図ります。また、変更した際には、住民への周知を徹底していきます。

さらに、収集・運搬工程で発生する温室効果ガスについては、現状を把握し温室効果ガス削減に向けて努力します。

第4節 中間処理計画

今後の中間処理体制は表 2-4-2 のとおりです。

現状のとおり、溶融処理及び破碎処理は岡崎市に委託して、資源ごみは民間業者に委託して中間処理後資源化していきます。また、容器包装の資源ごみは公益財団法人容器包装リサイクル協会ルートにより、乾電池及び蛍光灯は公益社団法人全国都市清掃会議ルートにより適正に処理していきます。

現在稼働中の白色トレイ・発泡スチロール減容化施設については、収集効率や処理コスト削減のために、平成 26 年 3 月末の収集区分の変更とともに廃止することとします。

また、プラスチック製品についても、平成 26 年 3 月末の収集区分の変更とともに、燃えるごみとして分別し、熱エネルギー回収の効率化を図ります。

今後は、「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に示されているごみ処理広域化ブロック区割りに基づき、岡崎西尾地域でのごみ処理の広域化を検討していきます。

表 2-4-2 今後の中間処理体制

区分		中間処理施設	中間処理方法	処理主体
燃やすごみ		岡崎市中央 クリーンセンター	焼却＋溶融	岡崎市
不燃ごみ	陶磁器・ガラス	民間資源化施設	破碎・選別	民間業者
	その他不燃ごみ	岡崎市リサイクルプラザ	破碎・保管	岡崎市
資源ごみ	飲食用 びん	民間資源化施設	資源化	民間業者
	生びん その他びん			
	飲食用缶			
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装			
	ミックスペーパー			
有害・ 危険ごみ	金属類	民間資源化施設	資源化	民間業者
	その他のアルミ その他金属			
	スプレー缶			
	蛍光灯 乾電池			
粗大ごみ	可燃ごみ	岡崎市中央 クリーンセンター	破碎・選別→ 焼却＋溶融	岡崎市
	不燃ごみ	岡崎市リサイクルプラザ	破碎・選別	岡崎市
	資源ごみ	民間資源化施設	選別→ 資源化	民間業者
小型家電		民間資源化施設	資源化	民間業者
使用済み天ぷら油		民間資源化施設	資源化	民間業者
生ごみ	里区	生ごみ堆肥化施設	堆肥化	里区
	公共施設			民間業者

行政

○ごみ処理の広域化検討

「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に示されているごみ処理広域化ブロック区割りに基づき、岡崎西尾地域でのごみ処理の広域化を検討していきます。

○処理施設の適正管理

①焼却・溶融処理

可燃ごみは、岡崎市のごみ処理施設に搬入し処理を行い、溶融スラグ・メタルの資源化及び熱回収（発電・余熱利用）を行います。

②破碎・選別処理

不燃ごみ（その他不燃ごみ）、粗大ごみは、岡崎市リサイクルプラザに搬入し、不燃ごみ（陶磁器・ガラス）は民間業者に搬入し、破碎・選別処理を行い、資源物は回収します。

③資源ごみ・有害危険ごみ・小型家電の資源化

民間委託等により資源化事業者が引取、資源化を推進します。

○再資源化の促進

①使用済み天ぷら油の資源化

民間委託により、バイオディーゼル燃料化します。

②生ごみの堆肥化

里区が事業主体、町は補助金の交付により事業を運営していきます。

また、公共施設は、民間業者に委託して堆肥化を推進します。

第5節 最終処分計画

今後の最終処分体制は表 2-4-3 のとおりです。

現状のとおり、陶磁器・ガラスは幸田町一般廃棄物最終処分場へ、処理残渣（溶融飛灰）と不燃ごみは岡崎市に委託して処理していきます。

幸田町一般廃棄物最終処分場は、平成 19 年 4 月より稼働開始しており、埋立期間は 15 年（平成 34 年まで）と計画されていますが、最終処分場のライフサイクルコスト（施設建設費、運営管理費（運転費、点検補修費）、解体費を含めた廃棄物処理施設の生涯費用の総計）削減のためにも、長寿命化を協議・検討していきます。

また、新たな最終処分場の整備についても検討していきます。

表 2-4-3 今後の最終処分主体

区分		最終処分施設	処理主体
処理残渣（溶融飛灰）		岡崎市北部一般廃棄物最終処分場	岡崎市
不燃ごみ	陶磁器・ガラス	幸田町一般廃棄物最終処分場	幸田町
	その他不燃ごみ	岡崎市北部一般廃棄物最終処分場	岡崎市

行政

○最終処分量の削減

最終処分場のライフサイクルコスト削減のためにも、発生抑制・資源化施策に基づいて、最終処分量の削減、もって最終処分場の長寿命化を行います。

○適正管理

一般廃棄物最終処分場の適正な管理に努めます。

○新たな最終処分場の整備検討

幸田町一般廃棄物最終処分場の次期施設の計画的な整備についても検討していきます。

第6節 適正処理の推進と不法投棄の防止

1 適正処理の推進

住民

○地域美化活動の積極的な実施

定期的に町内の美化活動を実施し、ごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指します。

○町では収集しないごみの適正処理

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、医療系ごみや環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、各自適正に処理します。

事業者

○地域美化活動の積極的な実施

定期的に町内の美化活動を実施し、ごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指します。

○事業系一般廃棄物の適正処理

事業者としてのごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量やリサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行います。

行政

○地域美化活動の推進

定期的に町内の美化活動を実施し、ごみに対する認識を高め、快適で住みよい街づくりを目指すため、アダプトプログラムの展開など住民が町内美化活動を実施しやすい環境づくりを検討します。

○適正処理の推進

意識啓発や指導等により、家庭や事業所における不適正なごみの焼却防止に努めます。
また、事業系一般廃棄物排出事業者に対して訪問指導を実施します。

○災害廃棄物の適正処理

災害時の廃棄物について、関係市町村と協力して処理していくために、平成25年3月に一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結しているほか、平成26年1月には「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県全域で締結しており、これらに基づいて迅速な対応をします。

2 不法投棄の防止

住民

○自主的な不法投棄防止活動

不法投棄防止のために、地域で監視を行います。

行政

○クリーンパトロール活動の実施

クリーンパトロール活動により、不法投棄の未然防止を図ります。

○不法投棄防止活動の実施

投棄されている廃棄物の早期撤去等を行うとともに、土地所有者や地域による自主的な不法投棄防止策を支援します。

第7節 計画の推進

本計画は、「循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理の在り方ではなく、住民と事業者も一体となった取組みが必要です。このため、住民・事業者・行政が本計画の基本理念や基本目標、ごみ処理の現状などを共有化し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。

このような中で幸田町としては、住民・事業者・行政の3者協働を図るために全体の調整役となり、率先して情報公開や環境教育、活動支援を行う必要があります。

さらに、ごみ処理に係る財政支出について、円滑な事業運営の推進を図るほか、新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集と調査研究を進める必要があります。

また、計画実施状況や見直し内容などを広報やホームページを活用して広く住民・事業者公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていきます。

第8節 基本目標

1 基本目標の設定

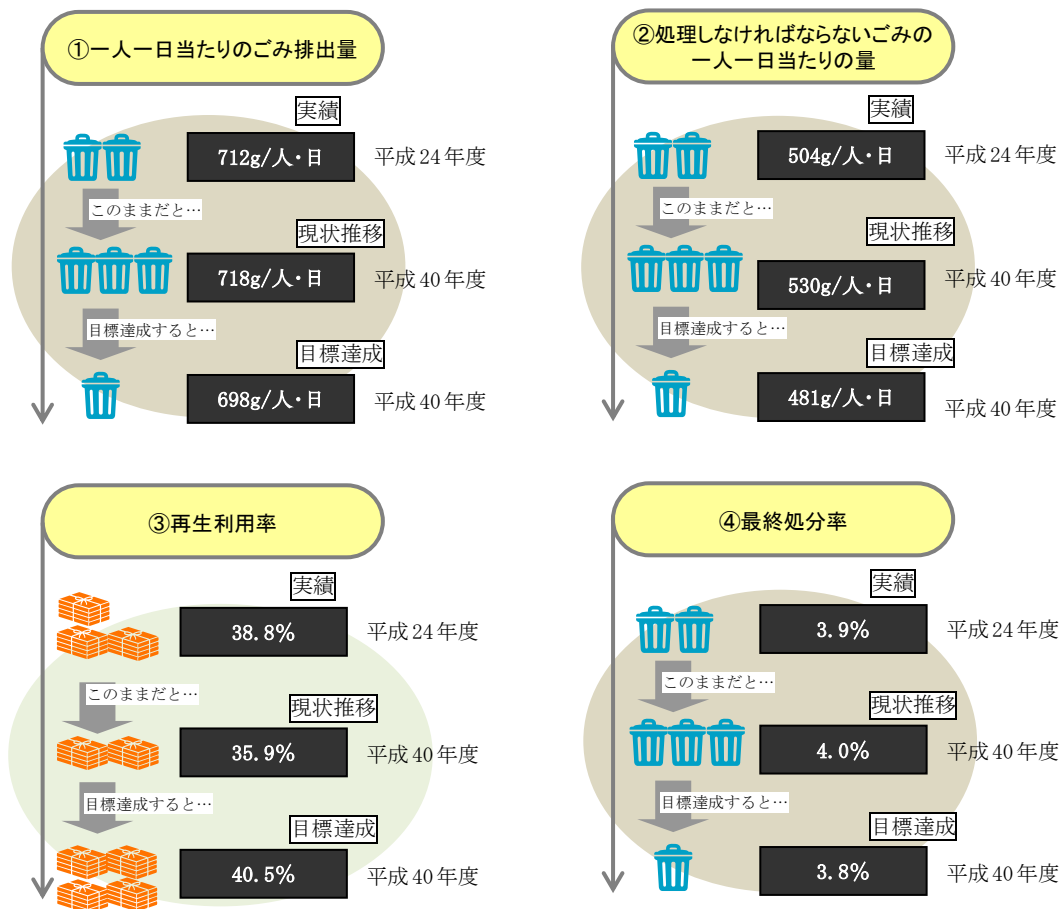
基本目標は表 2-4-4 のとおりとします。

目標達成に向けては、3Rの取組の内、発生抑制（リデュース）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）の順に優先順位を定め、取り組んでいきます。

表 2-4-4 基本目標の設定

目標指標	単位	実績値	中間目標		達成目標
		平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
① 一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	712	703 (1.3%減)	701 (1.5%減)	698 (2.0%減)
② 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	g/人・日	504	496 (1.6%減)	488 (3.2%減)	481 (4.6%減)
③ 再生利用率	%	38.8	38.9 (0.1%増)	39.7 (0.9%増)	40.5 (1.7%増)
④ 最終処分量	%	3.9	3.9 (増減 0)	3.8 (0.1%減)	3.8 (0.1%減)

注) () 内の数値は平成 24 年度実績値に対する増減率



2 目標達成ケースによる将来予測

第1章第2節により求めた現況推移ケースによる将来予測に対して、減量化・資源化施策を展開した場合の将来予測（目標達成ケース）を以降に示します。

表 2-4-5 目標達成時におけるごみ排出量の将来予測

項目	平成24年度 (実績値)	平成30年度（推計値）		平成35年度（推計値）		平成40年度（推計値）	
		現状推移 ケース	目標達成 ケース	現状推移 ケース	目標達成 ケース	現状推移 ケース	目標達成 ケース
人口（人）	38,543	41,260		43,390		45,540	
家庭系ごみ（t/年）	8,355	8,997	8,924	9,616	9,431	10,278	9,937
事業系ごみ（t/年）	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,663	1,663
総排出量（t/年）	10,021	10,663	10,591	11,283	11,098	11,942	11,601
一人一日当たりのごみ排出量（g/人・日）	712.3	708.1	703.3	712.4	700.8	718.4	697.9
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量（g/人・日）	504.0	511.5	495.9	520.4	488.3	530.3	480.6

注）人口の平成24年度実績値：10月1日現在、住民基本台帳人口（外国人含む）

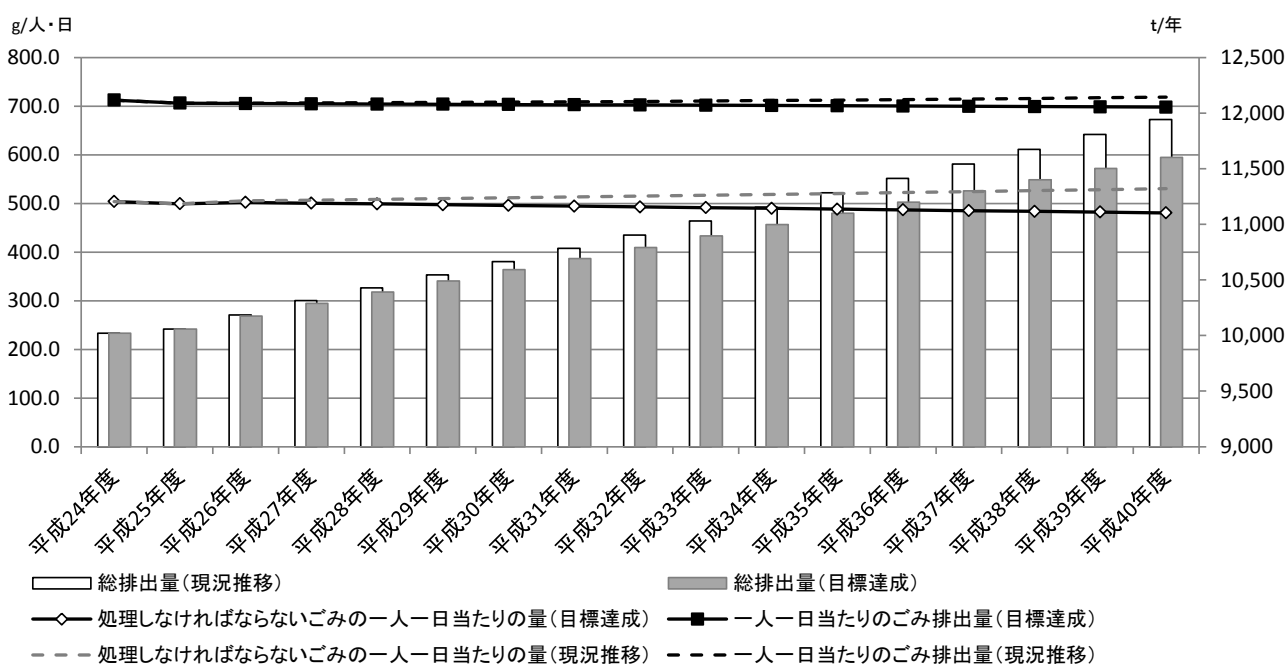


図 2-4-1 目標達成時におけるごみ排出量の将来予測

表 2-4-6 目標達成時におけるごみ処理量の将来予測

項目	平成24年度 (実績値)	平成30年度 (推計値)		平成35年度 (推計値)		平成40年度 (推計値)	
		現状推移 ケース	目標達成 ケース	現状推移 ケース	目標達成 ケース	現状推移 ケース	目標達成 ケース
焼却処理量 (t/年)	6,865	7,463	7,234	7,990	7,493	8,552	7,743
焼却処理率 (%)	68.5	70.0	68.3	70.8	67.5	71.6	66.7
最終処分量 (t/年)	388	420	409	448	424	477	438
最終処分率 (%)	3.9	3.9	3.9	4.0	3.8	4.0	3.8
資源化量 (t/年)	3,893	3,976	4,120	4,126	4,409	4,288	4,703
再生利用率 (%)	38.8	37.3	38.9	36.6	39.7	35.9	40.5

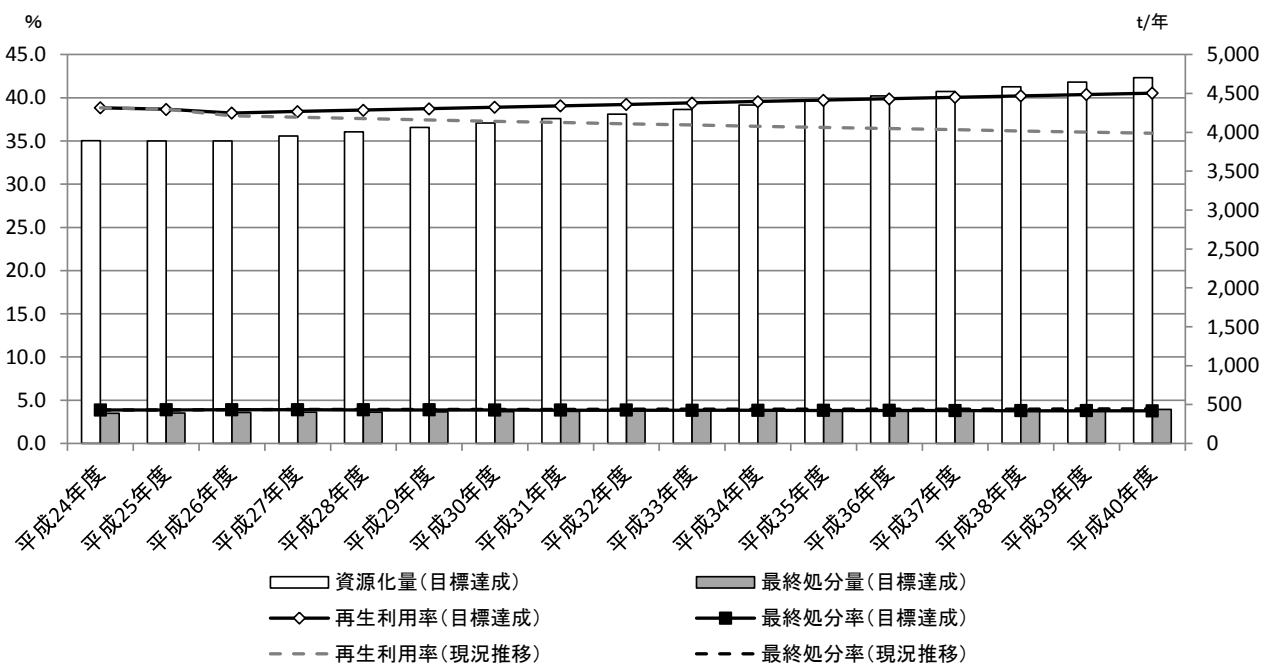


図 2-4-2 目標達成時におけるごみ処理量の将来予測

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

1 生活排水処理の体系

本町の生活排水処理体系は図 3-1-1 に示すとおりです。

し尿のほかに生活雑排水も併せて処理する施設として、自治体が主体となって管理し、集合処理を行う「公共下水道」、「農業集落排水施設」のほか、戸別住宅、集合住宅等の個人が設置する「合併処理浄化槽」があります。

一方で、し尿のみ処理を行い、生活雑排水は未処理のまま排水する処理形態には「単独処理浄化槽」及び「くみ取り便槽」があります。

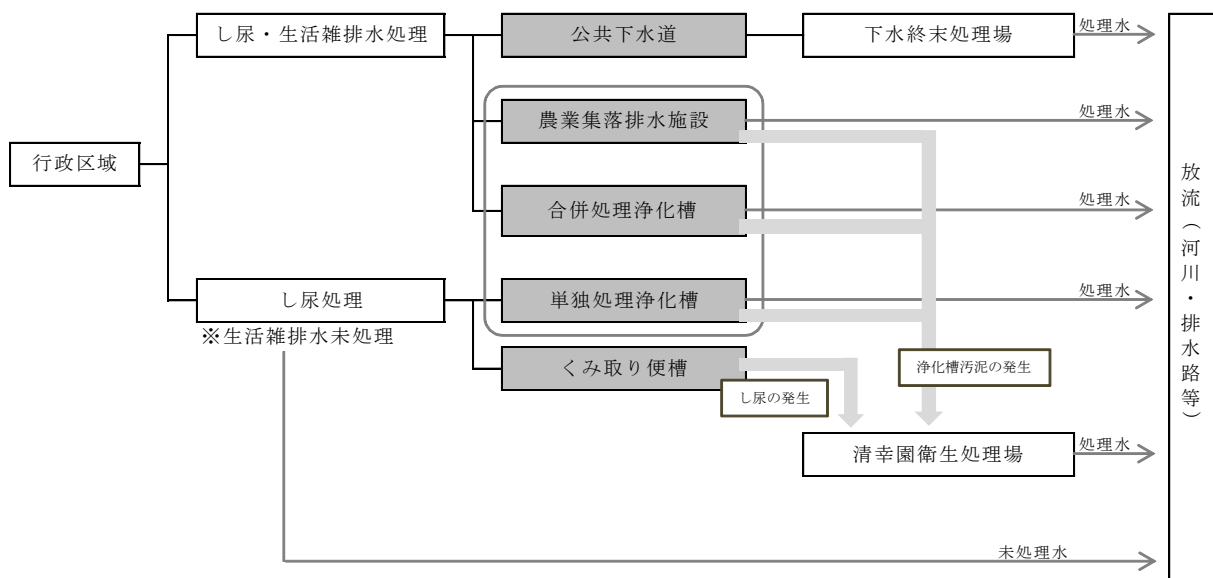


図 3-1-1 生活排水処理フロー

2 生活排水の排出状況

生活排水処理形態別人口の推移は表 3-1-1 及び図 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

項目\年度	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1. 行政区域内人口	人	36,252	36,477	37,030	37,594	38,763
	%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
2. 計画処理区域内人口	人	36,252	36,477	37,030	37,594	38,763
	%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	32,069	33,204	34,261	34,796	36,445
	%	(88.5%)	(91.0%)	(92.5%)	(92.6%)	(94.0%)
(1) 公共下水道	人	19,837	20,721	21,784	22,214	23,811
	%	(54.7%)	(56.8%)	(58.8%)	(59.1%)	(61.4%)
(2) 農業集落排水	人	10,181	10,688	10,676	10,677	10,642
	%	(28.1%)	(29.3%)	(28.8%)	(28.4%)	(27.5%)
(3) コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0
	%	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
(4) 合併処理浄化槽	人	2,051	1,795	1,801	1,905	1,992
	%	(5.7%)	(4.9%)	(4.9%)	(5.1%)	(5.1%)
4. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	2,941	2,412	2,122	2,151	1,739
	%	(8.1%)	(6.6%)	(5.7%)	(5.7%)	(4.5%)
5. 非水洗化人口 (くみ取り人口)	人	1,242	861	647	647	579
	%	(3.4%)	(2.4%)	(1.7%)	(1.7%)	(1.5%)
6. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	%	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
水洗化人口	人	35,010	35,616	36,383	36,947	38,184
生活排水処理率	%	88.5%	91.0%	92.5%	92.6%	94.0%

住民基本台帳人口（各年度末現在）

注）生活排水処理率＝（水洗化・生活雑排水処理人口）÷（行政処理区域内人口）

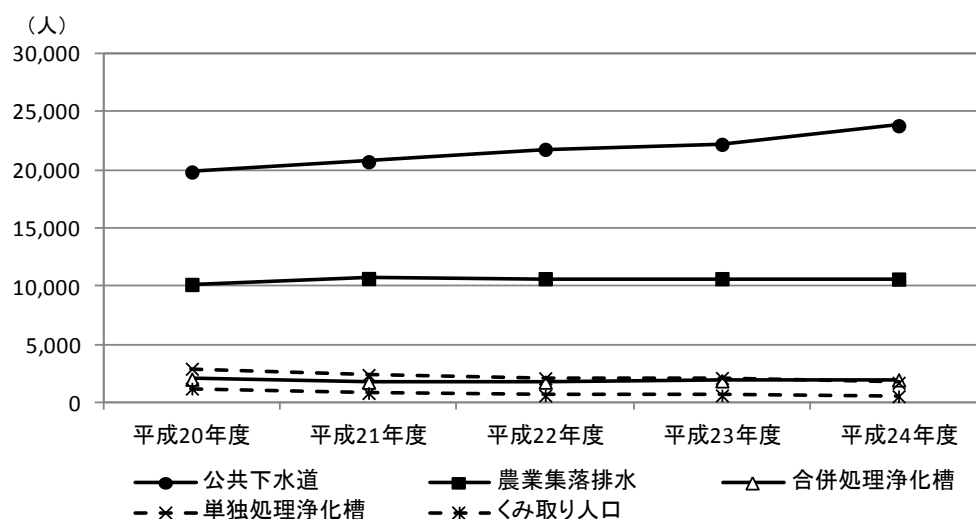


図 3-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理率の推移は図 3-1-3 に示すとおりです。

全国及び愛知県の処理率を上回っており、排水処理が推進されています。

特に、公共下水道人口及び農業集落排水施設の整備人口が多く、単独処理浄化槽の人口が少ないことから、生活排水処理率は全国及び愛知県の処理率より 10 ポイントほど高くなっています。

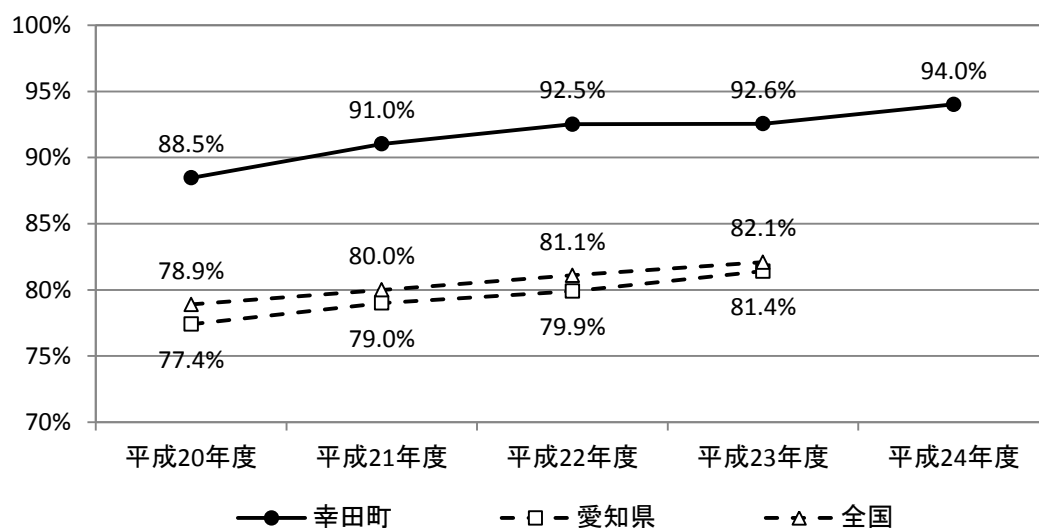


図 3-1-3 生活排水処理率の推移

3 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の整備状況は表 3-1-2 及び図 3-1-4 に示すとおりです。

本町には、公共下水道と農業集落排水が整備されており、公共下水道は、矢作川流域の関係市町村と合同で処理する矢作流域下水道と蒲郡市の終末処理施設へ流入する単独公共下水道があります。

農業集落排水は、13 地区に分けて整備されており、それぞれの地区ごとで排水を処理しています。

表 3-1-2 生活排水処理施設の整備状況

整備手法		供用開始	計画		整備済 (H25. 4. 1)		整備率 (%)
			処理区域 面積 (ha)	処理対象 人口 (人)	処理区域 面積 (ha)	処理対象 人口 (人)	
公共 下水道	矢作川流域下水道	平成4年～	519.0	27,400	430.1	21,562	82.9%
	単独公共下水道	昭和61年～	138.0	6,500	134.5	5,249	97.5%
	小計		657.0	33,900	564.6	26,811	85.9%
農業集落 排水	新永地区	昭和62年～	14.0	350	14.0	293	100.0%
	大草地区	平成7年～	32.0	2,030	32.0	1,881	100.0%
	須美地区	平成7年～	12.0	490	12.0	379	100.0%
	高力地区	平成8年～	12.0	770	12.0	548	100.0%
	逆川地区	平成9年～	11.0	280	11.0	212	100.0%
	坂崎地区	平成10年～	78.0	3,440	78.0	2,317	100.0%
	野場地区	平成10年～	55.0	2,150	55.0	1,516	100.0%
	桐山地区	平成10年～	25.0	540	25.0	383	100.0%
	六栗地区	平成11年～	39.0	1,200	39.0	925	100.0%
	長嶺久保田地区	平成11年～	32.0	710	32.0	633	100.0%
	荻地区	平成12年～	26.0	1,130	26.0	728	100.0%
	山永井地区	平成12年～	6.0	290	6.0	175	100.0%
	上六栗地区	平成16年～	28.0	850	28.0	652	100.0%
	小計		370	14,230	370	10,642	100.0%
合計			1,027	48,130	935	37,453	

注) 整備率＝整備済処理区域面積÷計画処理区域面積

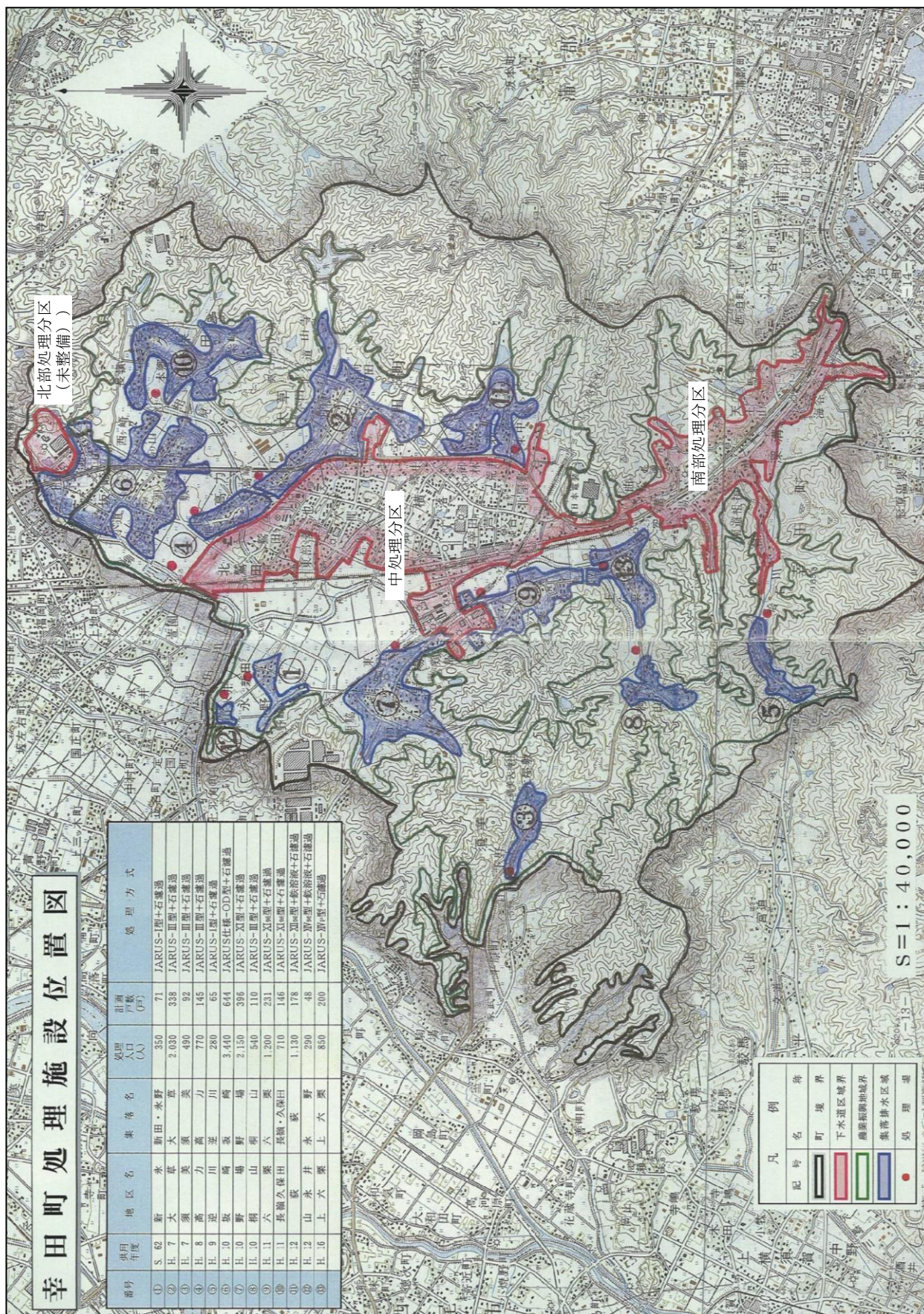


図3-1-4 生活排水処理施設の整備計画図

資料：「幸田の農業集落排水事業（平成16年版）」

(1) 公共下水道

本町の公共下水道整備事業は矢作川流域下水道と単独公共下水道の2つに分けられます。

多くの区域は矢作川流域下水道に面していますが、町南部の一部では蒲郡市に委託して単独公共下水道にて処理しています。

公共下水道の整備状況は表 3-1-3 に、普及率は図 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-3 公共下水道の整備状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

		計画面積 (ha)	認可面積 (ha)	事業着手	整備済 面積(ha)	整備率 ※1	処理開始	処理面積 (ha)	処理区域内 人口(人)	住民基本台 帳人口(人)	普及率 ※2
単独	南部処理分区	138.0	138.0	昭和61年～	134.5	97.5%	H2～	134.5	5,249	38,763	13.5%
流域 関連	中部処理分区	472.4	471.1	平成4年～	430.1	91.0%	H13～	430.1	21,562		55.7%
	相見処理分区	42.8	42.8	平成13年～	42.8	100.0%	H15～	42.8			
	北部処理分区	46.6	37.0								
計		657.0	646.1		564.6	85.9%		564.6	26,811		69.2%

※1 整備率＝整備済面積÷計画面積

※2 普及率＝処理区域内人口÷住民基本台帳人口

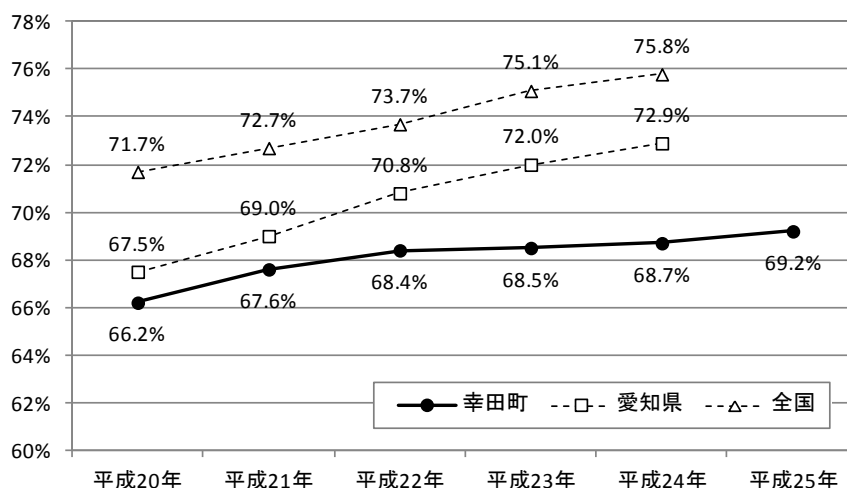


図 3-1-5 公共下水道の普及率推移（各年 4 月 1 日現在）

①矢作川流域下水道

矢作川流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、西尾市始め4市4町を対象として、昭和47年11月に都市計画決定されました。その後、平成15年10月に藤岡町が新たに都市計画決定されましたが、平成17年4月に豊田市と藤岡町が合併して豊田市に、また、平成23年4月に西尾市、一色町、吉良町、幡豆町が合併して西尾市になったため、現在は4市1町を対象としています。

当流域下水道は、昭和47年度に事業着手、平成4年4月に供用開始し、現在、4市1町の汚水を処理しています。

矢作川流域公共下水道の概要を表 3-1-4 に、矢作川流域下水道使用区域図を図 3-1-6 に示します。

表 3-1-4 矢作川流域下水道の概要

供用開始年度	平成 4 年 4 月 1 日		
浄化センターの所在地	西尾市港町 1 番地		
処理水の放流先	矢作川		
構成市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町		
水処理方法（認可）	凝集剤添加硝化脱窒法＋急速ろ過		
計画諸元	基本計画	下水道法事業計画認可	平成 23 年 4 月 1 日現在
処理区域面積（ha）	19,040	14,949	11,975
処理区域内人口（人）	850,740	717,784	682,015
処理能力（m ³ /日）	463,800	383,800	243,800
矢作川流域下水道の下水道普及率			71.6%

愛知県 建設部 下水道課ホームページ

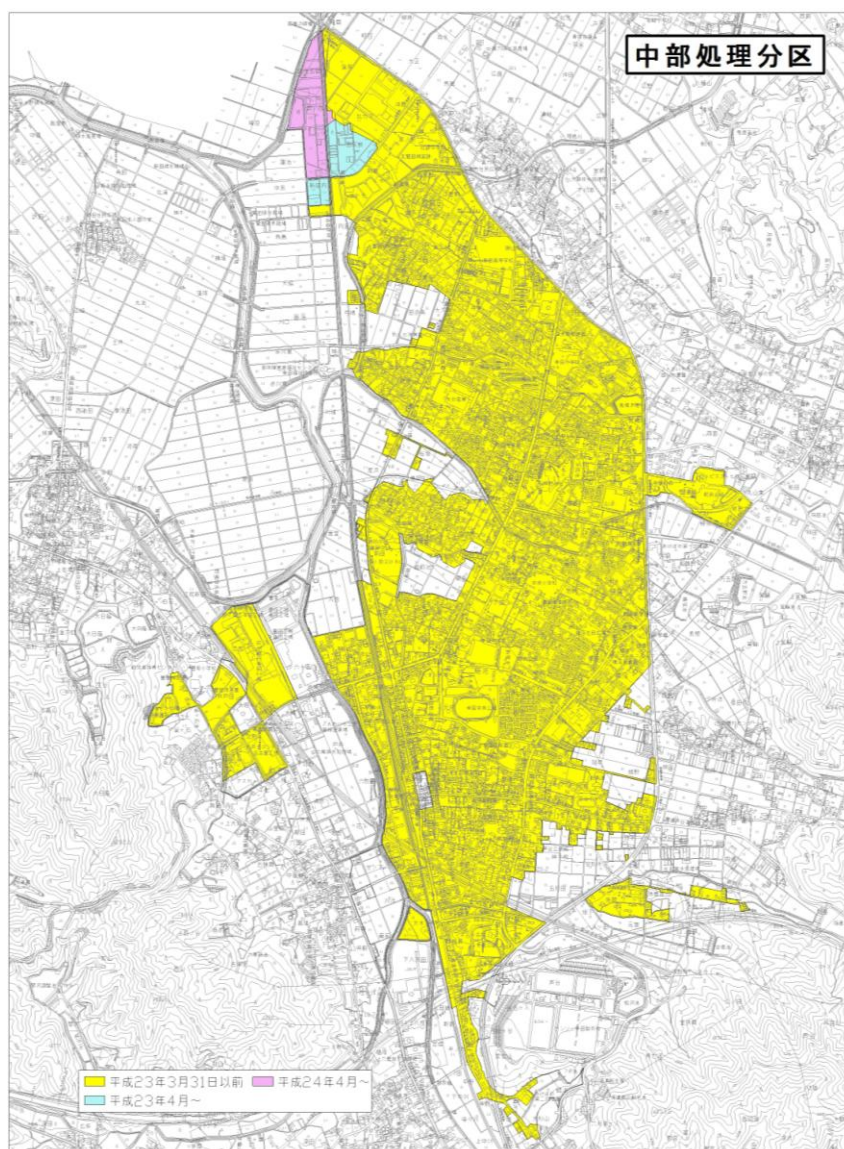


図 3-1-6 矢作川流域下水道使用区域図（幸田町）

②単独公共下水道

本町の南部処理分区では、単独公共下水道からの排水処理を蒲郡市に委託して蒲郡市の終末処理施設にて処理しています。

蒲郡市の終末処理施設「蒲郡市下水道浄化センター」の概要を表 3-1-5 に、単独公共下水道使用区域図を図 3-1-7 に示します。

表 3-1-5 蒲郡市下水道浄化センターの概要

所在地	蒲郡市浜町 42
敷地面積	106,400m ²
建物面積	11 棟 延 7,818m ²
処理能力	32,000m ³ /日最大
処理方式	硝化脱窒法（3 段）
排除方式	分流式
放流先	渥美湾 C ー口
供用開始	昭和 52 年 8 月 1 日
H21 処理水量	6,536,160m ³ (17,907m ³ /日平均)

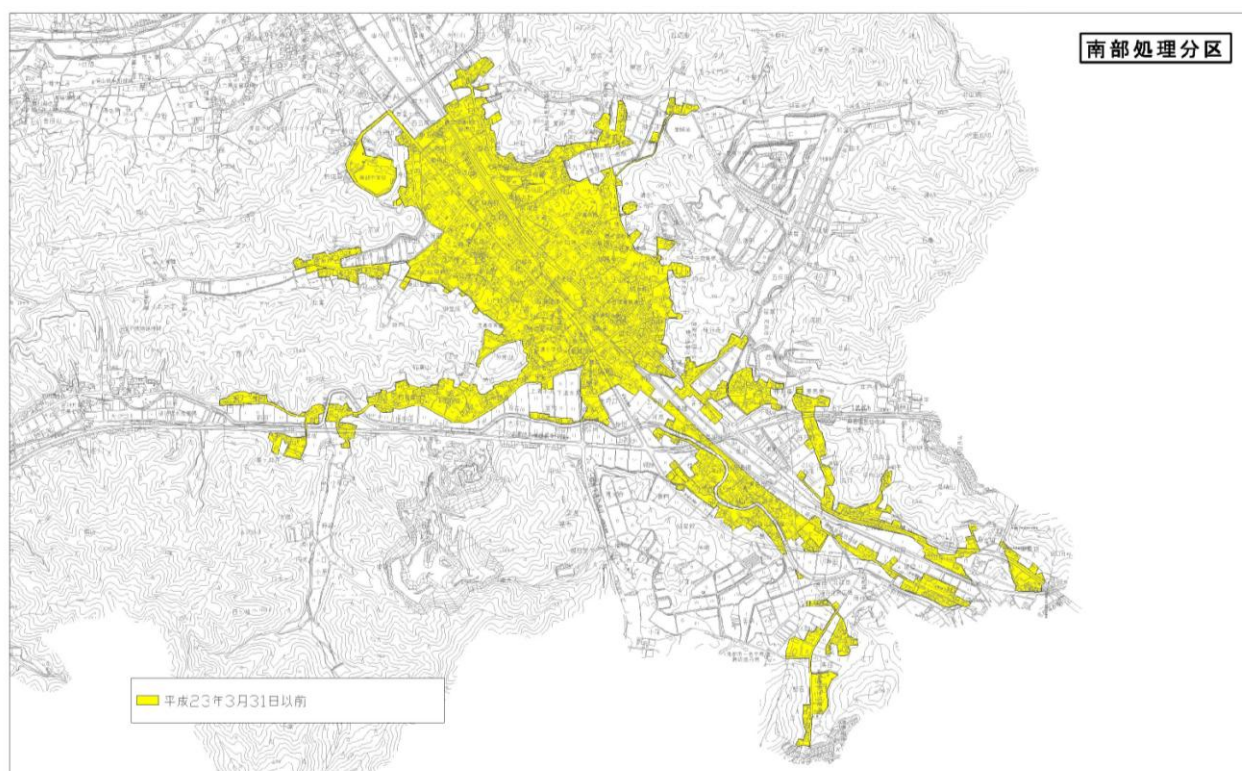


図 3-1-7 単独公共下水道使用区域図（幸田町）

（２）農業集落排水

本町の農業集落排水事業は 13 地区に分けて処理されています。

平成 25 年 4 月 1 日現在の各地区における農業集落排水事業の概要は表 3-1-6 のとおりです。

また、農業集落排水区域内の接続率推移は図 3-1-8 に示すとおりです。

表 3-1-6 農業集落排水事業の概要（平成 25 年 4 月 1 日現在）

地区名	処理対象人口	水洗化人口	接続率
新永地区	293 人	293 人	100%
大草地区	1,881 人	1,854 人	98.6%
須美地区	379 人	379 人	100%
高力地区	548 人	537 人	98.0%
逆川地区	212 人	195 人	92.0%
坂崎地区	2,317 人	2,237 人	96.5%
野場地区	1,516 人	1,469 人	96.9%
桐山地区	383 人	365 人	95.3%
六栗地区	925 人	883 人	95.5%
長嶺久保田地区	633 人	624 人	98.6%
荻地区	728 人	681 人	93.5%
山永井地区	175 人	175 人	100%
上六栗地区	652 人	598 人	91.7%
計	10,642 人	10,290 人	96.7%

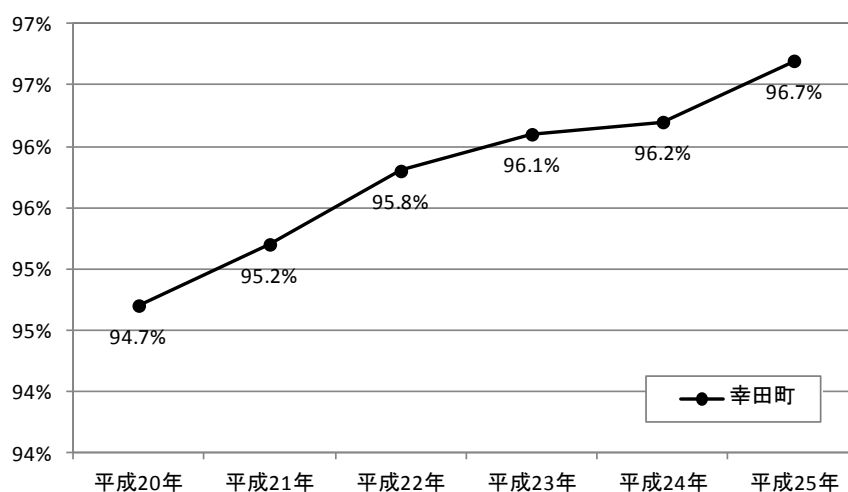


図 3-1-8 農業集落排水接続率の推移（各年 4 月 1 日現在）

(3) 浄化槽の補助事業

生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されることをかんがみて、浄化槽法の改定により平成 13 年度から単独処理浄化槽の新規設置ができなくなりました。これに伴い、合併処理浄化槽の整備が促進されるようになっていきます。

本町においても、表 3-1-7 のとおり合併処理浄化槽の補助事業を行っており、図 3-1-9 のとおり平成 5 年から平成 24 年度現在までで累計 337 基の補助を行っています。

表 3-1-7 合併処理浄化槽の補助対象金額（平成 25 年 4 月現在）

人槽区分	補助限度額
5 人槽	398,000 円
6 人槽	462,000 円
7 人槽	462,000 円
8 人槽	583,000 円
10 人槽	583,000 円

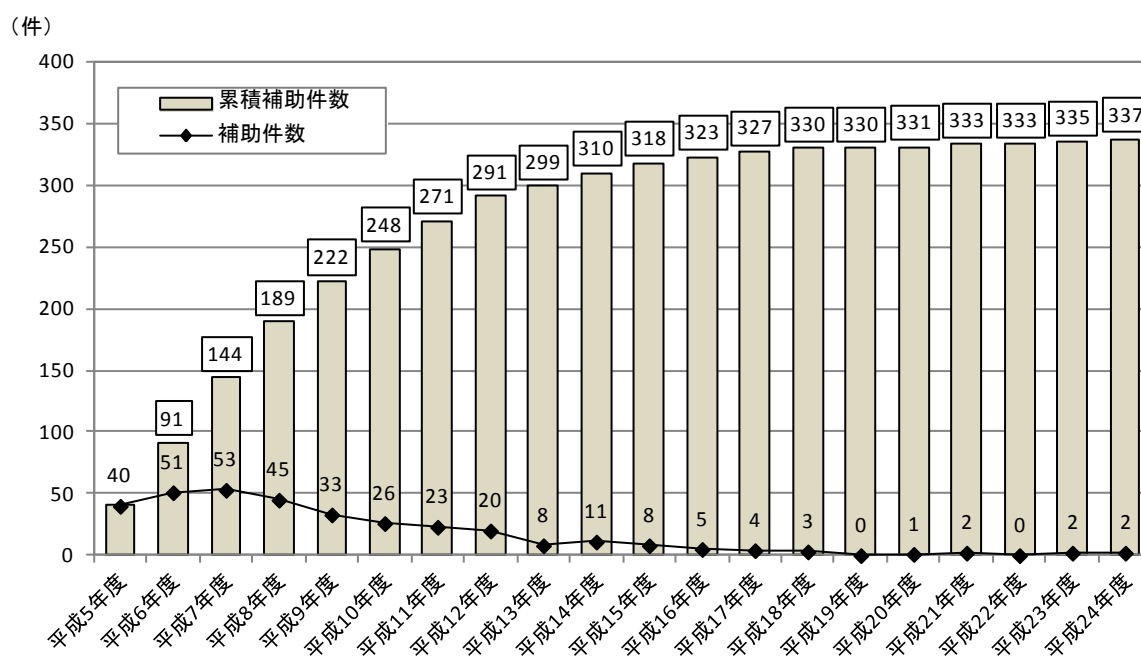


図 3-1-9 合併処理浄化槽の累計補助件数

4 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 処理体系

本町において発生するし尿・浄化槽汚泥の処理状況は図 3-1-10 に示すとおりです。

くみ取りトイレからはし尿が、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽及び 13 地区にある農業集落排水処理施設からは汚泥が発生します。これらの処理は蒲郡市幸田町衛生組合の施設「清幸園衛生処理場」にて広域処理しています。

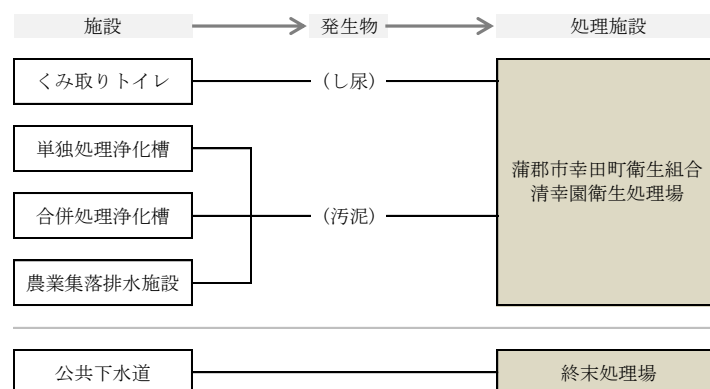


図 3-1-10 し尿・浄化槽汚泥等の処理体系図

(2) 収集運搬

①し尿

収集運搬は許可業者が行っています。許可業者は平成 25 年度現在で 1 社となっています。

②浄化槽汚泥

浄化槽の清掃許可業者は平成 25 年度現在で 3 社となっています。

(3) 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、蒲郡市幸田町衛生組合の施設「清幸園衛生処理場」に搬入し、処理を行っています。搬入したし尿及び浄化槽汚泥を前処理後、多重円板型脱水機で脱水処理を行い、脱水ろ液を希釈して公共下水道へ放流、脱水後の汚泥は、蒲郡市クリーンセンターに搬入し焼却処分します。表 3-1-8 に施設の概要を示します。

表 3-1-8 中間処理施設の概要

施設名	清幸園衛生処理場
所在地	額田郡幸田町大字深溝字黒田 8 番地
敷地面積	18,384m ²
稼働開始	昭和 55 年 3 月
形式	直接脱水処理
処理対象物	生し尿、浄化槽汚泥
公称能力	82k1/日（生し尿 10k1/日、浄化槽汚泥 72k1/日）

(4) 最終処分

焼却灰は、蒲郡市一般廃棄物最終処分場にて埋立処理されます。

(5) 処理状況

本町のし尿・浄化槽汚泥の処理量推移は表 3-1-9 及び図 3-1-11 に示すとおりです。

し尿量は年々減少傾向にある一方で、1 人あたりのし尿排出量は増加しています。

浄化槽汚泥量は、変動のあるものの、おおむね横ばい傾向であり、1 人あたりの浄化槽汚泥量も同様に横ばいです。

表 3-1-9 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

項目\年度			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
し尿・汚泥量	し尿量		(k1/年)	1,264	1,108	928	958	922
	浄化槽汚泥量		(k1/年)	8,549	8,417	7,840	8,789	8,518
	合計		(k1/年)	9,813	9,525	8,768	9,747	9,440
収集人口	し尿収集人口		(人)	1,242	861	647	647	579
	浄化槽人口	農業集落排水	(人)	10,181	10,688	10,676	10,677	10,642
		合併処理浄化槽	(人)	2,051	1,795	1,801	1,905	1,992
		単独処理浄化槽	(人)	2,941	2,412	2,122	2,151	1,739
		合計	(人)	15,173	14,895	14,599	14,733	14,373
原単位	し尿		(1/人・日)	2.8	3.5	3.9	4.1	4.4
	浄化槽汚泥量		(1/人・日)	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6

注) 浄化槽汚泥量の原単位には、農業集落排水人口も含まれます。

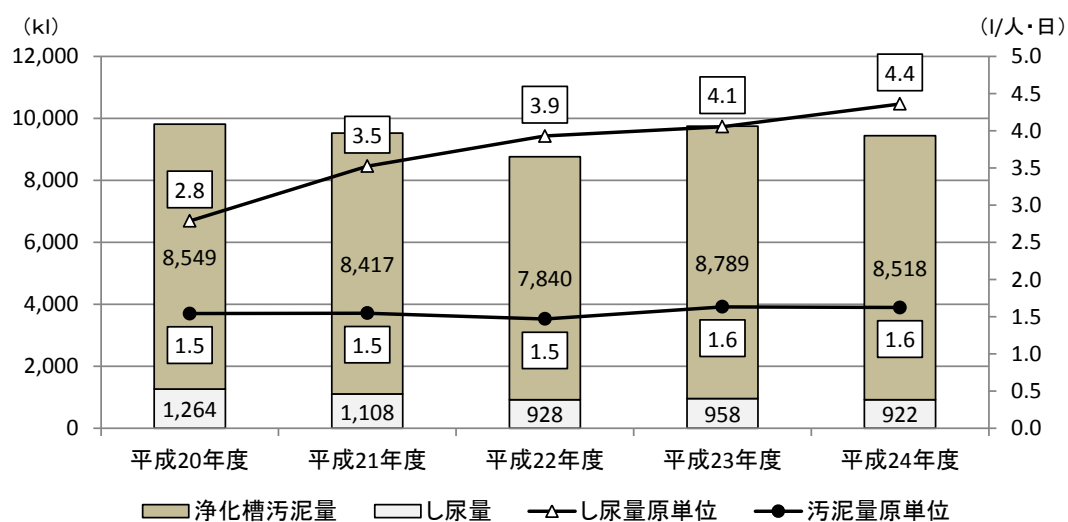


図 3-1-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

5 前回基本計画との比較

平成 21 年 3 月に策定した前回基本計画において掲げられている中間目標年度（平成 25 年度）の目標値と平成 24 年度実績値を比較すると表 3-1-8 のとおりです。

公共下水道人口は目標値を 3.1 ポイント上回っていますが、農業集落排水施設人口では 3.1 ポイント、合併処理浄化槽人口では 0.3 ポイント目標値を下回っています。

また、生活排水処理率では目標値を 0.2 ポイント下回っていますが、ほぼ目標値に達しているといえます。

表 3-1-8 中間目標年度（平成 25 年度）における目標値

項目	①目標値 (平成 25 年度)	②実績値 (平成 24 年度)	目標との差 (②－①)
行政区域内人口	37,980 人	38,763 人	－
公共下水道人口	58.3% (22,152 人)	61.4% (23,811 人)	+3.1% (+1,659 人)
農業集落排水施設人口	30.6% (11,611 人)	27.5% (10,642 人)	-3.1% (-969 人)
合併処理浄化槽人口	5.4% (2,029 人)	5.1% (1,992 人)	-0.3% (-37 人)
生活排水処理率	94.2%	94.0%	-0.2%

第2章 課題の抽出

生活排水処理施設には、規模の大きなものから公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽があります。

本町の生活排水処理を進めていく上で、複数の住宅等からの排水をまとめて処理する公共下水道や農業集落排水施設が整備されている区域を「集合処理区域」、これらの施設が整備されておらず、各戸で排水処理を行う必要がある区域を「個別処理区域」として、それぞれの課題を抽出します。

1 生活排水処理施設の整備促進

(1) 集合処理区域

生活排水処理率は全国・愛知県と比較しても高くなっており、公共下水道や農業集落排水の処理が進んでいますが、下水道供用開始区域内で未接続の世帯もあり、接続の促進が課題です。

また、下水道計画区域で未整備の区域もあるため、下水道整備率の向上が必要のほか、地形的要因等を考慮の上、さらなる下水道地域の拡大が求められます。

(2) 個別処理区域

個別処理区域では、合併処理浄化槽の整備促進が必要となります。

合併処理浄化槽の設置補助を引き続き実施するほか、生活排水処理に対する理解と周知が求められます。

2 生活排水対策の普及・啓発

家庭から排出される生活排水は人が生活するうえで欠かせませんが、発生・排出段階でその汚濁負荷量を削減することは重要です。これを実践するためには、一人一人が認識を持ち、排水対策を行う必要があるほか、具体的取り組みの情報発信や意識啓発を実施していく必要があります。

浄化槽法でも定められている法定検査の実施の徹底と浄化槽の適正管理を促す必要があります。

一人一人の取組としては、負荷のかかる汚水を流さないように心がける必要があります。台所では、洗剤の無駄使いをなくすこと、風呂場の水を洗濯に再使用するなどの対策が考えられます。

3 適正処理

公共下水道の普及により、し尿処理施設への搬入量は、今後減少傾向をとるものと予想されます。そのため、より効率的な収集・運搬の方法や収集量の平準化について検討する必要があります。

第3章 基本方針

生活排水は河川の水質汚濁の大きな要因となっており、生活排水を適正に処理することは非常に重要な課題といえます。

現状では、下水道整備や合併処理浄化槽の設置補助金制度の実施により水質改善対策は着実に進んでいます。

一方で、生活雑排水が未処理のまま河川に放流される単独処理浄化槽やくみ取り便槽の世帯もまだみられるため、水質保全の観点からの啓発活動を実施し理解・協力を仰ぐ必要があります。

このようなことから、住民の水質保全に関する意識向上を図り、その協力のもと、住民・事業者・行政が一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善と、自然環境の保全を図る必要があります。

本計画の基本方針としては以下のとおりとします。

1 生活排水処理施設の整備促進

生活排水施設の整備は、「集合処理区域」と「個別処理区域」に分け、地域の自然的・社会的条件を考慮した整備を目指します。

集合処理区域では、公共下水道をはじめ、農業集落排水の整備を行い、個別処理区域では合併処理浄化槽の設置促進により町内全域で生活排水処理を推進します。

2 生活排水対策に関する意識の向上

生活する上で生活排水は欠かせませんが、発生・排出段階でその汚濁負荷量を削減することも重要となります。

これを実施するためには、住民の理解と協力が必要になるとともに、行政としては具体的な行動につながる意識啓発・普及活動を推進していく必要があります。また、事業者も環境配慮型の商品の開発を行うなどしていく必要があります。これら 3 者の役割のもと生活排水対策を推進します。

3 効率的な収集運搬と適正処理

し尿や浄化槽汚泥の収集段階では効率的な収集を、処理段階では適正な処理を心掛けていきます。

第4章 基本計画

第1節 生活排水処理に関する計画

1 生活排水処理主体

本町における生活排水の処理主体及び生活排水関係施設の事業概要を表3-4-1に示します。

表3-4-1 本町における生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活排水	幸田町
農業集落排水	し尿及び生活排水	幸田町
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活排水	組合、幸田町
くみ取り便槽	し尿	個人等

2 処理の目標及び整備手法の概要

生活排水処理の整備手法は、公共下水道事業（国土交通省）のほか、整備区域の諸条件に応じて、農業集落排水事業（農林水産省）、合併処理浄化槽設置整備事業（環境省）等、各省の補助事業等を活用します。

また、整備手法の選定は、下水道計画等に基づいて適時適切に推進していきます。

主な生活排水処理施設の概要は表3-4-2のとおりです。

表3-4-2 主な生活排水処理施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模（計画人口）	対象区域	幸田町整備施設
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	—	—	○
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落	○
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	—	新設の禁止 （合併処理浄化槽の原則、義務付け）	○
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水 雨水等	市町村	10,000人以上	主として市街地	○
	流域下水道		都道府県	(第1種)15万人以上 当分の間は10万人以上 (第2種)3万人以上 15万人未満	2以上の市町村区	○
コミュニティ・プラント		し尿 生活雑排水	市町村	101人～3万人未満	特に制限なし	×
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	市町村	—	—	○

ア. 集合処理区域

①単独公共下水道

南部処理分区について、引き続き公共下水道により処理を行っていきます。

排水は蒲郡市に委託して蒲郡市下水道浄化センターにて処理します。

②矢作川流域下水道

中部処理分区について、引き続き矢作川流域下水道により処理を行っていきます。

また、新たに北部処理分区の整備を進めます。

排水は、西尾市内の終末処理施設「矢作川浄化センター」にて処理します。

③農業集落排水施設

農業振興地域 13 地区について、引き続き農業集落排水施設により処理を行っていきます。

イ. 個別処理区域

個別処理区域では、合併処理浄化槽による処理を推進し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換を促します。

(1) 生活排水処理目標

生活排水処理目標は、「幸田町污水適正処理構想（平成 23 年 3 月）」の計画普及率をもとに、都市計画マスタープランをもとにした計画処理区域内人口の推計値で按分して算出しました。

目標値は表 3-4-3 のとおりです。

ただし、本目標は、全県域污水適正処理構想とは異なります。

表 3-4-3 生活排水の処理目標

○污水处理人口普及率の目標値

年度 項目	現在	中間年度		目標年度
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
生活排水処理率	94.0%	98.1%	99.5%	99.9%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

○污水处理人口普及率の目標値

年度 項目	現在	中間年度		目標年度
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
行政区内人口	38,763	41,260	43,390	45,540
計画処理区域内人口	38,763	41,260	43,390	45,540
生活雑排水処理人口	36,445	40,471	43,189	45,483

(2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳は、表 3-4-4 のとおりです。

また、生活排水処理形態別人口の将来予測は、表 3-4-5 及び図 3-4-1 のとおりです。

表 3-4-4 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

項目\年度	実績値	中間年度	中間年度	目標年度
	平成24	平成30	平成35	平成40
1. 行政区域内人口	38,763 (100.0%)	41,260 (100.0%)	43,390 (100.0%)	45,540 (100.0%)
2. 計画処理区域内人口	38,763 (100.0%)	41,260 (100.0%)	43,390 (100.0%)	45,540 (100.0%)
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	36,445 (94.0%)	40,471 (98.1%)	43,189 (99.5%)	45,483 (99.9%)
(1) 公共下水道	23,811 (61.4%)	28,837 (69.9%)	31,727 (73.1%)	33,751 (74.1%)
(2) 農業集落排水	10,642 (27.5%)	10,448 (25.3%)	10,553 (24.3%)	10,834 (23.8%)
(3) コミュニティ・プラント	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(4) 合併処理浄化槽	1,992 (5.1%)	1,186 (2.9%)	910 (2.1%)	898 (2.0%)
4. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,739 (4.5%)	596 (1.4%)	150 (0.3%)	43 (0.1%)
5. 非水洗化人口 (くみ取り人口)	579 (1.5%)	198 (0.5%)	50 (0.1%)	14 (0.0%)
6. 自家処理人口	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
生活排水処理率	94.0%	98.1%	99.5%	99.9%

表 3-4-5 生活排水の処理形態別人口の予測

単位：人

年度		計画処理 区域内 人口	水洗化・生活雑排水処理人口						水洗化・生活 雑排水未処理 人口（単独処 理浄化槽）	非水洗化人口		
			公共下水道	農業集落 排水施設	コミュニティ・ プラント	合併処理 浄化槽	計	処理率		し尿収集 人口	自家処理 人口	計
実績	平成24	38,763	23,811	10,642	0	1,992	36,445	94.0%	1,739	579	0	579
予測	平成25	39,029	24,649	10,610	0	1,858	37,116	95.1%	1,548	516	0	516
	平成26	39,514	25,486	10,577	0	1,723	37,787	95.6%	1,358	452	0	452
	平成27	40,000	26,324	10,545	0	1,589	38,458	96.1%	1,167	389	0	389
	平成28	40,420	27,162	10,513	0	1,454	39,129	96.8%	977	325	0	325
	平成29	40,840	28,000	10,481	0	1,320	39,800	97.5%	786	262	0	262
	平成30	41,260	28,837	10,448	0	1,186	40,471	98.1%	596	198	0	198
	平成31	41,680	29,675	10,416	0	1,051	41,142	98.7%	405	135	0	135
	平成32	42,100	30,513	10,384	0	917	41,814	99.3%	215	72	0	72
	平成33	42,530	30,918	10,440	0	914	42,272	99.4%	193	64	0	64
	平成34	42,960	31,322	10,496	0	912	42,731	99.5%	172	57	0	57
	平成35	43,390	31,727	10,553	0	910	43,189	99.5%	150	50	0	50
	平成36	43,820	32,132	10,609	0	907	43,648	99.6%	129	43	0	43
	平成37	44,250	32,537	10,665	0	905	44,107	99.7%	107	36	0	36
	平成38	44,680	32,942	10,721	0	903	44,565	99.7%	86	29	0	29
	平成39	45,110	33,347	10,777	0	900	45,024	99.8%	64	21	0	21
	平成40	45,540	33,751	10,834	0	898	45,483	99.9%	43	14	0	14
予測根拠		A	B	C	D	E	F=B+C+D+E	G=F/A	H	I	J	K=I+J

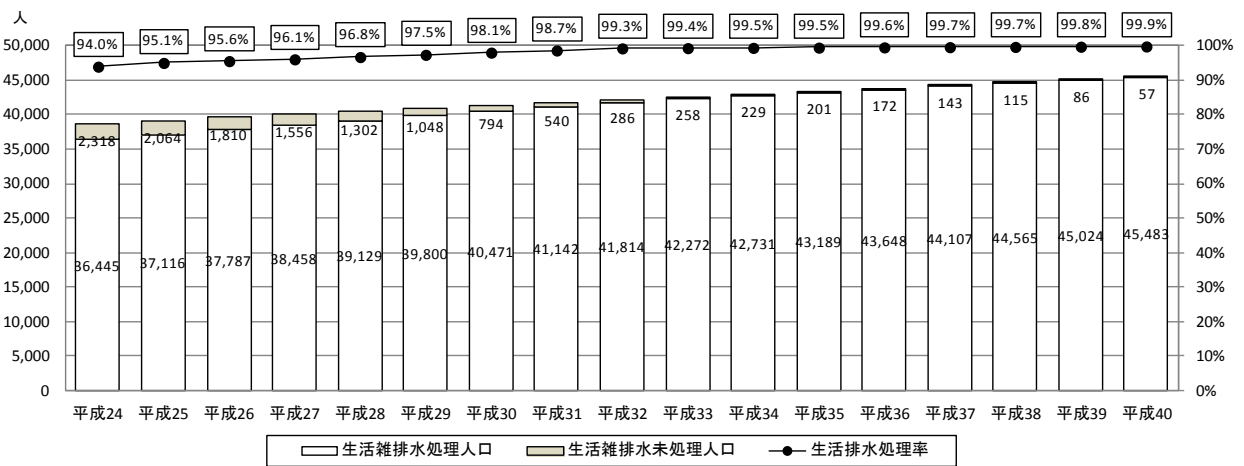


図 3-4-1 生活排水の処理形態別人口の予測

第2節 し尿・汚泥処理に関する計画

1 排出抑制等計画

し尿・浄化槽汚泥の排出抑制は、公共下水道及び農業集落排水等の普及が前提となります。

一方で、住民、事業者、行政においてもそれぞれの役割のもと排水対策を心がける必要があり、一人一人の行動が積み重なれば、大きな汚濁負荷量削減になります。

以降に各主体の排出抑制等の取り組みを示します。

住民

○台所での排水対策

汚濁負荷量削減のために、台所での排水時に以下の取組を心掛けます。

- ①キッチンストレーナー、三角コーナーの設置
- ②天ぷら油などの分別排出
- ③汚れた食器などをキッチンペーパーで拭きとってから洗う
- ④生ごみ等の調理くずは、家庭用堆肥化容器等を使用してコンポスト化

○風呂・洗濯の排水対策

汚濁負荷量削減のために、風呂・洗濯での排水時に以下の取組を心掛けます。

- ①洗剤の適正利用を心掛ける
- ②風呂の残り湯を洗濯水へ利用
- ③生活雑排水の散水への利用

○浄化槽の適正管理

天ぷら油等は使い切るか、新聞紙や紙などにしみこませたり、固化剤で固めたりしてごみとして排出します。

また、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を定められた時期に適切に実施し、適正管理を行います。

事業者

○低環境負荷商品の開発・供給

洗剤の製造業者及び販売業者は、生活排水の汚濁負荷量削減に有効な洗剤の開発または供給を行います。

○処理施設の新技术導入

浄化槽、その他生活排水の処理施設の製造業者は、生活排水を適正かつ低環境負荷で処理できる整備設備の開発を行います。

行政

○環境教育の充実

学校での副読本を活用した教育を積極的に行っていくほか、生活排水処理の方法をわかりやすく、かつ安全に見学できる施設の建設を目指します。

○家庭への普及啓発

家庭からの汚濁を減らすため、処理施設の整備や適正な施設の維持管理などについて、必要な情報を町民に対し、提供、指導・啓発して、発生源対策に取り組んでいきます。

○浄化槽の適正管理

浄化槽設置者に対して、保守点検・清掃・法定検査の 3 つの義務の励行についてパンフレットなどにより啓発活動を実施します。

また、浄化槽の工事業者、保守点検業者、清掃業者等の関係業者に対する技術研修会等を開催します。

○合併処理浄化槽設置補助の継続

生活排水の適正処理を推進していくため、合併処理浄化槽の設置費用の助成制度を継続していきます。

○処理汚泥の資源化

処理汚泥について、堆肥化等の再生利用を推進します。

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

地域住民の生活に伴い発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の効率化、円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるための計画的な収集を行います。

(2) 収集対象区域

本町における将来のし尿及び浄化槽の計画収集区域は本町全域とします。

(3) 収集運搬経路

収集運搬経路は、収集運搬車の集中防止を考慮し、交通量の均一化を図るとともに、主要幹線道路を使用するよう、許可業者への指導に努めます。

(4) 収集運搬量

本町の将来の収集運搬量の将来予測は表 3-4-6 及び図 3-4-2 のとおりです。

表 3-4-6 収集運搬量の将来予測

区分 \ 年度		単位	現在	中間年度		目標年度
			平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度
し尿		kL/年	922	316	80	23
浄化槽 汚泥	単独処理浄化槽	kL/年	675	231	58	17
	合併処理浄化槽	kL/年	7,843	7,223	7,116	7,283
	計	kL/年	8,518	7,454	7,174	7,300
合計		kL/年	9,440	7,770	7,254	7,322

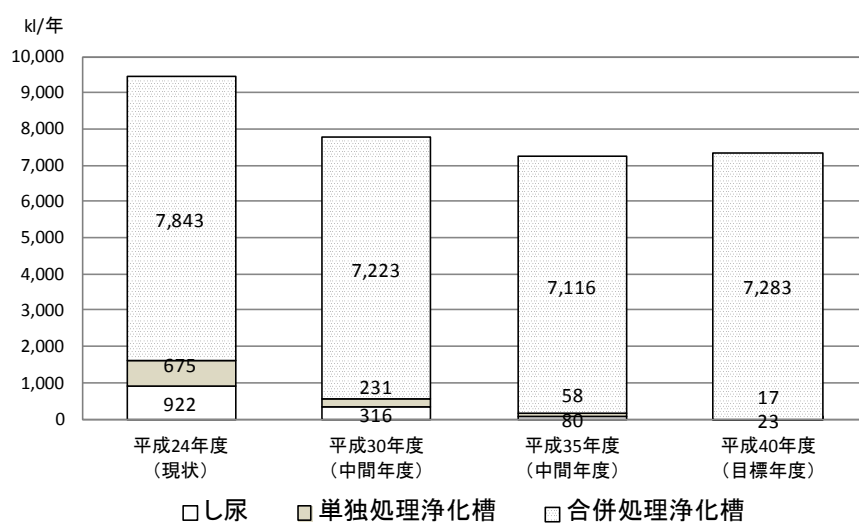


図 3-4-2 収集運搬量の将来予測

3 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

本町と蒲郡市とで共同処理しているし尿処理施設「清幸園衛生処理場」は、昭和 55 年 3 月から稼働開始し、公共下水道の普及とともに、処理量全体の減少、浄化槽汚泥の割合の増加等、当初と大きく変化しています。これに対して適切な管理運営が行えるように施設処理能力等の変更工事を行っています。

処理については、適正処理を行い、処理経費の低減も含めて管理するものとします。

(2) 中間処理量

将来の処理量の将来予測は表 3-4-7、図 3-4-3 のとおりです。

表 3-4-7 中間処理量の将来予測

年度		し尿			単独処理浄化槽			合併処理浄化槽			浄化槽汚泥 合計	合計	
		人口	原単位	収集量	人口	原単位	収集量	人口	原単位	収集量			
		(人)	(L/人・日)	(kL/年)	(人)	(L/人・日)	(kL/年)	(人)	(L/人・日)	(kL/年)			
実績	平成24	579	4.4	922	1,739	1.06	675	12,634	1.70	7,843	8,518	9,440	25.9
予測	平成25	516	4.4	821	1,548	1.06	601	12,467	1.70	7,740	8,341	9,162	25.1
	平成26	452	4.4	720	1,358	1.06	527	12,301	1.70	7,636	8,163	8,883	24.3
	平成27	389	4.4	619	1,167	1.06	453	12,134	1.70	7,533	7,986	8,605	23.6
	平成28	325	4.4	518	977	1.06	379	11,967	1.70	7,429	7,808	8,327	22.8
	平成29	262	4.4	417	786	1.06	305	11,801	1.70	7,326	7,631	8,048	22.0
	平成30	198	4.4	316	596	1.06	231	11,634	1.70	7,223	7,454	7,770	21.3
	平成31	135	4.4	215	405	1.06	157	11,467	1.70	7,119	7,276	7,491	20.5
	平成32	72	4.4	114	215	1.06	83	11,301	1.70	7,016	7,099	7,213	19.8
	平成33	64	4.4	103	193	1.06	75	11,355	1.70	7,049	7,124	7,227	19.8
	平成34	57	4.4	91	172	1.06	67	11,408	1.70	7,082	7,149	7,240	19.8
	平成35	50	4.4	80	150	1.06	58	11,462	1.70	7,116	7,174	7,254	19.9
	平成36	43	4.4	68	129	1.06	50	11,516	1.70	7,149	7,199	7,268	19.9
	平成37	36	4.4	57	107	1.06	42	11,570	1.70	7,183	7,224	7,281	19.9
	平成38	29	4.4	46	86	1.06	33	11,624	1.70	7,216	7,249	7,295	20.0
	平成39	21	4.4	34	64	1.06	25	11,678	1.70	7,249	7,274	7,309	20.0
	平成40	14	4.4	23	43	1.06	17	11,731	1.70	7,283	7,300	7,322	20.1
予測根拠			H24値一定			H24値一定			H24値一定				365日平均

注) 単独処理浄化槽汚泥量と合併処理浄化槽汚泥量の実績値は推計値

合併処理浄化槽人口には、農業集落排水人口及びコミュニティ・プラント人口も含む

計画原単位は、直近の平成24年度実績値を採用した。

なお、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は、実績値が不明であるため以下の方法により求めた。

し尿処理施設構造指針解説に示される原単位（単独処理浄化槽汚泥：0.75、合併処理浄化槽汚泥：1.2）を基に、下式により各原単位を求めた。

$$c:d=0.75:1.2$$

$$\text{単独} + \text{合併処理浄化槽汚泥量 (kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、 合併処理浄化槽人口：b、

単独処理浄化槽原単位：c、 合併処理浄化槽原単位：d

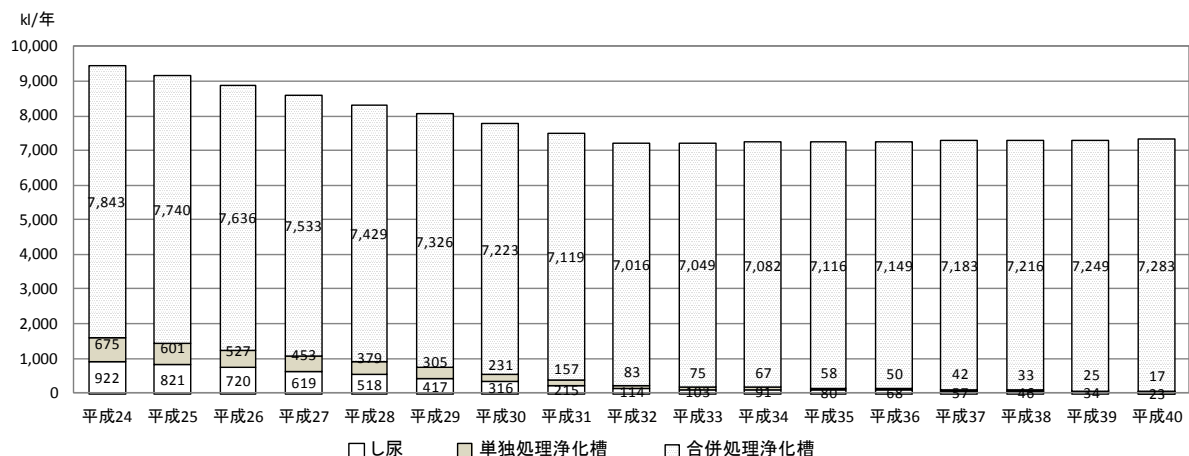


図 3-4-3 中間処理量の将来予測